

資料編

〔資料編目次〕

〔被害想定〕	341
地震被害想定	341
○平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査結果	341
〔防災体制〕	345
防災会議	345
○桶川市防災会議条例	345
○桶川市防災会議に関する規程	348
○桶川市防災会議委員名簿	350
災害対策本部	351
○桶川市災害対策本部条例	351
○桶川市災害対策本部に関する規程	352
各業務の担当課班	355
○各業務の担当課班一覧	355
動員	359
○職員動員計画	359
災害救助基準	360
○災害救助法による災害救助基準	360
〔防災関係機関等〕	365
防災関係機関	365
○防災関係機関連絡先一覧	365
〔医療機関等〕	369
医療機関	369
○災害拠点病院	369
○災害時連携病院	370
○病院・診療所	371
〔社会福祉施設〕	372
老人福祉施設	372
○介護老人福祉施設	372
○介護老人保健施設	372
○認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	372
○ケアハウス	372
○軽費老人ホーム	373
○特定施設入所者生活介護・介護予防特定入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）	373
○住宅型有料老人ホーム	373
○サービス付き高齢者向け住宅	373
○通所介護・介護予防通所介護	374

○地域密着型通所介護	374
○通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	374
○短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	375
○短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	375
障害者（児）施設	376
○障害者支援施設	376
○グループホーム・ケアホーム	376
○障害者福祉サービス事業所	376
○地域活動支援センター	377
○児童発達支援センター	377
○児童発達支援・放課後等デイサービス	377
児童福祉関連施設	378
○保育所（公立）	378
○保育所（私立）	378
○地域型保育施設	378
○認定こども園	379
○幼稚園	379
○認可外保育施設	379
○放課後児童クラブ（公営）	379
○放課後児童クラブ（民営）	380
〔避難所等〕	381
指定避難場所・避難所	381
○指定避難場所・避難所一覧	381
指定避難場所・避難所地図・経路図	383
○防災拠点、避難場所、緊急輸送道路等地図	383
場外着陸場等	385
○飛行場場外離着陸場一覧	385
〔消防施設等〕	386
車両配備状況	386
○消防署車両配置状況	386
資機材配備状況	387
○主要消防資機材保有状況	387
消防用水利	391
○消防用水利状況	391
危険物施設	392
○危険物施設数及び事業所数状況	392
〔消防団〕	393
桶川市消防団	393
○桶川市消防団の設置等に関する条例	393

○桶川市消防団規則	394
[自主防災組織]	403
交付金・補助金	403
○桶川市自主防災組織交付金要綱	403
○桶川市自主防災組織資機材整備・活動支援事業補助金等交付要綱	411
地区別組織	417
○桶川市自主防災組織一覧	417
[観測施設]	419
○雨量観測所設置状況	419
○水位観測所設置状況	419
○河川監視カメラ設置個所	419
[防災行政無線]	420
○防災行政無線（屋外）設置場所一覧	420
○防災行政無線（戸別）設置場所一覧	422
[応援協定等]	423
○災害時協定一覧	423
地方自治体	426
○安中市	426
○真岡市	428
○武蔵村山市	430
○埼玉県内市町村	432
○久喜市	434
○那珂市	437
○阿賀野市	439
○川島町	441
○川越地区消防組合、埼玉県央広域事務組合、北本市	443
○飯豊町	448
指定公共機関	450
○桶川市内各郵便局	450
○東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社	452
○東日本旅客鉄道株式会社高崎支社	455
○桶川市内各郵便局	458
○日本郵便株式会社桶川郵便局	460
○東日本旅客鉄道株式会社高崎支社桶川駅	462
○東日本電信電話株式会社	468
○東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社	471
指定地方公共機関	473
○一般社団法人埼玉県 LP ガス協会鴻巣支部	473

○関東食糧株式会社、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社、本田航空株式会社、 一般社団法人埼玉県トラック協会鴻巣支部	475
○一般社団法人埼玉県トラック協会鴻巣支部	476
○東彩ガス株式会社	477
○東彩ガス株式会社	480
事業者	482
○本田航空株式会社	482
○関東食糧株式会社	483
○コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	484
○コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	485
○株式会社マミーマート	486
○コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	488
○株式会社アクティオ	491
○株式会社ジェイコム埼玉・東日本	493
○ベニバナウォーク桶川	495
○株式会社新都市ライフホールディングス	497
○Zホールディングス株式会社	499
○株式会社カスミ	501
○株式会社マツモトキヨシ	503
○日藤ダンボール株式会社	505
団体	509
○桶川北本水道企業団	509
○埼玉県電気工事工業組合	512
○一般社団法人埼玉建築士会 中央北支部	514
○さいたま農業協同組合	516
○生活協同組合コープみらい	518
○桶川市建設業協会	520
○社会福祉法人熊谷福祉の里介護老人福祉施設クイーンズビラ桶川	522
○社会福祉法人安誠福祉会介護老人福祉施設はにわの里	524
○社会福祉法人明和会介護老人福祉施設べに花の郷	526
○社会福祉法人彩明会障害者支援施設りんごの家	528
○社会福祉法人緑風会介護老人福祉施設花ノ木の郷	530
○一般社団法人桶川北本伊奈地区医師会	532
○一般社団法人埼玉県北足立歯科医師会	534
○桶川市薬剤師会	536
○埼玉県行政書士会	538
○埼玉司法書士会	540
○桶川市接骨師会	542

〔弔慰金・見舞金〕	544
○災害弔慰金の支給等に関する条例	544
○災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則.....	549
○桶川市災害見舞金等支給条例	570
○桶川市災害見舞金等支給条例施行規則	572
〔その他〕	578
応急危険度判定	578
○桶川市被災建築物応急危険度判定要綱	578
文化財	580
○指定文化財一覧	580
放射線関係事故災害	582
○OIL 運用上の介入レベル (Operational Intervention Level) と防護措置について	582
○OIL と飲料水・飲食物の摂取制限について	583
〔様式等〕	584
市被害調査関係様式	584
○様式第 1 号～第 3 号	584
県報告関係様式	588
○様式第 1 号～第 3 号	588
緊急車両	592
○緊急通行車両確認申請書	592
○緊急通行車両等事前届出書	594
防災航空隊	595
○防災航空隊出動要請 (受信) 書	595
自衛隊	596
○自衛隊災害派遣要請書	596
○自衛隊災害派遣撤収要請書	597
その他	598
○桶川市り災証明書等交付事務取扱要綱	598
○被災証明書	603
○り災・被災届出証明書	604

〔被害想定〕

地震被害想定

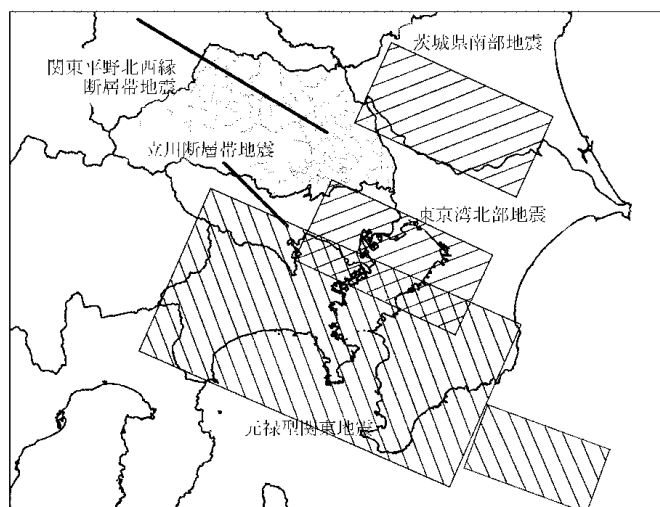
○平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査結果

平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査による桶川市の被害想定概要は、以下のとおりである。

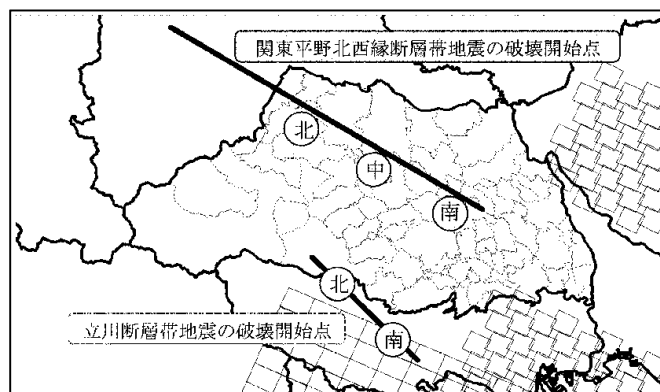
埼玉県想定地震の概略

名称	型	マグニチュード	県内最大震度
北西縁断層帯：北	活断層	7.4	7
北西縁断層帯：中央	活断層	7.4	7
北西縁断層帯：南	活断層	7.4	7
東京湾北部	海溝型	7.3	6 強
茨城県南部	海溝型	7.3	6 強
元禄型関東	海溝型	8.2	6 弱
立川断層帯：北	活断層	6.8	6 強
立川断層帯：南	活断層	6.8	6 強

想定地震の断層位置図



想定破壊開始点



〔被害想定〕
地震被害想定

想定地震ごとの被害概要

項目	予測内容	東京湾 北部 地震	茨城県 南部 地震	元禄型 関東 地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
					破壊 開始点 北	破壊 開始点 中央	破壊 開始点 南	破壊 開始点 北	破壊 開始点 南
震度	市内最大	5強	5強	5強	7	7	7	5強	5強
建物	全壊数	0	3	0	2,858	2,740	2,651	0	0
	半壊数	7	5	0	4,390	4,394	4,241	0	0
火災	焼失棟数	6	3	3	662	663	683	3	2
人的被害	死者数(人)	0	0	0	133	128	123	0	0
	負傷者数(人)	2	1	0	769	757	717	0	0
生活支障 (※)	避難所避難者数 -1日後-(人)	17	17	8	10,870	10,560	10,325	8	5
	避難所避難者数 -1週間後-(人)	50	18	8	13,883	13,730	13,655	8	5
	避難所避難者数 -1ヶ月後-(人)	17	17	8	17,797	17,503	17,222	8	5
	帰宅困難者数 (人)	3,846～ 4,174	3,782～ 4,138	3,768～ 4,001	4,108～ 4,234	4,105～ 4,234	4,030～ 4,234	3,127～ 3,449	2,581～ 3,074
ライフライン (※※)	電力 停電世帯数 -1日後-(世帯数)	6	13	3	11,271	10,836	10,519	3	2
	通信 不通回線数 -1日後-(回線)	3	2	2	696	663	732	2	1
	都市ガス 供給停止件数 -直後-(件)	0	0	0	21,957	21,957	21,957	0	0
	上水道 断水人口 -1日後-(人)	496	20	0	49,223	51,724	54,365	0	0
	下水道 機能支障人口 -直後-(人)	5,638	4,448	4,177	10,080	10,014	10,192	3,581	2,195

* 断水人口は発災一日後、下水機能支障人口と都市ガス供給停止件数は発災直後の値。停電世帯数、不通回線数は風速8m/s、冬、18時とした場合の値。

** 死者数、負傷者数、重傷者数は風速8m/s、冬、5時とした場合の想定値。避難者数は風速8m/s、冬、18時とした場合の想定値。帰宅困難者数は、内閣府定義帰宅困難率、平日12時とした場合の値。

本計画での想定地震における市の想定被害数量：関東平野北西縁断層帯地震

大分類	小分類	被害要因	被害内容	ケース	風速	破壊開始点					
						北	中央	南			
建物	木造	揺れ	全壊数	-	-	2,658	2,547	2,471			
			全壊率	-	-	9	9	9			
			半壊数	-	-	3,894	3,896	3,795			
			半壊率	-	-	14	14	14			
		液状化	全壊数	-	-	6	6	6			
			全壊率	-	-	0	0	0			
			半壊数	-	-	11	10	11			
			半壊率	-	-	0	0	0			
	非木造	揺れ	全壊数	-	-	189	184	170			
			全壊率	-	-	1	1	1			
			半壊数	-	-	479	483	430			
			半壊率	-	-	2	2	2			
		液状化	全壊数	-	-	5	3	4			
			全壊率	-	-	0	0	0			
			半壊数	-	-	6	5	5			
			半壊率	-	-	0	0	0			
	すべて	急傾斜面崩壊	全壊数	-	-	0	0	0			
			全壊率	-	-	0	0	0			
			半壊数	-	-	0	0	0			
			半壊率	-	-	0	0	0			
		火災	出火数	冬5時	-	-	3	3	3		
				夏12時	-	-	4	4	5		
				冬18時	-	-	13	13	14		
			焼失数	冬5時	3m/s	-	-	67	69	57	
8m/s					-	-	80	82	68		
夏12時				3m/s	-	-	88	89	78		
				8m/s	-	-	105	106	93		
冬18時				3m/s	-	-	555	557	576		
				8m/s	-	-	662	663	683		
ライフライン				上水道	-	断水人口 -1日後- (人)	-	-	49,223	51,724	54,365
				下水道	-	機能支障人口 -直後- (人)	-	-	10,080	10,014	10,192
				都市ガス	-	供給停止件数 -直後- (人)	-	-	21,957	21,957	21,957
	電力	-	停電世帯数 -1日後- (世帯数)	冬5時	3m/s	-	-	10,900	10,455	10,110	
					8m/s	-	-	10,908	10,464	10,117	
				夏12時	3m/s	-	-	10,913	10,469	10,124	
					8m/s	-	-	10,924	10,479	10,134	
				冬18時	3m/s	-	-	11,205	10,768	10,449	
					8m/s	-	-	11,271	10,836	10,519	
	電話	-	不通回線数 -1日後- (回線数)	冬5時	3m/s	-	-	278	254	287	
					8m/s	-	-	288	265	296	
				夏12時	3m/s	-	-	293	269	303	
8m/s					-	-	306	282	315		
冬18時				3m/s	-	-	611	579	645		
				8m/s	-	-	696	663	732		

〔被害想定〕
地震被害想定

大分類	小分類	被害要因	被害内容	ケース	風速	破壊開始点		
						北	中央	南
人的被害	-	-	死者数 (人)	冬 5 時	3m/s	194	186	179
					8m/s	194	187	179
				夏 12 時	3m/s	80	78	73
					8m/s	80	78	73
				冬 18 時	3m/s	131	127	121
					8m/s	133	128	123
			負傷者数 (人)	冬 5 時	3m/s	1,122	1,106	1,062
					8m/s	1,123	1,107	1,063
				夏 12 時	3m/s	674	670	613
					8m/s	675	670	614
				冬 18 時	3m/s	764	753	713
					8m/s	769	757	717
			重傷者数 (人)	冬 5 時	3m/s	244	235	226
					8m/s	244	235	226
				夏 12 時	3m/s	116	113	106
					8m/s	117	113	106
				冬 18 時	3m/s	150	145	139
					8m/s	152	146	141
			避難者数 -1日後- (人)	冬 5 時	3m/s	9,289	8,981	8,660
					8m/s	9,324	9,016	8,689
				夏 12 時	3m/s	9,344	9,037	8,716
					8m/s	9,389	9,082	8,758
				冬 18 時	3m/s	10,586	10,278	10,039
					8m/s	10,870	10,560	10,325
			避難者数 -1週間後- (人)	冬 5 時	3m/s	12,377	12,228	12,075
					8m/s	12,409	12,261	12,103
				夏 12 時	3m/s	12,429	12,381	12,129
					8m/s	12,471	12,324	12,167
				冬 18 時	3m/s	13,613	13,462	13,383
					8m/s	13,883	13,730	13,655
			避難者数 -1ヶ月後- (人)	冬 5 時	3m/s	16,388	16,095	15,735
					8m/s	16,418	16,126	15,761
				夏 12 時	3m/s	16,436	16,144	15,785
					8m/s	16,476	16,184	15,821
				冬 18 時	3m/s	17,544	17,252	16,967
					8m/s	17,797	17,503	17,222
			帰宅困難者数 (内閣府 2013)	平日 12 時	-	4,108	4,105	4,030
					-	2,962	2,962	2,904
				休日 12 時	-	3,796	3,791	3,715
					-	3,158	3,158	3,102
			帰宅困難者数 (埼玉県 2007)	平日 12 時	-	4,234	4,234	4,234
					-	2,699	2,699	2,699
				休日 12 時	-	3,768	3,768	3,768
					-	2,868	2,868	2,868

〔防災体制〕

防災会議

○桶川市防災会議条例

○桶川市防災会議条例

〔昭和 39 年 6 月 30 日〕
条 例 第 2 4 号

改正 昭和 41 年 6 月 29 日条例第 16 号
昭和 45 年 6 月 19 日条例第 25 号
昭和 56 年 3 月 31 日条例第 1 号
平成 7 年 12 月 28 日条例第 36 号
平成 24 年 10 月 1 日条例第 18 号
昭和 43 年 12 月 20 日条例第 28 号
昭和 46 年 6 月 16 日条例第 24 号
昭和 61 年 6 月 30 日条例第 16 号
平成 12 年 3 月 22 日条例第 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき桶川市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平成 12 条例 7・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 桶川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平成 24 条例 18・一部改正)

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関の職員
- (2) 埼玉県知事の部内の職員
- (3) 埼玉県警察の警察官
- (4) 市の職員
- (5) 教育委員会教育長

〔防災体制〕
防災会議

- (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (8) 市を管轄する一部事務組合の職員
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号、第8号及び第9号の委員の定数は、それぞれ3人、3人、2人、12人、7人、5人、及び2人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(昭和43条例28・昭和45条例25・昭和46条例24・昭和56条例1・昭和61条例16・平成7条例36・平成24条例18・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(昭和61条例16・一部改正)

第5条 削除 (昭和41条例16)

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(昭和61条例16・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和41年条例第16号) 抄

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則 (昭和43年条例第28号)

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年条例第36号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第7号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 18 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱する改正後の桶川市防災会議条例第 3 条第 5 項第 9 号に規定する委員の任期は、同条第 7 項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成 26 年 5 月 16 日までとする。

○桶川市防災会議に関する規程

○桶川市防災会議に関する規程

〔昭和 42 年 2 月 24 日〕
〔防災会規程第 1 号〕

改正 昭和 56 年 3 月 31 日防災会規程第 1 号
平成 8 年 3 月 31 日防災会議規程第 1 号
平成 17 年 6 月 27 日防災会規程第 1 号
令和 4 年 3 月 4 日防災会規程第 1 号

平成 2 年 4 月 28 日防災会規程第 1 号
平成 13 年 9 月 28 日防災会規程第 1 号
平成 19 年 3 月 29 日防災会規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、桶川市防災会議条例（昭和 39 年条例第 24 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員)

第 2 条 条例第 3 条第 4 項の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

(平成 19 防災会規程 1・一部改正)

(会議の招集)

第 3 条 会議は、会長が招集する。

2 前項の招集は、委員に対して招集の日時、場所、会期及び議案を通知するものとする。

(欠席又は遅参の届出)

第 4 条 委員は、事故のため会議に出席できないとき又は遅参しようとするときは、開会時刻前に、会長にその旨を届け出なければならない。

(会議)

第 5 条 防災会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(防災会議の会長による処理)

第 6 条 防災会議の権限に属する事項で、特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は次の防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第 7 条 防災会議の庶務は、防災会議主管課において処理する。

(昭和 56 防災会規程 1・平成 2 防災会規程 1・平成 8 防災会議規程 1・平成 13 防災会規程 1・平成 17 防災会規程 1・令和 4 防災会規程 1・一部改正)

(公表等の方法)

第 8 条 地域防災計画を作成し、又は修正した場合の公表その他防災会議の行う公表等は、桶川市公告式条例（昭和 30 年桶川市条例第 1 号）の例による。

附 則

この規程は、昭和 42 年 2 月 24 日から施行する。

附 則（昭和 56 年防災会規程第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年防災会規程第 1 号）

この規程は、平成 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年防災会議規程第 1 号）

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年防災会規程第 1 号）

この規程は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年防災会規程第 1 号）

この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年防災会規程第 1 号）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年防災会規程第 1 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

○桶川市防災会議委員名簿

(令和4年5月17日現在)

No	区分	所属する機関	委員職名
1	会長	桶川市	桶川市長
2	第1号委員	国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所	所長
3	第2号委員	埼玉県北本県土整備事務所	所長
4	〃	埼玉県鴻巣保健所	所長
5	第3号委員	埼玉県警察本部上尾警察署	署長
6	第4号委員	桶川市	副市長
7	〃	桶川市	秘書室長
8	〃	桶川市	企画財政部長
9	〃	桶川市	総務部長
10	〃	桶川市	環境経済部長
11	〃	桶川市	福祉部長
12	〃	桶川市	健康推進部長
13	〃	桶川市	都市整備部長
14	〃	桶川市	教育部長
15	〃	桶川市	会計管理者
16	〃	桶川市	議会事務局長
17	第5号委員	桶川市教育委員会	教育長
18	第6号委員	桶川市消防団	団長
19	第7号委員	東日本旅客鉄道(株)	上尾駅長
20	〃	日本郵便(株)桶川郵便局	局長
21	〃	東日本電信電話(株)埼玉事業部	執行役員 埼玉事業部長
22	〃	東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社	副総支社長
23	〃	東彩ガス(株)	執行役員 総務部長
24	〃	(一社)桶川北本伊奈地区医師会	副会長
25	第8号委員	埼玉県央広域消防本部	消防長
26	〃	桶川北本水道企業団	事務局長
27	第9号委員	桶川市自主防災組織連絡協議会	会長
28	〃	学識経験者	(社福)社会福祉協議会(事務局長)

災害対策本部

○桶川市災害対策本部条例

○桶川市災害対策本部条例

〔昭和 39 年 6 月 30 日〕
〔条 例 第 23 号〕

改正 平成 12 年 3 月 22 日条例第 8 号

改正 平成 24 年 10 月 1 日条例第 18 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、桶川市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(平成 12 条例 8・平成 24 条例 18・一部改正)

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 18 号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

○桶川市災害対策本部に関する規程

○桶川市災害対策本部に関する規程

〔昭和 56 年 5 月 22 日〕
規 程 第 4 号

改正	昭和 57 年 6 月 28 日規程第 10 号	昭和 58 年 6 月 29 日規程第 5 号
	昭和 61 年 3 月 5 日規程第 1 号	昭和 61 年 3 月 31 日規程第 9 号
	昭和 63 年 5 月 6 日規程第 5 号	平成 2 年 4 月 28 日規程第 5 号
	平成 4 年 3 月 31 日規程第 5 号	平成 6 年 3 月 29 日規程第 1 号
	平成 7 年 3 月 31 日規程第 5 号	平成 8 年 3 月 31 日規程第 3 号
	平成 9 年 4 月 17 日規程第 5 号	平成 10 年 3 月 31 日規程第 3 号
	平成 11 年 4 月 1 日規程第 6 号	平成 12 年 3 月 28 日規程第 2 号
	平成 13 年 9 月 28 日規程第 6 号	平成 18 年 3 月 17 日規程第 2 号
	平成 19 年 3 月 29 日規程第 3 号	平成 26 年 3 月 28 日規程第 1 号
	平成 30 年 12 月 7 日規程第 7 号	

(趣旨)

第 1 条 この規程は、桶川市災害対策本部条例（昭和 39 年桶川市条例第 23 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、桶川市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平成 12 規則 2・一部改正)

(職員の責務)

第 2 条 すべての職員は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本部の活動に協力しなければならない。

(本部の設置及び閉鎖)

第 3 条 本部は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定による桶川市地域防災計画の定めるところにより、その必要を認めるときに市長が設置するものとし、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したとき閉鎖するものとする。

(本部長等)

第 4 条 本部に、次の各号に掲げる職員を置き、当該各号に定める者をもつて充てる。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。） 市長
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。） 副市長
- (3) 災害対策本部長付（以下「本部長付」という。） 教育長
- (4) 災害対策本部員（以下「本部員」という。） 桶川市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和 54 年桶川市規則第 6 号）第 4 条第 2 号から第 6 号までに掲げる職にある者

(昭和 57 規程 10・昭和 61 規程 1・平成 2 規程 5・平成 6 規程 1・平成 8 規程 3・平成 10 規程 3・平成 13 規程 6・平成 18 規程 2・平成 19 規程 3・平成 26 規程 1・平成 30 規程 7・一部改正)

(本部会議)

第 5 条 本部に、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定するため、本部会議を置く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長、本部長付及び本部員で構成する。
- 3 本部会議は、本部長が招集し、及び主宰する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部及び班)

第6条 条例第3条第1項の規定により本部に部を置き、班をもつて組織する。

2 班に班長を置く。

3 班長は、上司の命を受けて、班務を掌理し所属職員を指揮監督する。

4 部の組織並びに条例第3条第2項及び第3項の規定による部に属すべき本部員及び部長となるべき本部員は、別に定める。

(平成12規程2・全改)

(分掌事務)

第7条 班において分掌する事務は、別に定める。

(平成12規程2・全改)

(体制の種別及び配備区分)

第8条 災害対策の活動に当たつてのとりべき体制の種別及び配備区分は、別に定める。

(平成12規程2・全改)

(動員計画)

第9条 職員の動員計画は、別に定める。

(平成12規程2・追加)

(非常参集)

第10条 職員は、地震その他の大規模な災害が発生した場合において、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、市及び県の出先機関又は他の市町村役場に参集するものとする。

(平成12規程2・旧第9条繰下)

(応援の要請)

第11条 部長は、配備された職員をもつては十分に災害応急活動が実施できないと認めるときは、本部長に対して応援を求めるものとする。

(平成12規程2・旧第10条繰下)

(被害調査及び報告)

第12条 班長又は班長に充てられる者は、桶川市災害対策本部被害調査及び報告要領に基づき、当該事務に係る被害調査を実施し、当該部長を通じ本部長又は市長に遅滞なく報告しなければならない。

(平成12規程2・旧第11条繰下)

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、災害対策活動の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

(平成12規程2・旧第12条繰下)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年規程第10号)

この規程は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則 (昭和58年規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年規程第1号)

〔防災体制〕
災害対策本部

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 61 年規程第 9 号)

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 63 年規程第 5 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 年規程第 5 号)

この規程は、平成 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年規程第 5 号)

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年規程第 1 号)

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 7 年規程第 5 号)

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年規程第 3 号)

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年規程第 5 号)

この規程は、平成 9 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年規程第 3 号)

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年規程第 6 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 12 年規程第 2 号)

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年規程第 6 号)

この規程は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年規程第 2 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年規程第 3 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年規程第 1 号) 抄

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年規程第 7 号)

この規程は、公布の日から施行する。

各業務の担当課班

○各業務の担当課班一覧

◎主担当課 ○関係課

平常時 (予防対策)	部 等 名	秘書室	企画財政部					総務部				環境経済部				福祉部				健康推進部			都市整備部					会計管理者	各事務局	教育部																				
	課 等 名	秘書広報課	企画調整課	財政課	税務課	収税課	人権・男女共同参画課	ごみ処理施設整備推進課	総務課	職員課	契約管財課	自治振興課	市民課	環境対策推進課	安心安全課	産業観光課	道の駅整備課	農政課	社会福祉課	障害福祉課	子ども未来課	保育課	高齢介護課	保険年金課	健康増進課	都市計画課	駅東口整備推進課	建築課	道路河川課	市街地整備課	下水道課	会計課	議会事務局・監査委員事務局	教育総務課	学校支援課	学務課	生涯学習・スポーツ推進課	文化財課	公民館											
共通編																																																		
第1章 総則																																																		
第1節	計画の目的																																																	
第2節	桶川市の概況													◎																																				
第3節	過去の災害履歴													◎																																				
第4節	災害の想定													◎																																				
第5節	防災ビジョン													◎																																				
第6節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱													◎																																				
第7節	市民及び事業所の防災における役割													◎																																				
第8節	地区防災計画													◎																																				
第2章 災害予防計画																																																		
第1節	防災組織整備計画	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
第2節	防災教育計画									◎				◎						◎																														
第3節	防災訓練計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
第4節	防災活動拠点等整備計画										○	○		◎		○	○						○		◎	◎	◎	◎	◎	◎																				
第5節	災害情報体制の整備計画		◎							○	○			◎		○	○						○																											
第6節	避難予防対策	○								○	○	○		◎	○	○	○			○	◎	○				○	○																							
第7節	物資及び資機材等の備蓄計画													◎																																				
第8節	医療体制等の整備計画													◎																																				
第9節	水害予防計画													○															◎			◎																		
第10節	竜巻等突風予防計画	○												◎																																				
第11節	雪害予防計画	○												◎																																				
第12節	火災予防計画	○												◎																																				
第13節	危険物等災害予防計画													◎																																				
第14節	文化財災害予防計画													○																																				
第15節	農作物被害予防計画													○					◎																															
第16節	道路災害予防計画		○							○				○																◎																				
第17節	防災都市づくり計画		○							○				◎																◎	◎	◎	◎	◎	◎															
第18節	要配慮者安全確保計画	○					○							◎						◎	◎	◎		◎																										
第19節	帰宅困難者対策	○										◎		◎																																				
第20節	被災者支援体制確保計画				◎									◎																																				
第21節	原子力災害予防計画													◎	◎																																			

災害時 (応急・復旧対策)	部 名	統括部			渉外部				総務部				生活支援部		救援部	医療部	施設部		教育部		議会 連携部	
	班 名	総合調整班	職員班	避難所班	秘書広報班	企画班	財政班	調査班	総務班	帰宅困難者班	市民支援班	会計班	環境班	産業班	救助班	医療班	都市施設班	土木施設班	学校教育班	社会教育班	議会 連携班	
	班 長	安心安全課長	職員課長		秘書広報課長	企画調整課長	財政課長	税務課長	総務課長	自治振興課長	市民課長	会計課長	環境対策推進課長	産業観光課長	社会福祉課長	健康増進課長	都市計画課長	道路河川課長	教育総務課長	生涯学習・スポーツ推進課長	議会事務局次長	
風水害対策編																						
第1章 風水害応急対策計画																						
第1節 職員動員配備計画	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第2節 自主防災活動計画	◎																○					
第3節 事前措置及び応急措置等計画	◎	◎																○				
第4節 災害救助法適用計画	◎	○	○				◎				○	○	○	◎	○	○	○	○	○			
第5節 気象情報等伝達計画	◎				○												◎					
第6節 被害情報収集・報告計画	◎	○	○		○		◎	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○			
第7節 通信機器利用計画	◎					◎																
第8節 広報広聴計画	○	○	○	◎			○		○	○					○	○			○		○	
第9節 水防計画	○																	◎				
第10節 土砂災害対応計画	○				○											○	○		◎			
第11節 道路応急対策計画	○							○										◎				
第12節 避難計画	◎	◎	○	◎					○			○			◎	◎		○	○			
第13節 救急救助・医療救護計画	◎														◎							
第14節 安否不明者の捜索、遺体の処理及び埋・火葬計画	○	○	○				○			◎				◎		◎						
第15節 要配慮者等の安全確保対策	◎		◎	○					◎						◎	◎						
第16節 飲料水・食料・生活必需品の供給計画	◎	○	○									◎	◎									
第17節 住宅対策計画	○														◎		◎					
第18節 文教・保育対策計画	○														◎				◎	◎		
第19節 障害物除去計画	○											○						◎				
第20節 緊急輸送計画	○	○	○					◎										◎				
第21節 労務要員等確保計画	○	◎													◎							
第22節 自衛隊災害派遣要請計画	◎																					
第23節 環境衛生計画	○	○	○	○								◎			◎			◎				
第24節 県防災ヘリコプター出場要請計画	◎																					
第25節 農業災害対策計画	○												◎									
第26節 帰宅困難者支援対策	○				○	○			◎													
第27節 竜巻等突風対応計画	◎		○		○							○					○	○	○			
第28節 雪害対応計画	◎				○												◎					
第2章 災害復旧復興対策計画																						
第1節 災害復旧計画	○	○					◎	◎									○	○				
第2節 災害復興計画	○						◎										○	○				
第3節 生活再建等の支援計画	◎							◎			○		◎	◎								
震災対策編																						
第1章 震災応急対策計画																						
第1節 職員動員配備計画	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第2節 自主防災活動計画	◎																	○				
第3節 被害情報収集・報告計画	◎	○	○	○			◎	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			
第4節 通信機器利用計画	◎						◎															
第5節 広報広聴計画	○	○	○	◎			○		○	○					○	○			○		○	
第6節 自衛隊災害派遣要請計画	◎																					
第7節 県防災ヘリコプター出場要請計画	◎																					
第8節 労務要員等確保計画	○	◎																				

災害時 (応急・復旧対策)	部 名	統括部			渉外部				総務部				生活支援部		救援部	医療部	施設部		教育部		議会 連携部
	班 名	総合調整班	職員班	避難所班	秘書広報班	企画班	財政班	調査班	総務班	帰宅困難者班	市民支援班	会計班	環境班	産業班	救助班	医療班	都市施設班	土木施設班	学校教育班	社会教育班	議会 連携班
	班 長	安心安全課長	職員課長		秘書広報課長	企画調整課長	財政課長	税務課長	総務課長	自治振興課長	市民課長	会計課長	環境対策推進課長	産業観光課長	社会福祉課長	健康増進課長	都市計画課長	道路河川課長	教育総務課長	生涯学習・スポーツ推進課長	議会事務局 次長
第9節 災害救助法適用計画	◎	○	○				◎				○	○	○	◎	○	○	○	○			
第10節 水防計画	○																◎				
第11節 消防活動計画	◎	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第12節 救急救助・医療救護計画	◎														◎						
第13節 避難計画	◎	◎	○		◎				○				○		◎	◎		○			
第14節 道路応急対策計画	◎				○												◎				
第15節 緊急輸送計画	○	○	○					◎									◎				
第16節 飲料水・食料・生活必需品の供給計画	◎	○	○									◎	◎								
第17節 帰宅困難者支援対策	○				○	○			◎												
第18節 安否不明者の捜索、遺体の処理及び埋・火葬計画	○	○	○				○			◎					◎						
第19節 障害物除去計画	○											○					◎				
第20節 環境衛生計画	○	○	○		○							◎			◎		◎				
第21節 住宅対策計画	○																◎				
第22節 ライフライン等応急対策計画	◎								○			◎	◎	○	○		◎			◎	
第23節 文教・保育対策計画	○																		◎	◎	
第24節 要配慮者等の安全確保対策	◎			◎	○				◎						◎	◎					
第25節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	◎																				
第2章 災害復旧復興対策計画																					
第1節 災害復旧計画	○	○				◎	◎										○	○			
第2節 災害復興計画	○					◎											○	○			
第3節 生活再建等の支援計画	◎						◎				○		◎	◎							
第3章 最悪事態(シビアコンディション)への対応	◎																				
事故災害対策編																					
第1章 事故災害応急対策計画																					
第1節 基本方針	◎																				
第2節 火災対策計画	◎	○																			
第3節 危険物等災害応急対策計画	◎														○						
第4節 放射線関係事故災害対策計画	◎	○	○		○							◎	○	○	○		○	○			
第5節 道路災害対策計画	◎	○			○			○									◎				
第6節 鉄道・航空災害対策計画	◎	○	○			◎			○						○						
第7節 火山噴火降灰災害対応計画	◎	○	○		○								○		○		○	○			
第2章 災害復旧復興対策計画																					
第1節 災害復旧計画	○	○				◎	◎										○	○			
第2節 災害復興計画	○					◎											○	○			
第3節 生活再建等の支援計画	◎						◎				○		◎	◎							

平常時 (予防・事前対策)	部等名	環境経済部	総務部	秘書室	企画財政部					総務部			会計管理者	環境経済部			福祉部			健康推進部			都市整備部				教育部				各事務局								
	課等名	安心安全課	職員課	一	秘書広報課	人権・男女共同参画課	企画調整課	ごみ処理施設整備推進課	財政課	税務課	収税課	総務課	契約管財課	自治振興課	市民課	会計課	環境対策推進課	産業観光課	道の駅整備課	農政課	社会福祉課	障害福祉課	子ども未来課	保育課	高齢介護課	保険年金課	健康増進課	都市計画課	駅東口整備推進課	建築課	道路河川課	市街地整備課	下水道課	教育総務課	学校支援課	学務課	生涯学習・スポーツ推進課	文化財課	公民館
災害時 (応急・復旧対策)	部名	統括部		渉外部					総務部			生活支援部			救援部			医療部			施設部				教育部				議会連携部										
	班名	総合調整班	職員班	避難所班	秘書広報班	企画班	財政班	調査班	総務班	帰宅困難者班	市民支援班	会計班	環境班	産業班	救助班			医療班			都市施設班		土木施設班		学校教育班		社会教育班		議会連携班										
	班長 (各班：各課長) (議会連携班：議会事務局次長)	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○						○	○			○										○	
複合災害対策編																																							
第1章 複合災害予防・事前計画		◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第2章 複合災害応急対策		◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
応援・受援対策編																																							
第1章 応援体制整備計画																																							
第1節 事前対策計画		◎	◎								○																	○		○	○	○							
第2節 応援対策		◎	◎																																				
第2章 受援整備計画																																							
第1節 事前対策計画		◎	◎																																				
第2節 受援対策		◎	○	○	○										○	○																							
第3節 応援協力要請計画		◎	◎																																				
第3章 広域災害復旧・復興支援計画		◎	◎																																				

動員

○職員動員計画

部 名 (災害対策本部)	災害警戒本部			災害対策本部	
	警戒体制 (名)			緊急体制	非常体制
	1号配備	2号配備 A	2号配備 B	3号配備	4号配備
環境経済部 (統括部)	6 (注1)	8 (注2)	8	職員の1/3 (注8)	全 員
秘書室 企画財政部 (渉外部)	0	0	4 (注3)		
総務部 会計課 (総務部)	0	0	3 (注4)		
環境経済部 (生活支援部)	0	4 (注5)	4		
福祉部 (救援部)	0	0	2 (注6)		
健康推進部 (医療部)	0	0	2 (注6)		
都市整備部 (施設部)	0	0	2 (注6)		
教育部 (教育部)	0	0	2 (注6)		
議会事務局 監査委員事務局 (議会連携部)	0	0	2 (注7)		

注1 危機管理防災監、安心安全課長、安心安全課×4
 注2 環境経済部長、同副部長、危機管理防災監、安心安全課長、安心安全課×4
 注3 秘書室長、同副室長、企画財政部長、同副部長
 注4 総務部長、同副部長、会計管理者
 注5 年度ごと指定される水防班×4
 注6 部長、副部長
 注7 議会事務局×1、監査委員事務局×1
 注8 応急業務にあたる職員数とし、その他の職員は業務継続の優先度が高い通常業務に従事する。
 その他：① 警戒体制時、各部等の応急業務のための動員数は各部長等が定める。
 ② 本部長の判断により、動員数を変更する場合がある。

災害救助基準

○災害救助法による災害救助基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(令和4年4月1日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

〔防災体制〕
災害救助基準

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごと に加算
全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 … 使用した薬 剤、治療材料、医療器具破損 等の実費 2 病院又は診療所 … 国民 保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日か ら14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又 は以後7日以内に分 べんした者であって 災害のため助産の途 を失った者(出産の みならず、死産及び 流産を含み現に助産 を要する状態にある 者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣 行料金の100分の80以内の 額	分べんした日か ら7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体 が危険な状態にあ る者 2 生死不明な状態 にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日か ら3日以内	1 期間内に生死が明らかにな らない場合は、以後「死体 の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計 上
被災した住宅 の応急修理	1 住家が半壊(焼) 若しくはこれらに 準ずる程度の損傷 を受け、自らの資 力により応急修理 をすることができ ない者 2 大規模な補修を 行わなければ居住 することが困難で ある程度に住家が 半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常 生活に必要な最小限度の部分1 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又 は半壊若しくは半焼の被害 を受けた世帯 655,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度 の損傷により被害を受けた 世帯 318,000円以内	災害発生の日か ら3ヵ月以内 (災害対策基本 法第23条の3第 1項に規定する 特定災害対策本 部、同法第24条 第1項に規定す る非常災害対策 本部又は同法第 28条の2第1項 に規定する緊急 災害対策本部が 設置された災害 にあつては、6ヵ 月以内)	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,700円 中学生生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

〔防災体制〕
災害救助基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の統括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4 </div>		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

出典：令和4年度災害救助基準(内閣府政策統括官(防災担当))

〔防災関係機関等〕

防災関係機関

○防災関係機関連絡先一覧

第1 埼玉県

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
危機管理防災部災害対策課	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-8181
危機管理防災部危機管理課	〃	048-830-8111
北本県土整備事務所	北本市東間 3-143	048-540-8200
鴻巣保健所	鴻巣市東 4-5-10	048-541-0249
県央地域振興センター	上尾市大字南 239-1 埼玉県上尾地方 庁舎	048-777-1110
さいたま農林振興センター	さいたま市浦和区北浦和 5-6-5	048-822-2492
南部教育事務所	〃	048-822-1860
埼玉県病虫害防除所	熊谷市須賀広 784 農業技術研究セン ター内	048-538-0661
中央家畜保健衛生所	さいたま市北区别所町 107-1	048-663-3071
上尾県税事務所	上尾市大字南 239-1 埼玉県上尾地方 庁舎	048-772-7111
埼玉県防災航空センター	川島町大字出丸下郷 53-1	049-297-7810
荒川左岸北部下水道事務所	桶川市小針領家 939 元荒川循環セン ター管理本館 3 階	048-728-0020

第2 警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
上尾警察署	上尾市本町 5-1-1	048-773-0110
桶川駅前交番	桶川市南 1-1-1	048-771-1114
川田谷駐在所	〃 川田谷 2817-11	048-787-0010
坂田交番	〃 坂田 1503-7	048-728-4701
若宮交番	〃 若宮 1-4-24	048-787-3895

第3 消防

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
埼玉県央広域消防本部	鴻巣市箕田 1638-1	048-597-3301
〃 桶川消防署	桶川市北 1-25-23	048-773-1190
〃 桶川西分署	〃 下日出谷 528	048-788-0119

第4 指定行政機関・指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
消防庁応急対策室	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-7527
農林水産省関東農政局企画調整室	さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-0600
熊谷地方気象台	熊谷市桜町 1-6-10	048-521-0058
厚生労働省埼玉労働局 さいたま労働基準監督署	さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー14F	048-600-4802
国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所	〃 北区吉野町 1-435	048-669-1200
〃 荒川上流河川事務所	川越市新宿町 3-12	049-246-6715
〃 利根川上流河川事務所	久喜市栗橋北 2-19-1	0480-52-3952

第5 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第 32 普通科連隊	さいたま市北区日進町 1-40-7	048-663-4241

第6 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
東日本旅客鉄道株式会社桶川駅	桶川市南 1-1-1	048-771-8405
東日本電信電話株式会社埼玉事業部	さいたま市浦和区常盤 5-8-17	048-626-6623
株式会社 NTT ドコモ埼玉支店	〃 中央区新都心 11-1	048-600-5648
KDDI 株式会社北関東総支社	〃 大宮区桜木町 1-10-16	048-677-0086 0285-28-5290 (夜間)
日本郵便株式会社桶川郵便局	桶川市若宮 1-6-30	048-787-6902
日本赤十字社埼玉県支部	さいたま市浦和区岸町 3-17-1	048-789-7117
日本放送協会さいたま放送局	〃 浦和区常盤 6-1-21	048-833-2041
東日本高速道路株式会社関東支社	〃 大宮区桜木町 1-11-2 大宮 JP ビルディング	048-631-0001
日本通運株式会社埼玉支店	〃 中央区下落合 1079-1	048-822-1111
東京電力パワーグリッド株式会社 埼玉総支社	〃 浦和区北浦和 5-14-2	048-638-2803

第7 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
一般社団法人埼玉県トラック協会 鴻巣支部	鴻巣市広田 467-1	048-596-1121
東彩ガス株式会社	越谷市越ヶ谷 1-14-1	048-735-5777
一般社団法人埼玉県 LP ガス協会	さいたま市浦和区高砂 1-2-1-410 エイペックスタワー浦和オフィス東館 4F	048-823-2020
〃 鴻巣支部桶川地区会	桶川市川田谷 3248-3	048-787-0346

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
株式会社テレビ埼玉	さいたま市浦和区常盤 6-36-4	048-824-3131
株式会社エフエムナックファイブ	〃 大宮区錦町 682-2 JACK 大宮 11F	048-650-0795
一般社団法人桶川北本伊奈地区医師会	北本市二ツ家 3-183	048-591-3140
一般社団法人埼玉県北足立歯科医師会	鴻巣市赤見台 1-15-23	048-596-0275
桶川市薬剤師会	桶川市朝日 1-27-8 (有限会社前田薬局 朝日店)	048-770-2361
一般社団法人埼玉県バス協会	さいたま市浦和区高砂 2-2-15	048-824-5539

第 8 公共の団体

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
桶川北本水道企業団	北本市中丸 6-83	048-591-2775
上尾、桶川、伊奈衛生組合	桶川市大字小針領家 1160	048-728-6071
さいたま農業協同組合桶川支店	〃 下日出谷西 2-18-4	048-787-1174
生活協同組合コープみらい	さいたま市南区根岸 1-5-5	048-789-6401
社会福祉法人桶川市社会福祉協議会	桶川市末広 2-8-8	048-728-2221
桶川市商工会	〃 鴨川 1-4-3	048-786-0903
埼玉県電気工事工業組合	さいたま市北区植竹町 1-820-6 埼玉電気会館 2 階	048-663-0242
一般社団法人埼玉建築士会 中央北支部	桶川市寿 1-3-7	048-771-2750
桶川市建設業協会	〃 下日出谷 8 番地 4 (浅見工業株 式会社)	048-787-2731
埼玉県行政書士会	さいたま市浦和区仲町 3-11-11	048-833-0900
埼玉司法書士会	〃 浦和区高砂 3-16-58	048-863-7861

第 9 協定締結自治体・事業者

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
安中市	群馬県安中市安中 1-23-13	027-382-1111
真岡市	栃木県真岡市荒町 5191	0285-82-1111
武蔵村山市	東京都武蔵村山市本町 1-1-1	042-565-1111
久喜市	久喜市下早見 85-3	0480-22-1111
那珂市	茨城県那珂市福田 1819-5	029-298-1111
阿賀野市	新潟県阿賀野市岡山町 10-15	0250-62-2510
川島町	比企郡川島町大字下八ツ林 870-1	049-297-1811
川越地区消防組合	川越市神明町 48-4	049-222-0700
埼玉県中央広域事務組合	鴻巣市箕田 1638-1	048-597-2001
北本市	北本市本町 1-111	048-591-1111
飯豊町	山形県西置賜郡飯豊町大字椿 2888	0238-72-2111

〔防災関係機関等〕
 防災関係機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
関東食糧株式会社	桶川市川田谷 2459-1	048-786-9111
コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 (旧三国コカ・コーラボトリング株式会社)	〃 加納 180	048-774-1103
本田航空株式会社	比企郡川島町大字出丸下郷 53-1	049-299-1111
株式会社マミーマート桶川坂田店	〃 坂田東 1-29-6	048-729-1300
株式会社アクティオ大宮営業所	さいたま市西区三橋 6-779-1	048-623-2748
株式会社ジェイコム埼玉・東日本 (旧株式会社 JCN 関東)	さいたま市浦和区常磐 10-4-1	048-088-1177
ベニバナウォーク桶川	桶川市下日 出谷東 2-15-1	048-789-2911
株式会社新都市ライフホールディングス	東京都新宿区西新宿 6-8-1 新宿オークタワー10階	03-5323-2500
Zホールディングス株式会社 (旧ヤフー株式会社)	東京都千代田区紀尾井町 1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井 タワー	—
株式会社カスミ	茨城県つくば市西大橋 599-1	029-850-1850
株式会社マツモトキヨシ	千葉県松戸市新松戸東 9-1	047-344-5111
日藤ダンボール株式会社	桶川市大字坂田 860-3	048-728-1111

[医療機関等]

医療機関

○災害拠点病院

令和4年6月現在

区分	施設名	開設者	所在地
基幹	川口市立医療センター	川口市	川口市西新井宿 180
地域	自治医科大学附属 さいたま医療センター	学校法人自治医科大学	さいたま市大宮区天沼町 1-847
基幹	埼玉医科大学総合医療センター	学校法人埼玉医科大学	川越市鴨田 1981
地域	北里大学メディカルセンター	学校法人北里研究所	北本市荒井 6-100
地域	埼玉県済生会加須病院	社会福祉法人恩賜財団済生 会支部 埼玉県済生会	加須市上高柳 1680
地域	深谷赤十字病院	日本赤十字社	深谷市上柴町西 5-8-1
基幹	さいたま赤十字病院	日本赤十字社	さいたま市中央区新都心 1-5
地域	獨協医科大学埼玉医療センター	学校法人獨協学園	越谷市南越谷 2-1-50
地域	さいたま市立病院	さいたま市	さいたま市緑区三室 2460
地域	防衛医科大学校病院	防衛省	所沢市並木 3-2
地域	埼玉県済生会川口総合病院	社会福祉法人恩賜財団済生 会支部 埼玉県済生会	川口市西川口 5-11-5
地域	埼玉医科大学国際医療センター	学校法人埼玉医科大学	日高市山根 1397-1
地域	社会医療法人壮幸会行田総合病院	医療法人壮幸会	行田市持田 376
地域	新久喜総合病院	社会医療法人社団 埼玉巨樹の会	久喜市上早見 418-1
地域	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	独立行政法人国立病院機構	和光市諏訪 2-1
地域	草加市立病院	草加市	草加市草加 2-21-1
地域	埼玉医科大学病院	学校法人埼玉医科大学	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38
地域	さいたま市民医療センター	社会医療法人 さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根 299-1
地域	上尾中央総合病院	医療法人社団愛友会	上尾市柏座 1-10-10
地域	羽生総合病院	医療法人徳洲会	羽生市大字下岩瀬 446
地域	地方独立行政法人埼玉県立病院機 構 埼玉県立小児医療センター	地方独立行政法人 埼玉県立病院機構	さいたま市中央区新都心 1-2
地域	戸田中央総合病院	医療法人社団東光会	戸田市本町 1-19-3

○災害時連携病院

令和5年1月現在

施設名	開設者	所在地
熊谷総合病院	社会医療法人熊谷総合病院	熊谷市中西 4-5-1
独立行政法人国立病院機構 西埼玉中央病院	独立行政法人国立病院機構	所沢市若狭 2-1671
埼玉成恵会病院	医療法人埼玉成恵会病院	東松山市石橋 1721
入間川病院	社会医療法人入間川病院	狭山市祇園 17-2
埼玉石心会病院	社会医療法人財団石心会	狭山市入間川 2-37-20
越谷市立病院	越谷市	越谷市東越谷 10-32
東埼玉総合病院	社会医療法人ジャパンメディカル アライアンス	幸手市吉野 517-5
白岡中央総合病院	医療法人社団哺育会	白岡市小久喜 938-12
ふじみの救急病院	医療法人社団晃悠会	入間郡三芳町北永井 997-5
小川赤十字病院	日本赤十字社	比企郡小川町小川 1525
彩の国東大宮メディカルセンター	医療法人社団協友会	さいたま市北区土呂町 1522
独立行政法人地域医療機能推進機構 埼玉メディカルセンター	独立行政法人 地域医療機能推進機構	さいたま市浦和区北浦和 4-9-3
埼玉協同病院	医療生協さいたま生活協同組合	川口市木曾呂 1317
秩父市立病院	秩父市	秩父市桜木町 8-9
TMG あさか医療センター	医療法人社団武蔵野会	朝霞市溝沼 1340-1
新座志木中央総合病院	医療法人社団武蔵野会	新座市東北 1-7-2
八潮中央総合病院	医療法人社団協友会	八潮市南川崎 845
皆野病院	医療法人徳洲会	秩父郡皆野町大字皆野 2031-1

○病院・診療所

令和4年12月1日現在

施設名	住 所	電話番号
朝日内科歯科医院	桶川市朝日 3-14-10	048-774-9385
アベル内科クリニック	桶川市若宮 1-4-52 埼玉 SS ビル 3F	048-787-5411
いけだファミリークリニック桶川	桶川市坂田東 2-3-1 フレスポ桶川	048-788-1167
大谷記念病院	桶川市加納字宮脇 2216	048-728-2411
大野整形外科	桶川市坂田 1514	048-728-1611
岡田整形外科	桶川市北 2-2-1	048-776-2222
おかべ耳鼻咽喉科医院	桶川市北 1-22-9	048-772-3492
桶川医療クリニック	桶川市若宮 1-5-2 おけがわマイル 4F	048-786-5200
桶川駅前こどもクリニック	桶川市若宮 1-1-7 桶川駅前メディカルビル 3F	048-789-3222
おけがわ眼科	桶川市若宮 1-5-2 おけがわマイル 4F	048-783-4957
桶川 K.N クリニック	桶川市若宮 1-1-7 桶川駅前メディカルビル 2F	048-787-7715
桶川腎クリニック	桶川市上日出谷 644-1	048-789-5151
桶川中央クリニック	桶川市若宮 2-2-22	048-786-6628
桶川日出谷診療所	桶川市下日出谷西 3-3-4	048-786-7715
かばやま眼科医院	桶川市下日出谷西 1-32-1	048-786-0121
上日出谷植原整形外科	桶川市上日出谷南 3-2-7	048-789-2200
川田谷クリニック	桶川市川田谷 3560-2	048-787-2531
神崎皮フ科クリニック	桶川市南 1-13-14 1F	048-778-3911
木ノ内在宅クリニック	桶川市下日出谷西 3-14-13	048-778-9626
蔵田医院	桶川市寿 1-3-8	048-771-1446
栗原クリニック	桶川市鴨川 2-8-4	048-786-2168
小島医院	桶川市東 1-2-17	048-771-1212
埼玉県央病院	桶川市坂田 1726	048-776-0022
坂部医院	桶川市東 1-3-26	048-771-1055
末広整形外科	桶川市末広 2-11-21	048-728-5166
鈴木内科医院	桶川市川田谷 5828-1	048-787-3000
田中胃腸医院	桶川市北 1-10-13	048-771-1037
豊田医院	桶川市坂田東 3-26-13	048-728-2377
なかた呼吸器科内科クリニック	桶川市倉田字西窪台 255-5	048-729-2811
原田耳鼻咽喉科医院	桶川市若宮 1-7-19 パークサイド若宮 101	048-787-5616
府川医院	桶川市若宮 2-3-21	048-786-2672
ベニバナファミリークリニック	桶川市下日出谷 954-5	048-787-0002
ゆう上尾在宅クリニック	桶川市鴨川 1-5-14 ソレイユビル 3F B号室	048-871-6067
ゆげクリニック	桶川市朝日 1-27-7	048-777-3000
ようだ眼科医院	桶川市西 1-5-7	048-771-8880
渡辺医院	桶川市若宮 1-6-39	048-787-2181

〔社会福祉施設〕

老人福祉施設

○介護老人福祉施設

令和4年12月1日現在

施設名	住 所	電話番号
べに花の郷	桶川市坂田 516-1	048-729-1177
特別養護老人ホーム花ノ木の郷	桶川市加納 1824-1	048-729-2222
特別養護老人ホームはにわの里	桶川市川田谷 7141-1	048-786-2323
特別養護老人ホームクイーンズビラ桶川	桶川市坂田 845-1	048-728-8887
特別養護老人ホームナーシングコート	桶川市川田谷 6238	048-786-7777

○介護老人保健施設

令和4年12月1日現在

施設名	住 所	電話番号
介護老人保健施設ルーエハイム	桶川市川田谷 4948-1	048-786-5550
介護老人保健施設ハートランド桶川	桶川市坂田 1725	048-777-7011
介護老人保健施設葵の園・桶川	桶川市倉田 2208-1	048-729-1500

○認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

令和4年12月1日現在

施設名	住 所	電話番号
桶川ケアセンターそよ風	桶川市上日出谷 1245-2	048-729-1616
グループホームみんなの家桶川	桶川市坂田東 1-36-3	048-789-3130
愛の家グループホーム桶川	桶川市朝日 2-10-15	048-778-6603
グループホームふくとみ	桶川市川田谷 4993-3	048-729-4072

○ケアハウス

令和4年12月1日現在

施設名	住 所	電話番号
べに花の郷	桶川市坂田 516-1	048-729-1177

○軽費老人ホーム

令和4年12月1日現在

施設名	住 所	電話番号
安らぎの里	桶川市川田谷 7141-1	048-787-2077

○特定施設入所者生活介護・介護予防特定入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）

令和4年12月1日現在

施設名	住 所	電話番号
あすなる桶川	桶川市坂田西 3-35-6	048-871-5621
介護付有料老人ホーム ヒューマンサポートおけがわ	桶川市坂田 1558-13	048-856-9340
ふるさとホーム桶川	桶川市上日出谷 977-1	048-789-3600
トミオ桶川べにばなテラス	桶川市鴨川 1-8-17	048-787-6565

○住宅型有料老人ホーム

令和4年12月1日現在

施設名	住 所	電話番号
有料老人ホームフルール桶川	桶川市坂田西 3-26-21	048-729-0505
はーとらいふ桶川	桶川市坂田西 1-8-3	048-783-3231

○サービス付き高齢者向け住宅

令和4年12月1日現在

施設名	住 所	電話番号
ハートフル casa 桶川	桶川市寿 2-16-19	048-778-0012
エクラシア桶川	桶川市坂田西 2-5-8	050-6861-5212
ケアガーデン桶川	桶川市坂田東 1-3-8	048-782-5684
グラハ桶川	桶川市鴨川 2-5-8	048-729-5112
さわやかおけがわ館	桶川市加納 71-1	048-662-9675

○通所介護・介護予防通所介護

令和4年12月1日現在

施設名	住 所	電話番号
デイサービス山ぼうし	桶川市寿 2-16-19 ハートフル casa 桶川	048-778-0013
デイサービスあいの里	桶川市加納 84-10	048-871-8128
桶川ひまわりケアサポート	桶川市坂田西 3-54-1	048-728-2888
クイーンズビラ桶川デイサービスセンター	桶川市坂田 845-1	048-728-8887
デイサービスセンターエクラシア桶川	桶川市坂田西 3-1-2	050-6861-5212
桶川ケアセンターそよ風	桶川市上日出谷 1245-2	048-789-3130
らいふばでい桶川	桶川市川田谷 6087-1	048-856-9967
リハビリデイサービス nagomi プラス桶川店	桶川市鴨川 2-5-8 グラハ桶川 1 階	048-729-5111
日々トレはると桶川下日出谷	桶川市下日出谷 943-179 桶川日出谷住宅 1 階	048-729-7378
リハビリデイサービス アクティ桶川	桶川市鴨川 1-5-8	048-871-6720
リハビリデイサービス つちのこ	桶川市下日出谷西 2-1-1	048-662-9113
コンパスウォーク桶川プレミア	桶川市西 2-5-7	048-657-8002
リハビリデイあいの里	桶川市加納 84-8	048-871-8158

○地域密着型通所介護

令和4年12月1日現在

施設名	住 所	電話番号
オカダの学校	桶川市東 2-12-27	048-776-8900
ごらく桶川の里デイサービスセンター	桶川市北 2-1-15	048-782-6961
べに花の郷	桶川市坂田 516-1	048-729-1241
デイサービスセンターかなで	桶川市坂田西 1-8-3 はーとらいふ桶川 1 階	048-778-9393
指定通所介護事業所ルーエハイム	桶川市川田谷 4948-1	048-786-5550
コンパスウォーク桶川	桶川市下日出谷 930-6	048-871-5858

○通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

令和4年12月1日現在

施設名	住 所	電話番号
介護老人保健施設ハートランド桶川	桶川市坂田 1725	048-777-7011
介護老人保健施設葵の園・桶川	桶川市倉田 2208-1	048-729-1500
介護老人保健施設ルーエハイム	桶川市川田谷 4948-1	048-786-5550
ねむのき	桶川市川田谷 5830-1	048-787-0311

○短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

令和4年12月1日現在

施設名	住 所	電話番号
べに花の郷	桶川市坂田 516-1	048-729-1177
ショートステイ花ノ木の郷	桶川市加納 1824-1	048-729-2222
桶川 ひまわりケアサポート	桶川市坂田西 3-54-1	048-728-2888
クイーンズビラ桶川ショートステイ	桶川市坂田 845-1	048-728-8887
短期入所生活介護事業所 はにわの里	桶川市川田谷 7141-1	048-786-2323
ねむのき	桶川市川田谷 5830-1	048-787-0311
桶川ケアセンターそよ風	桶川市上日出谷 1245-2	048-789-3130
特別養護老人ホーム ナーシングコート	桶川市川田谷 6238	048-786-7777

○短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

令和4年12月1日現在

施設名	住 所	電話番号
介護老人保健施設ハートランド桶川	桶川市坂田 1725	048-777-7011
介護老人保健施設葵の園・桶川	桶川市倉田 2208-1	048-729-1500
介護老人保健施設ルーエハイム	桶川市川田谷 4948-1	048-786-5550

障害者（児）施設

○障害者支援施設

令和4年12月1日現在

施設名	住 所	電話番号
りんごの家	桶川市倉田 513	048-728-9843

○グループホーム・ケアホーム

令和4年12月1日現在

施設名	住 所	電話番号
みのりの家 小針領家	桶川市小針領家 141-4	048-856-9733
みのりの家 坂田	桶川市坂田 777-1	048-856-9733
みのりの家 倉田 A 棟	桶川市倉田 520-3	048-856-9733
みのりの家 倉田 B 棟	桶川市倉田 520-1	048-856-9733
みのりの家 坂田東	桶川市坂田東 1-18-6	048-856-9733
みのりの家 加納 1・2	桶川市加納 595	048-856-9733
とまとの家・寿	桶川市寿 2-13-21	048-770-0808
さやえんどうホーム	桶川市泉 2-19-8	048-782-4568
ふわふわ桶川	桶川市朝日 1-8-12	048-729-6824
ささや 1 号館	桶川市坂田 1729-77	048-770-0440
ささや 2 号館	桶川市坂田 1711-8	048-770-0440
ぎんなん	桶川市川田谷 1985-2	048-788-1880
さいたまカーサ	桶川市坂田 1729-67	048-787-8255

○障害者福祉サービス事業所

令和4年12月1日現在

施設名	住 所	電話番号
いずみのの家	桶川市川田谷 1991-5	048-786-2213
ひより	桶川市加納 601-5	048-782-5148
えんじょい	桶川市泉 1-1-1	048-729-5180
チャレジョブセンター	桶川市若宮 1-2-16	048-789-5300
アイディアル就労移行支援	桶川市若宮 2-33-4	048-783-3604
えがお	桶川市上日出谷南 3-37-1	048-662-9091
ウーリー桶川	桶川市東 1-3-24	048-627-9588

○地域活動支援センター

令和4年12月1日現在

施設名	住 所	電話番号
さといも作業所	桶川市末広 2-8-29	048-728-3960
芽生えの会	桶川市末広 2-8-29	048-728-8161

○児童発達支援センター

令和4年12月1日現在

施設名	住 所	電話番号
桶川市児童発達支援センターいずみの学園	桶川市川田谷 1991-1	048-786-2306

○児童発達支援・放課後等デイサービス

令和4年12月1日現在

施設名	住 所	電話番号
児童デイサービスやまと	桶川市倉田 103-3	048-728-9843
児童デイサービス太陽 桶川	桶川市下日出谷 928-13	048-783-4822
発達支援つむぎ 桶川ルーム	桶川市若宮 1-5-2 おけがわマイン 4F	048-856-9437
特定非営利活動法人 KoKoRo 笑	桶川市下日出谷 17-7	048-782-4319
わくわくハウス 桶川西校	桶川市若宮 1-6-16 第二佐藤ビル 1階	048-782-4616
コペルプラス 桶川教室	桶川市南 1-2-20 マルイチビル 1階	048-778-9423
えがおの教室 桶川	桶川市坂田西 1-8-3	048-728-4260

児童福祉関連施設

○保育所（公立）

令和4年12月1日現在

施設名	住 所	電話番号
鴨川保育所	桶川市下日出谷東 1-3-4	048-786-1437
北保育所	桶川市北 1-15-28	048-771-2014
坂田保育所	桶川市大字坂田 1559-1	048-728-4653
日出谷保育所	桶川市上日出谷南 3-4-7	048-787-0593

○保育所（私立）

令和4年12月1日現在

施設名	住 所	電話番号
桶川たんぽぽ保育園	桶川市下日出谷西 1-17-14	048-786-5423
カオルキッズランド保育園	桶川市若宮 1-1-13	048-789-0888
桶幼どれみ保育園	桶川市寿 2-10-4	048-771-2258
アートチャイルドケア桶川	桶川市朝日 1-27-3	048-778-1216
さくら保育園	桶川市東 2-5-25	048-778-1680
メリーポピンズ桶川ルーム	桶川市若宮 1-5-2 おけがわマイルン 4F	048-856-9452
桶川なのはな なかよし保育園	桶川市若宮 1-3-9 大隅ビル 1階 (令和5年4月1日開園予定)	048-787-0970

○地域型保育施設

令和4年12月1日現在

施設名	住 所	電話番号
あゆみ保育園	桶川市南 1-2-21 1221 番館 1階	048-771-8349
なのはな保育園	桶川市川田谷 3267	048-787-0970
バンビーナ桶川ビュータワー園	桶川市若宮 1-4-30 ビュータワーおけがわ 1-111	048-783-3692
ひがし保育園乳児室	桶川市南 2-1-12	048-871-5186
さいたまヤクルト保育園 桶川東もぐもぐルーム	桶川市坂田東 1-1-4	048-782-5366

○認定こども園

令和4年12月1日現在

施設名	住 所	電話番号
認定こども園ひがし幼稚園ひがし保育園	桶川市東 1-6-25	048-771-6427
桶川ときわこども園	桶川市鴨川 1-1-43	048-786-0162
認定こども園ひだまり	桶川市川田谷 3821-3	048-778-9333
うさぎこども園	桶川市倉田 103	048-728-2981

○幼稚園

令和4年12月1日現在

施設名	住 所	電話番号
桶川幼稚園	桶川市寿 2-10-4	048-771-1238
しろがね幼稚園	桶川市坂田西 2-49-1	048-728-4004
愛宕幼稚園	桶川市上日出谷南 1-24-12	048-786-7277

○認可外保育施設

令和4年12月1日現在

施設名	住 所	電話番号
クイーンズビラ桶川いちご保育園	桶川市坂田 845-1	048-728-8887
BABY-BEAR nursery school 桶川園	桶川市坂田西 1-8-3	0120-022-685
いなほ保育園	桶川市川田谷 4593-10	048-786-5970

○放課後児童クラブ（公営）

令和4年12月1日現在

施設名	住 所	電話番号
桶川西放課後児童クラブ	桶川市下日出谷 836-7	048-786-2407
桶川西放課後児童クラブ分室	桶川市下日出谷 836-8	048-786-3810
加納放課後児童クラブ	桶川市坂田 883-35	048-728-4181
加納放課後児童クラブ分室	桶川市坂田 883	080-8443-1833
桶川東放課後児童クラブ	桶川市坂田西 1-7-23	048-728-5567
川田谷放課後児童クラブ	桶川市川田谷 4214-4	048-786-5181
桶川放課後児童クラブ	桶川市西 1-4-8	048-773-5693
桶川放課後児童クラブ分室	桶川市西 1-4-27	048-773-1894
日出谷放課後児童クラブ	桶川市上日出谷 885-5	048-786-3753

〔社会福祉施設〕
 児童福祉関連施設

施設名	住 所	電話番号
朝日放課後児童クラブ	桶川市朝日 2-18-26	048-774-2523
朝日放課後児童クラブ分室	桶川市朝日 2-18-1	080-2740-3404

○放課後児童クラブ（民営）

令和4年12月1日現在

施設名	住 所	電話番号
桶幼放課後児童クラブ駅前分室	桶川市南 1-2-4	048-729-6138
桶幼放課後児童クラブ学園本室	桶川市寿 2-10-4	048-771-1238
ひがし放課後児童クラブ	桶川市南 2-1-12	048-871-5186
ひがし放課後児童クラブ第二	桶川市東 1-6-25	048-771-6427
桶川なのはな放課後児童クラブ	桶川市下日出谷東 2-17-10	048-782-7117
プリン公園前児童クラブ	桶川市上日出谷 1269-115	048-657-8144
桶川アフタースクール	桶川市若宮 1-6-41	048-787-8787

〔避難所等〕

指定避難場所・避難所

○指定避難場所・避難所一覧

地区	番号	名称	避難所		所在地	電話(048)	備考
			地震	洪水			
桶川地区	①	桶川小学校	○	○	西 1-4-27	771-1259	地区活動拠点校
桶川東地区	②	桶川東小学校	○	○	坂田西 1-7-1	728-3886	地区活動拠点校
	③	桶川東中学校	○	○	末広 3-19-28	728-4461	
	④	坂田コミュニティセンター	○	○	坂田東 2-3-1	776-9106	指定避難所のみ
桶川西地区	⑤	桶川西小学校	○	○	下日出谷 836-1	786-3760	地区活動拠点校
	⑥	桶川中学校	○	○	泉 1-5-10	787-1311	
	⑦	桶川サン・アリーナ	○	○	下日出谷西 2-4-1	787-5111	
加納地区	⑧	加納小学校	○	○	坂田 883	728-3533	地区活動拠点校
	⑨	加納中学校	○	○	加納 1279	728-3061	
	⑩	県立桶川高等学校	○	○	坂田 945	728-4421	
	⑪	加納公民館	○	○	坂田 982-5	728-1040	
	⑫	べに花ふるさと館	○	○	加納 419-1	729-1611	
日出谷地区	⑬	日出谷小学校	○	○	上日出谷 885	786-2880	地区活動拠点校
川田谷地区	⑭	川田谷小学校	○	○	川田谷 4213	786-1335	地区活動拠点校
	⑮	桶川西中学校	○		川田谷 3680-1	787-1342	
	⑯	県立桶川西高等学校	○		川田谷 1531-2	787-0081	
	⑰	農業センター	○	○	川田谷 4414	786-1200	
	⑱	川田谷生涯学習センター	○	○	川田谷 4405-4	786-4030	
朝日地区	⑲	朝日小学校	○	○	朝日 2-18-1	771-3775	地区活動拠点校
	⑳	老人福祉センター (総合福祉センター内)	○	○	末広 2-8-29	728-1122	指定福祉避難所
	㉑	保健センター	○	○	鴨川 1-4-1	786-1855	指定福祉避難所
指 定 避 難 場 所 以 外 の 施 設							
桶川市民ホール					若宮 1-5-9	789-1113	一時滞在施設
城山公園					川田谷 2839-11	786-5881	指定広域避難場所

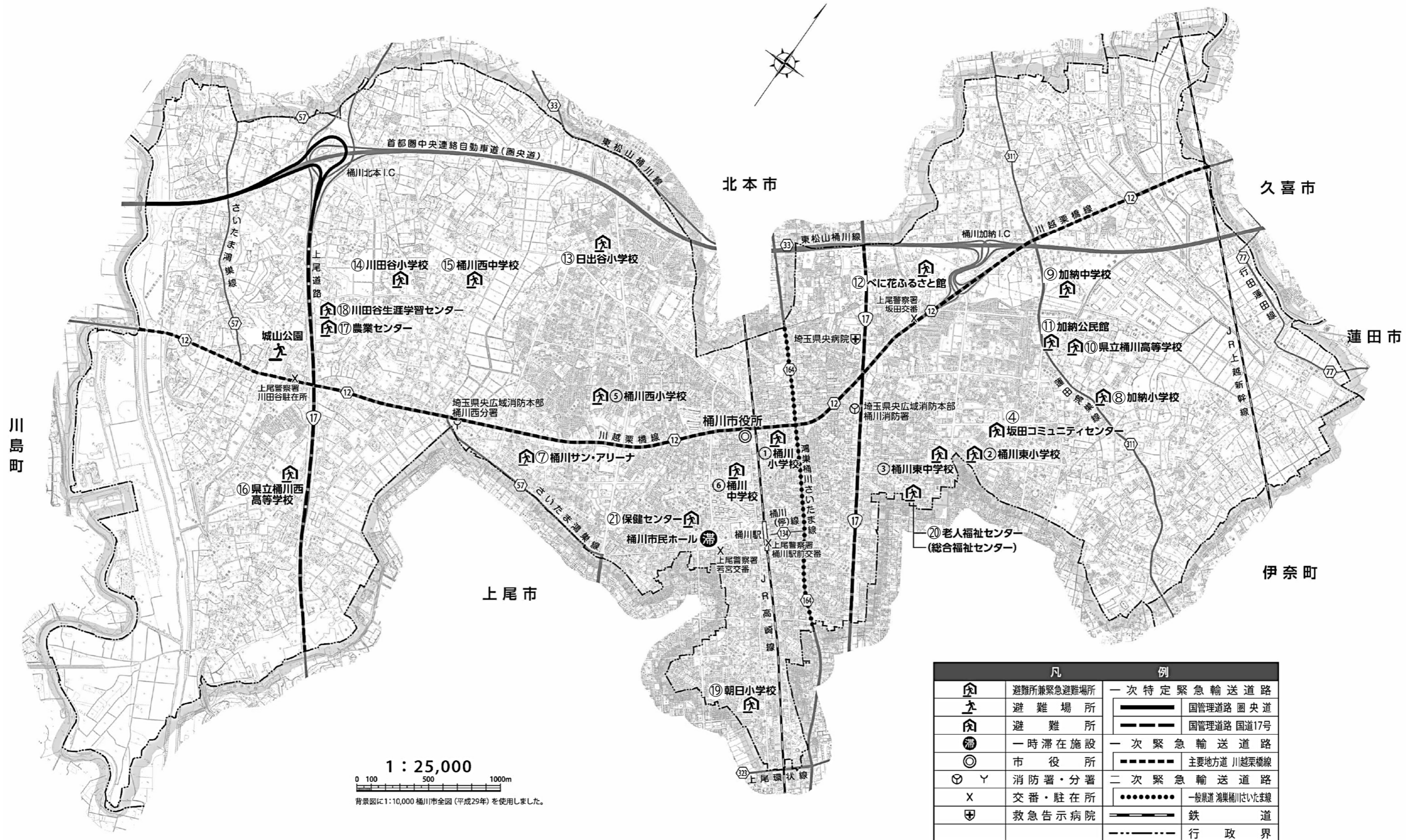
※ 避難場所は、災害時に身の安全を確保するため、緊急的に避難する場所。

※ 避難所は、災害時などで、家に戻れない場合に避難生活を送る施設。

〔避難所等〕
指定避難場所・避難所

指定避難場所・避難所地図・経路図

○防災拠点、避難場所、緊急輸送道路等地図



1 : 25,000
0 100 500 1000m
背景図に1:10,000 桶川市全図(平成29年)を使用しました。

資料編

[避難所等]

指定避難場所・避難所地区・経路図

場外着陸場等

○飛行場場外離着陸場一覧

場外名称	地名地番	表面	車両進入	管理者
日出谷小学校	桶川市上日出谷 885	転圧地	可	日出谷小学校長
桶川高等学校	桶川市坂田 945	転圧地	可	桶川高等学校長
城山公園	桶川市川田谷 2839-11	転圧地	可	桶川市長
ホンダエアポート	川島町出丸下郷 53-1	アスファルト	可	本田航空株式会社

〔消防施設等〕

車両配備状況

○消防署車両配置状況

(令和4年4月1日)

配置	種別	車名・型式	登録番号	ぎ装・ポンプ 会社名	ポンプ 級別型式	登録 年月
桶川消防署	広報車	マツダ GF-SGEW	大宮 800 さ 8862			H13. 3
	水槽付消防ポンプ 自動車 I-B 型	いすゞ 2PG-FSS90S2	大宮 830 に 2002	日本機械工業	A2 級 2 段 タービン	R2. 2
	消防ポンプ自動車 CD-I 型	日野 TPG-XZU640M	大宮 830 さ 3101	モリタ	A2 級 1 段 ホリユート	H31. 1
	救助工作車 II 型	日野 SDG-GX7JGAA 改	大宮 830 さ 2701	モリタ		H27. 1
	高規格救急自動車	トヨタ CBF-TRH226S	大宮 800 そ 1325			H29. 2
	高規格救急自動車	ニッサン CBF-CS8E26 改	大宮 830 す 1812			H30. 12
	資器材搬送車	ニッサン GB-SK2F23	大宮 800 さ ・780			H10. 8
広報車	ダイハツ EBD-S321V	大宮 880 あ 2516			R1. 9	
桶川西分署	水槽付消防ポンプ 自動車 I-B 型	いすゞ 2PG-FSS90S2	大宮 830 さ 2102	日本機械工業	A2 級 2 段 タービン	R3. 2
	高規格救急自動車	トヨタ CBF-TRH226S	大宮 800 せ 9914			H26. 11
	広報車	三菱 GD-U61V	大宮 80 あ 1258			H14. 8

出典：「消防年報 令和3年版」(埼玉県中央広域消防本部)

資機材配備状況

○主要消防資機材保有状況

(令和4年4月1日)

分類	器具名	合計	桶川消防署	桶川西分署
消火用器具	放水銃	1	1	
	無反動ノズル	15	11	4
	フォグガン	3	2	1
	ガンタイプノズル	12	8	4
	消防用ホース 65mm	126	82	44
	消防用ホース 50mm	58	30	28
	消防用ホース 40mm	45	27	18
	消防短ホース 65mm×5m	8	5	3
	高発泡器	1	1	
	低発泡器	2	2	
	背負式消火器具	6	3	3
	消火水のう給水器	2	1	1
救命用器具	流量計付加湿酸素吸入装置	3	2	1
	手動式人工呼吸器セット	16	11	5
	自動式人工呼吸器	3	2	1
	除細動器	7	4	3
	ショックパンツセット	3	2	1
	在宅医療セット	3	2	1
	輸液用資器材	3	2	1
	ビデオ硬性挿管用喉頭鏡	3	2	1
その他の救命用器具	電動式吸引器	3	2	1
	メインストレッチャー	3	2	1
	サブストレッチャー	2	1	1
	スクープストレッチャー	7	6	1
	担架(集団災害用)	6	5	1
	応急処置用セット	9	5	4
	陰圧式固定器具	3	2	1
	監視装置(心電図モニター)	3	2	1
	バックボード	7	5	2
救急訓練用器具	高度救命処置用訓練人形	1	1	
	心肺蘇生訓練人形(成人)	18	15	3
	心肺蘇生訓練人形(小児)	6	6	

〔消防施設等〕
資機材配備状況

分類	器具名	合計	桶川消防署	桶川西分署
	心肺蘇生訓練人形（乳児）	4	4	
	AED トレーナー	8	8	
高度救助用器具	熱画像直視装置	1	1	
救出用器具	救命索発射銃	1	1	
	ワイヤー又は金属製折りたたみはしご	3	2	1
	空気式救助マット	1	1	
	サーバイバスリング	2	2	
	救助用縛帯	6	5	1
	平担架	2	2	
	バスケット型担架	2	2	
切断用器具	油圧切断機	2	2	
	エンジンカッター	5	4	1
	ガス溶断機	1	1	
	チェーンソー	5	4	1
	鉄線カッター	6	4	2
	鉄筋カッター	2	2	
	空気鋸	2	2	
	大型油圧切断機	1	1	
	空気切断機	1	1	
	コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー	1	1	
重量物排除器具	油圧ジャッキ	10	8	2
	油圧スプレッダー（手動式含む）	4	3	1
	可搬ウィンチ	4	4	
	マンホール救助器具	1	1	
	マット型空気ジャッキ	1	1	
	大型油圧スプレッター	1	1	
	救助用支柱器具	1	1	
破壊用器具	万能斧	11	7	4
	ハンマー	5	2	3
	削岩機	2	1	1
	携帯用コンクリート破壊器具	2	1	1
測定用器具	可燃性ガス測定器（複合ガス検知器）	5	4	1
	有毒ガス測定器（複合ガス検知器）	6	5	1
	放射線測定器	1	1	
	レーザー距離測定器	3	2	1
	非接触温度計	1	1	

分類	器具名	合計	桶川消防署	桶川西分署
	放射線個人線量計	6	4	2
	化学剤検知器	1	1	
	生物剤検知器	1	1	
身体保護用 器具	空気呼吸器	23	18	5
	空気予備ボンベ (8L・7L・5L)	99	71	28
	酸素呼吸器	5	5	
	簡易呼吸器	2	2	
	防塵マスク	-	H17年度から個人貸与	
	防塵メガネ	-	H19年度から個人貸与	
	送排風機	1	1	
	耐電手袋	18	14	4
	耐電衣一式	4	4	
	防毒マスク	14	11	3
	耐熱服	5	4	1
	放射線防護服	4	4	
	陽圧式化学防護服	10	10	
	化学防護服	2	2	
	簡易型防護服	21	14	7
	耐刃防護服	17	10	7
	携帯警報機	18	14	4
活線接近警報機	3	3		
水難救助用 器具	救命ボート	1	1	
	船外機	1	1	
	ウェットスーツ一式	5	5	
	救命胴衣	30	18	12
	救命浮環 (スローバッグ含む)	13	10	3
その他の 救助器具	簡易画像探索機	1	1	
	投光器	5	4	1
	拡声器	8	5	3
	携帯無線機	33	24	9
	トランシーバー	11	9	2
	車両移動器具	1	1	
	ロープ登降器	3	3	
	救助用降下機	5	5	
	発電機	10	7	3
張力計	2	2		

〔消防施設等〕
資機材配備状況

分類	器具名	合計	桶川消防署	桶川西分署
	防水シート	6	4	2
	耐火シート	5	4	1
	簡易水槽	2	1	1
	水中ポンプ	1		1
	かぎ付はしご	4	3	1
	三連はしご	5	4	1
	緩降機	1	1	
	排水ポンプ	4	3	1
	除染シャワー（テント）	1	1	
	除染剤散布器	2	2	
	汚染物質密閉容器	1	1	

※ アタッチメント等を交換することにより、各種の機能を有する器具（汎用器具）は、それぞれの機能に該当する器具欄に記載

※ 空気を動力源とするものにかえて、エンジン等によるものもそれぞれの機能に該当する器具欄に記載

出典：「消防年報 令和3年版」（埼玉県央広域消防本部）

消防用水利

○消防用水利状況

(令和4年4月1日)

消火栓			1,030 (778)
防火 水槽	20m ³ 以上 40m ³ 未満	公設	212 [31]
		私設	127 [39]
	40m ³ 以上 60m ³ 未満	公設	71 [38]
		私設	121 [69]
	60m ³ 以上 100m ³ 未満	公設	1 [1]
		私設	12 [6]
	100m ³ 以上	公設	0 [0]
		私設	4 [0]
小計			548 [184]
その 他	プール		12
	河川・溝等		2
	小計		14
合計			1,592

※ 消火栓 () 数は、消防水利の基準第3条第2項に基づくもの

※ 防火水槽 [] 数は、耐震性防火水槽

出典：「消防年報 令和3年版」(埼玉県央広域消防本部)

危険物施設

○危険物施設数及び事業所数状況

(令和4年3月31日)

製造所	貯蔵所						取扱所				合計	危険物施設所有事業所数
	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所		一般取扱所		
								第一種	第二種			
3	17	11	—	28	67	3	17	1	—	24	171	50

出典：「消防年報 令和3年版」(埼玉県央広域消防本部)

〔消防団〕

桶川市消防団

○桶川市消防団の設置等に関する条例

○桶川市消防団の設置等に関する条例

昭和 45 年 9 月 21 日

条例第 32 号

改正 昭和 61 年 6 月 30 日条例第 16 号
平成 7 年 12 月 28 日条例第 36 号
平成 18 年 9 月 29 日条例第 42 号

(趣旨)

第 1 条 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項に規定する消防団の設置、名称及び区域については、この条例の定めるところによる。

(平成 18 条例 42・一部改正)

(消防団の設置、名称及び区域)

第 2 条 法第 9 条第 3 号の規定に基づき、消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称及び区域は、別表のとおりとする。

附 則

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年条例第 36 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年条例第 42 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

(昭和 61 条例 16・平成 7 条例 36・一部改正)

名称	位置	管轄区域
桶川市消防団	桶川市泉一丁目 3 番 28 号	桶川市全域

○桶川市消防団規則

○桶川市消防団規則

昭和 30 年 11 月 25 日

規則第 8 号

改正	昭和 34 年 8 月 25 日規則第 6 号	昭和 37 年 3 月 22 日規則第 2 号
	昭和 40 年 3 月 31 日規則第 3 号	昭和 42 年 3 月 27 日規則第 5 号
	昭和 43 年 3 月 27 日規則第 2 号	昭和 45 年 10 月 1 日規則第 19 号
	昭和 46 年 3 月 20 日規則第 6 号	昭和 47 年 4 月 1 日規則第 7 号
	昭和 55 年 4 月 1 日規則第 7 号	昭和 59 年 4 月 1 日規則第 4 号
	昭和 60 年 2 月 1 日規則第 2 号	平成 6 年 3 月 15 日規則第 4 号
	平成 7 年 12 月 18 日規則第 36 号	平成 10 年 3 月 31 日規則第 12 号
	平成 19 年 3 月 23 日規則第 10 号	平成 22 年 1 月 4 日規則第 1 号
	平成 22 年 3 月 26 日規則第 7 号	平成 25 年 4 月 5 日規則第 12 号
	平成 31 年 1 月 21 日規則第 1 号	令和 2 年 2 月 17 日規則第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 18 条第 2 項及び第 23 条第 2 項の規定に基づき、桶川市消防団（以下「消防団」という）の組織及び階級等に関する事項を定めたものとする。

(平成 22 規則 7・追加)

(組織)

第 1 条の 2 消防団に団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長（以下「役員」という。）及びその他の団員を置く。

2 団長は、団を代表し、その事務を統轄し、団員を指揮して法令、条例及び規則の定める職務を遂行し市長に対してその責に任ずる。

3 副団長、分団長、副分団長、部長及び班長は、団員の中から団長がこれを任免する。

(昭和 40 規則 3・旧第 2 条繰上・一部改正、平成 22 規則 7・旧第 1 条繰下・一部改正)

第 2 条 団長が事故あるときは副団長が、団長及び副団長ともに事故あるときは、団長の定める順序に従いその職務を代理する。

2 団長が死亡、罷免、退職又は心身の故障によりその職務を行うことのできない場合を除いては、代理者は、役員の内任を行うことはできない。

(昭和 40 規則 3・旧第 3 条繰上・一部改正)

第 3 条 団長及び副団長の任期は 4 年とし、その他の役員の内任は 2 年とする。ただし再任することを妨げない。

2 役員が欠けた場合における補欠役員の内任は、前任者の残任期間とする。

(昭和 47 規則 7・全改、昭和 59 規則 4・一部改正)

第 4 条 本部及び分団の定数並びに分団の区域は、別表第 1 のとおりとする。

(昭和 45 規則 19・全改、昭和 59 規則 4・平成 10 規則 12・一部改正)

第 4 条の 2 分団の管轄区域内に器具置場を設置する。

2 器具置場の名称及び位置は、別表第 2 のとおりとする。

3 器具置場には、次に掲げる消防器材を備えるものとする。

(1) 消防ポンプ自動車及びこれに附属する機械器具

- (2) 小型動力ポンプ積載車及びこれに附属する機械器具
- (3) その他消防上必要なもの
(昭和 59 規則 4・追加、平成 10 規則 12・一部改正)

(宣誓)

第 5 条 団員は、その任命後次の宣誓書に署名しなければならない。

〔消防団〕
桶川市消防団

宣 誓 書

私は忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け、何人をも恐れず良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

年 月 日

桶川市消防団 氏

名(印)

(昭和 45 規則 19・全改)

(水火災その他の災害出場)

第 6 条 消防車が火災現場に赴くときは、交通法規の定める速度制限に従うとともに正当な交通を維持するために「サイレン」を用いるものとする。ただし、引揚げの場合の警戒信号は鐘又は警笛のみに限られるものとする。

(昭和 40 規則 3・旧第 7 条繰上、昭和 43 規則 2・一部改正)

第 7 条 出火出場又は引揚げの場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車しなければならない。
- (2) 病院、学校、劇場等の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いなければならない。
- (3) 団員及び消防職員以外は、消防車に乗車させてはならない。
- (4) 消防車は、一列縦隊で安全な距離を保つて走行しなければならない。
- (5) 前行消防車の追越信号のある場合のほかは、走行中追越してはならない。

(昭和 40 規則 3・旧第 8 条繰上)

第 8 条 消防団は、消防長又は消防署長の許可を得ないで市の区域外の水火災その他の災害現場に出場してはならない。ただし、出場の際は管轄区域内であると認められたにもかかわらず現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときは、この限りでない。

(昭和 40 規則 3・旧第 9 条繰上、昭和 43 規則 2・昭和 45 規則 19・一部改正)

(消火及び水防等の活動)

第 9 条 水火災その他の災害現場に到着した消防団は、設備、機械、器具及び資材を最高度に活用して生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限に止めて水火災の防御及び鎮圧に努めなければならない。

(昭和 40 規則 3・旧第 10 条繰上、昭和 43 規則 2・昭和 45 規則 19・一部改正)

第 10 条 消防団が水火災その他の災害現場に出場した場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 消防団長の指揮の下に行動しなければならない。
- (2) 消防団長は、消防長の所轄の下に行動しなければならない。
- (3) 消防団長は、水防管理者の所轄の下に行動しなければならない。
- (4) 消防作業は、真しに行わなければならない。
- (5) 放水口数は、最大限度に使用し、消火作業の効果を収めるとともに、火災の損害及び放水による損害を最小限度に止めなければならない。
- (6) 各分団は、相互に連絡協調しなければならない。

(昭和 40 規則 3・旧第 11 条繰上・一部改正、昭和 45 規則 19・一部改正)

第 11 条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は、消防長に報告するとともに警察職員又は検視員が到着するまで、その現場に保存しなければならない。

(昭和 40 規則 3・旧第 12 条繰上、昭和 45 規則 19・一部改正)

第 12 条 放火の疑いある場合は、責任者は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 直ちに消防長及び警察職員に通報しなければならない。
- (2) 現場保存に努めなければならない。
- (3) 事件は慎重に取り扱うとともに公表は差し控えなければならない。

(昭和 40 規則 3・旧第 13 条繰上、昭和 45 規則 19・一部改正)

(文書簿冊)

第 13 条 消防団は、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理して置かなければならない。

- (1) 消防団員名簿
- (2) 沿革史
- (3) 日誌
- (4) 設備資材台帳
- (5) 区域内全図
- (6) 地理水利要覧
- (7) 手当受払簿
- (8) 給与品、貸与品台帳
- (9) 諸令達簿
- (10) 消防法規例規綴
- (11) 雑書綴

(昭和 40 規則 3・旧第 14 条繰上、昭和 45 規則 19・一部改正)

(訓練及び礼式)

第 14 条 団長は、団員の品位の陶冶及び実地に役立つ技能の錬磨に努め、定期的に訓練を行わなければならない。

2 消防団員の訓練及び礼式は、消防訓練礼式の基準（昭和 40 年消防庁告示第 1 号）及び消防操法の基準（昭和 47 年消防庁告示第 2 号）の例による。

(昭和 40 規則 3・旧第 15 条繰上、昭和 45 規則 19・平成 22 規則 7・一部改正)

(表彰)

第 15 条 市長は、消防団又は団員がその任務の遂行に当たつて、功労特に抜群である場合は、これを表彰することができる。

2 前項の場合、団員については、団長が表彰を行うことができる。

(昭和 40 規則 3・旧第 16 条繰上、昭和 43 規則 2・昭和 45 規則 19・一部改正)

第 16 条 前条の表彰は、次の 2 種とする。

- (1) 賞状
- (2) 賞詞

(昭和 40 規則 3・旧第 17 条繰上)

第 17 条 賞詞は、団員として次に掲げる事項について功労があると認められる者に対してこれを授与し、賞状は、次に掲げる事項について消防職務遂行上著しい業績があると認められる者又は団体に対して感謝の意を表するものとする。

- (1) 水火災の予防又は鎮圧
- (2) 消防施設強化拡充についての協力
- (3) 水火災現場における人命救助
- (4) 火災その他の災害時における警戒、防禦及び救助に関し消防団になした協力

(昭和 40 規則 3・旧第 18 条繰上)

(服制)

第 18 条 消防団の服制については、消防団員服制基準（昭和 25 年国家公安委員会告示第 1 号）の例による。

(昭和 40 規則 3・旧第 19 条繰上、昭和 45 規則 19・平成 22 規則 7・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 34 年規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 33 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 37 年規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 37 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 40 年規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 40 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 42 年規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 42 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 43 年規則第 2 号)

この規則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表中区域の欄については、昭和 43 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 45 年規則第 19 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条及び別表の改正規定は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 46 年規則第 6 号)

この規則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 47 年規則第 7 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、現に団長及び副団長の職にある者は、この規則による改正後の第 3 条の規定に基づいて発令されたものとみなす。

附 則 (昭和 55 年規則第 7 号)

この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 59 年規則第 4 号)

1 この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則施行の際、現に役員の職にある者の任期は、第 3 条の規定にかかわらず、昭和 59 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (昭和 60 年規則第 2 号)

この規則は、昭和 60 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年規則第 4 号)

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 7 年規則第 36 号)

この規則は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年規則第 12 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行する。

〔消防団〕
桶川市消防団

附 則（平成 22 年規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の 7 の項の改正は、平成 22 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年規則第 12 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 8 日から施行する。

附 則（平成 31 年規則第 1 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 7 の項の改正は、平成 31 年 2 月 9 日から施行する。

附 則（令和 2 年規則第 13 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

（平成10規則12・全改、平成19規則10・平成22規則1・平成31規則1・令和2規則13・一部改正）

区域	本部			分団					計	管轄区域	
	定数	団長	副団長	団員	分団長	副分団長	部長	班長			団員
本部分団											
本部										11	市全域
1		1	3	7	1	1	1	1	13	17	東一丁目、東二丁目、南一丁目、南二丁目、神明一丁目、神明二丁目及び末広一丁目の区域
2	1				1	1	1	14	18	寿一丁目、寿二丁目、西一丁目、西二丁目、北一丁目、北二丁目、末広二丁目及び末広三丁目の区域	
3	1				1	1	1	13	17	泉一丁目、泉二丁目、日出谷団地、殿山団地及び大字下日出谷のうち高井地区の区域	
4	1				1	1	1	13	17	鴨川一丁目、鴨川二丁目、下日出谷西一丁目、下日出谷西二丁目、下日出谷西三丁目、東観団地、日の出団地並びに大字下日出谷のうち日出谷団地及び高井地区を除く区域	
5	1				1	1	1	13	17	若宮一丁目、若宮二丁目、朝日一丁目、朝日二丁目及び朝日三丁目の区域	
6	1				1	1	1	14	18	大字上日出谷のうち日出谷団地、日の出団地及び殿山団地を除く区域	
7	1				1	1	1	14	18	坂田東一丁目、坂田東二丁目、坂田東三丁目、坂田西一丁目、坂田西二丁目、坂田西三丁目、大字坂田、大字小針領家及び大字倉田の区域	
8	1				1	1	1	13	17	大字加納、大字篠津、大字五町台、大字舎人新田、赤堀一丁目及び赤堀二丁目の区域	
9	1				1	1	1	13	17	大字川田谷のうち樋詰、薬師堂、松原、三ツ木、柏原、田向、若宮及び狐塚の区域	
10	1				1	1	1	13	17	大字川田谷のうち岡村、前領家、天沼、原、市場、谷津及び竹ノ内の区域	
計	1	3	7	10	10	10	10	133	184		

〔消防団〕
桶川市消防団

別表第2（第4条の2関係）

（平成10規則12・全改、平成19規則10・平成25規則12・一部改正）

名称	位置
桶川市消防団第1分団	桶川市南一丁目8番12号
桶川市消防団第2分団	桶川市北一丁目1番15号
桶川市消防団第3分団	桶川市泉一丁目5番46号
桶川市消防団第4分団	桶川市下日出谷西二丁目9番地の20
桶川市消防団第5分団	桶川市朝日一丁目22番8号
桶川市消防団第6分団	桶川市大字上日出谷919番地の1
桶川市消防団第7分団	桶川市大字坂田951番地の1
桶川市消防団第8分団	桶川市大字加納2140番地の1
桶川市消防団第9分団	桶川市大字川田谷1218番地の1
桶川市消防団第10分団	桶川市大字川田谷4683番地の1

〔自主防災組織〕

交付金・補助金

○桶川市自主防災組織交付金要綱

○桶川市自主防災組織交付金要綱

(趣旨)

第1条 市は、自主防災組織の育成強化を図り、もって市民の防災意識の普及及び高揚に資するため、自主防災組織（以下「組織」という。）の設立に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付金対象団体)

第2条 交付金の交付を受けることができるものは、自治会を単位として、防災活動を行うために組織された団体で、様式第1号の桶川市自主防災組織届出書により市長に届け出たものとする。

2 前項の規定にかかわらず、世帯数が600を超える自治会については、2以上の団体に区分し、それぞれ交付金の交付を受けることができる。

(交付対象経費)

第3条 交付金の交付の対象となる経費は、組織がその設立に際し、別表に掲げる防災資機材を購入するときに要する費用とする。

(交付金の額)

第4条 組織に対する交付金は、組織当たりの額10万円及び設立時の組織構成世帯数に500円を乗じて算出した額の合計額とする。ただし、この額が40万円を越えるときは、40万円とする。

2 交付金は、購入する資機材の金額を越えない範囲とする。

(交付金の交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする組織の代表者は、様式第2号の交付金交付申請書及び様式第3号の自主防災組織資機材購入計画書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その結果を様式第4号の交付金交付決定（不決定）通知書により前条の申請を行った者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 交付金の交付を受けた組織の代表者は、資機材の購入を完了したときは、速やかに様式第5号の資機材購入実績報告書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(検査等)

第8条 市長は、交付金を交付した組織に対して、必要があると認めるときは、その状況を検査し、又は報告を求めることができる。

〔自主防災組織〕
交付金・補助金

(交付金の返還)

第9条 市長は、交付金の交付を受けた組織が虚偽その他不正な行為により交付金の交付を受けたとき、又は交付金の交付決定内容若しくはこれに付した条件に違反したときは、交付金の一部又は全部を返還させることができる。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

附則（平成8年桶川市告示第24号）

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

桶川市自主防災組織設立届出書

年 月 日

桶川市長

自主防災組織名

代表者氏名

印

自主防災組織を結成したので、次のとおり届け出ます。

自主防災組織名	
設立年月日	年 月 日
本部を置く場所	電話（ ）
対象区域	
代表者	氏名 住所 電話（ ）
構成世帯数	世帯
添付書類	1 自主防災組織の規約 2 役員（組織）名簿
備考	

〔自主防災組織〕
交付金・補助金

様式第2号（第5条関係）

交付金交付申請書

年 月 日

桶川市長

自主防災組織名
代表者氏名

⑨

桶川市自主防災組織交付金要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

交付年度	年度
交付金の名称	桶川市自主防災組織交付金
交付金限度額	均等割金額 100,000円 世帯割金額（構成世帯数×500円≤300,000円） _____世帯×500円＝_____円 計 _____円
申請額	_____円
購入予定年月日	年 月 日
交付金振込口座	銀行 _____ 支店 _____ 預金種目（普通・当座）口座番号 NO. _____ （フリガナ） 口座名義人 _____

様式第3号 (第5条関係)

自主防災組織資機材購入計画書

自 主 防 災 組 織 名

品 目	数 量	単価 (円)	金額 (円)	備 考
合計				
添 付 書 類		見 積 書		

〔自主防災組織〕
交付金・補助金

様式第4号（第6条関係）

桶川市自主防災組織交付金決定通知書

第 号
年 月 日

自主防災組織名
代 表 者 名

桶川市長

年 月 日付けで申請のあった交付金の交付申請について、次のとおり決定したので通知します。

申請額 _____ 円

交付決定額 _____ 円

様式第5号（第7条関係）

資機材購入実績報告書

年 月 日

桶川市長

自主防災組織名

代表者氏名

⑨

年 月 日付け桶安第 号で交付決定通知を受けた交付金について桶川市自主防災組織交付金要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

年 度	年度
交付金の名称	自主防災組織交付金
資機材購入合計額	円
交 付 金 額	円
添 付 書 類	購入資機材の領収書（又は購入を証する書類）

〔自主防災組織〕
交付金・補助金

別表（第3条関係）

サイレン付メガホン	担架	救急セット	はしご	ロープ
毛布	消火バケツ	消火器（及び格納庫）	強化ライト	
発動発電機投光機セット	誘導旗	腕章	ヘルメット	
防災ずきん	ござ	防水シート	土のう袋	炊き出し用具
ポリタンク	キャンバス水槽	ろ水機	防災資機材収納庫	
排水ポンプセット	バール	かけや	つるはし	ジャッキ
スコップ	リヤカー	一輪車	工具及び工具箱	
その他市長が必要と認めるもの				

○桶川市自主防災組織資機材整備・活動支援事業補助金等交付要綱

○桶川市自主防災組織資機材整備・活動支援事業補助金等
交付要綱

平成 24 年 9 月 10 日
告示第 204 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民の自主的な防災活動の促進を図るため、自主防災組織の防災活動に対し、予算の範囲内で桶川市自主防災組織資機材整備・活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金交付規程（昭和 30 年桶川市規程第 6 号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象事業)

第 2 条 補助の対象となる事業は、市内の自主防災組織（第 4 条に規定する交付の申請を行う日の属する年度前に、桶川市自主防災組織交付金要綱（平成元年桶川市告示第 35 号）第 2 条第 1 項の規定による届出をした自主防災組織をいう。）が行う次に掲げるものとする。

- (1) 埼玉県が実施する埼玉県自主防災組織資機材整備・活動支援事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付の対象となるもの
- (2) 財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業実施要綱に基づく補助金の交付の対象となるもの
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、桶川市以外の団体が実施する自主防災組織の育成又は地域防災力の向上を目的とした補助金の交付の対象となるものであって、市長が特に認めるもの

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、次に定める額とする。

- (1) 前条第 1 号に規定するものにあつては、埼玉県から補助金の交付の決定を受けることができた額に 2 を乗じて得た額
- (2) 前条第 2 号に規定するものにあつては、財団法人自治総合センターから補助金の交付の決定を受けることができた額
- (3) 前条第 3 号に規定するものにあつては、市長が認めた額

(交付申請)

第 4 条 規程第 3 条第 1 項の申請書は、様式第 1 号の補助金等交付申請書のとおりとする。

(交付決定)

第 5 条 規程第 3 条の 2 第 1 項の規定による通知は、様式第 2 号の補助金等交付決定書により行うものとする。

2 前項の通知は、市長が第 2 条各号に規定する団体(以下「団体」という。)から補助金の交付の決定を受けた後に行うものとする。

(変更交付申請等)

第 6 条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第 4 条の申請書（次項の規定

〔自主防災組織〕
交付金・補助金

により準用する場合を含む。)の内容に変更が生じた場合であって、その変更について団体に申請等が必要なときは、速やかに市長に対し変更の申請を行わなければならない。

2 前2条の規定は、前項の変更の申請及びそれに対する交付の決定について準用する。

(実績報告)

第7条 規程第6条第1項第1号の実績報告書は、様式第3号の補助事業等実績報告書のとおりとする。

(検査等)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その状況を検査し、及び報告を求めることができる。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助事業者が、規程第7条各号に定めるもののほか次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

2 前項の規定により返還を求めるに当たっては、様式第4号の補助金等返還命令書により行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

補助金等交付申請書

年 月 日

桶川市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名 ㊟

_____年度_____について、補助金等の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 事業計画 _____
- 2 収支予算 _____
- 3 補助金等申請額 _____ 円

補助金等交付決定書

第 号
年 月 日

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名 様

桶川市長



年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 交付の可否 可 ・ 否
- 2 補助年度 _____ 年度
- 3 補助金等の名称 _____
- 4 交付決定額 _____ 円
- 5 交付時期 _____ 年 月 日（予定）
- 6 交付条件 _____

様式第3号（第7条関係）

補助事業等実績報告書

年 月 日

桶川市長

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名 ⑩

_____年度_____について、次のとおり報告します。

1 事業の成果 _____

2 収支決算 _____

補助金等返還命令書

第 号
年 月 日

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名 様

桶川市長



年 月 日付け 第 号で交付決定をした_____
_____については、次のとおり返還を命じます。

- 1 返還すべき金額 _____ 円
- 2 返 還 期 限 _____ 年 月 日まで
- 3 返 還 理 由 _____

地区別組織

○桶川市自主防災組織一覧

(令和5年3月末現在)

番号	地区	組織名	避難を想定する避難所
1	桶川	東1丁目自主防災会	桶川小学校
2	桶川	泉2丁目自主防災会	桶川小学校
3	桶川	東2丁目自主防災会	桶川小学校
4	桶川	寿2丁目自主防災会	桶川小学校
5	桶川	西1丁目防災会	桶川小学校
6	桶川	西2丁目自主防災会	桶川小学校
7	桶川	寿1丁目地域防災部会	桶川小学校
8	桶川	北1丁目町会自主防災会	桶川小学校
9	桶川	南2丁目自主防災会	桶川小学校
10	桶川	加納南部自主防災会	桶川小学校
11	桶川	加納武蔵野台自治会自主防災会	桶川小学校
12	桶川	坂田西区自主防災会	桶川小学校
13	桶川	北2丁目自主防災会	桶川小学校
14	桶川	南1丁目自主防災会	桶川小学校
15	桶川東	末広3丁目防災会	桶川東小学校
16	桶川東	末広1丁目防災会	桶川東小学校
17	桶川東	末広2丁目防災会	桶川東小学校
18	桶川東	坂田細谷区自主防災会	桶川東小学校
19	桶川東	坂田堀ノ内区自主防災会	桶川東小学校
20	桶川東	坂田東1丁目自主防災会	桶川東小学校
21	桶川東	坂田東2丁目自主防災会	桶川東小学校
22	桶川西	東急ドエル桶川ビレッジ防災会	桶川西小学校
23	桶川西	鴨川1丁目南自主防災会	桶川西小学校
24	桶川西	日出谷団地防災会	桶川西小学校
25	桶川西	泉1丁目防災会	桶川西小学校
26	桶川西	下日出谷自治会自主防災会	桶川西小学校
27	桶川西	鴨川1丁目北町会自主防災会	桶川西小学校
28	桶川西	鴨川2丁目自主防災会	桶川西小学校
29	加納	おけがわ団地防災会	加納小学校
30	加納	城跡団地自治会防災会	加納小学校
31	加納	倉田南部団地防災会	加納小学校
32	加納	坂田加納団地防災会	加納小学校
33	加納	加納西部自主防災会	加納小学校
34	加納	加納東部自治会自主防災会	加納小学校

〔自主防災組織〕
地区別組織

番号	地区	組織名	避難を想定する避難所
35	加納	加納北部自治会自主防災組織	加納小学校
36	加納	坂田東部自主防災会	加納小学校
37	加納	坂田東3丁目・宮前西自主防災会	加納小学校
38	加納	倉田南部自主防災会	加納小学校
39	加納	倉田北部自主防災会	加納小学校
40	加納	小針領家西部自主防災会	加納小学校
41	加納	小針領家東部自主防災会	加納小学校
42	日出谷	久保団地防災会	日出谷小学校
43	日出谷	上日出谷北部自主防災会	日出谷小学校
44	日出谷	東観団地自治会防災部	桶川西小学校
45	日出谷	けやき団地自主防災会	日出谷小学校
46	日出谷	日の出団地自主防災会	桶川西小学校
47	日出谷	殿山団地自主防災会	日出谷小学校
48	日出谷	上日出谷東部自主防災会	日出谷小学校
49	日出谷	上日出谷西部自主防災会	日出谷小学校
50	川田谷	狐塚団地自主防災会	川田谷小学校
51	川田谷	前領家自主防災会	川田谷小学校
52	川田谷	三田原西自主防災会	川田谷小学校
53	川田谷	三田原東自主防災会	川田谷小学校
54	川田谷	三田原南自主防災会	川田谷小学校
55	川田谷	桶川市川田谷天沼地区防災会	川田谷小学校
56	川田谷	桶川市川田谷薬師堂地区防災会	川田谷小学校
57	川田谷	桶川市川田谷松原地区防災会	川田谷小学校
58	川田谷	桶川市川田谷樋詰地区防災会	川田谷小学校
59	川田谷	岡村区自主防災会	川田谷小学校
60	川田谷	桶川市川田谷原地区防災会	川田谷小学校
61	川田谷	桶川市川田谷竹之内地区防災会	川田谷小学校
62	川田谷	桶川市川田谷市場地区防災会	川田谷小学校
63	川田谷	桶川市川田谷谷津地区防災会	川田谷小学校
64	川田谷	桶川市川田谷狐塚地区防災会	川田谷小学校
65	朝日	若宮1丁目自主防災会	朝日小学校
66	朝日	朝日1.2丁目自主防災会	朝日小学校
67	朝日	若宮2丁目防災会	朝日小学校
68	朝日	朝日3丁目自主防災会	朝日小学校
69	朝日	神明1丁目自主防災会	朝日小学校
70	朝日	パークタウン若宮わかくさ 自主防災会	朝日小学校
71	朝日	パークタウン若宮あかしや 自治会・自主防災会	朝日小学校
72	朝日	神明2丁目自主防災会	朝日小学校

〔観測施設〕

○雨量観測所設置状況

所管事務所	観測所名	河川名	所在地
北本県土整備事務所	赤堀桶川市	赤堀川	桶川市五丁台598-2

出典：令和4年度埼玉県水防計画

○水位観測所設置状況

所管事務所	観測所名	河川名	所在地
北本県土整備事務所	赤堀	赤堀川	桶川市五丁台598-2
荒川上流河川事務所	太郎右衛門橋	荒川	桶川市柏原

出典：令和4年度埼玉県水防計画

○河川監視カメラ設置箇所

所管事務所	観測所名	河川名	所在地
北本県土整備事務所	桶川市川田谷	江川	桶川市川田谷
同上	赤堀（北本）	赤堀川	桶川市五丁台

出典：令和4年度埼玉県水防計画

〔防災行政無線〕

○防災行政無線（屋外）設置場所一覧

(令和5年3月末現在)

番号	名 称	所 在 地
1	原八幡神社前	川田谷 6980-3
2	原集会所	川田谷 7339
3	桶川養鶏センター	川田谷 7443
4	三ツ木児童遊園地	川田谷 2426
5	三田原集会所	川田谷 2083
6	松原農民センター	川田谷 1328
7	樋詰集会所	川田谷 216
8	薬師堂自治会館	川田谷 861-1
9	狐塚団地自治会館前	川田谷 1552-4
10	城山公園	川田谷 2839-11
11	農業センター	川田谷 4414
12	消防団第10分団	川田谷 4683-1
13	天沼地区自治会館	川田谷 5182-1
14	市場自治会館	川田谷 6697-3
15	諏訪神社	川田谷 6710-1
16	谷津集会所	川田谷 6245
17	竹の内集会所	川田谷 5842-3
18	西中学校	川田谷 3680-1
19	川田谷小学校	川田谷 4213
20	岡村	川田谷 4066-1
21	狐塚会館	川田谷 2914
22	狐塚南部	川田谷 3072
23	殿山北	上日出谷 749-1
24	日出谷小学校	上日出谷 885
25	殿山団地東児童遊園地	上日出谷 830-236
26	上日出谷宮公園	上日出谷 123
27	分庁舎	上日出谷 937-1
28	日の出自治会館	下日出谷 711
29	西小学校	下日出谷 836-1
30	桶川消防署西分署	下日出谷 528
31	桶川サンアリーナ	下日出谷西 2-4
32	下日出谷第2公園	下日出谷西 1-4
33	日出谷団地中央児童公園	下日出谷 1269-96
34	下日出谷中央公園	下日出谷東 3-4
35	鴨川保育所	下日出谷東 1-3-4
36	鴨川公園	鴨川 2-16

番号	名 称	所 在 地
37	保健センター前	若宮 1-6-8
38	駅西口公園	若宮 1-5
39	若宮東公園	若宮 2-35
40	朝日中央公園	朝日 1-22
41	朝日南公園	朝日 2-6
42	西 2 丁目児童遊園地	西 2-8-8
43	桶川小学校	西 1-4-27
44	ことぶき広場	寿 1-8-27
45	立花会館	南 1-8-12
46	芝川ポンプ場	末広 1-5-11
47	総合福祉センター	末広 2-8-29
48	稲荷神社	寿 2-14-2
49	東中学校	末広 3-19-28
50	桶川消防署	北 1-25-23
51	加納集会所	加納 81-10
52	加納団地児童遊園地	加納 208-60
53	坂田みどり公園	坂田西 3-14
54	小松団地児童遊園地	坂田 609-23
55	坂田原中央公園	坂田東 1-26
56	倉田みどり団地公園	倉田 194-30
57	明星院	倉田 150
58	倉田集会所	倉田 102
59	小針領家集会所	小針領家 379
60	加納小学校	坂田 883
61	おけがわ団地第 1 児童遊園地	坂田 1214-183
62	おけがわ団地第 2 児童遊園地	坂田 971-250
63	加納中央集会所	加納 1041
64	光明寺前	加納 945
65	加納天満宮	加納 771
66	城跡団地児童遊園地	加納 2044-53
67	消防団第 8 分団	加納 2140-1
68	加納中学校	加納 1279
69	倉田氷川神社	倉田 881-1
70	環境センター	小針領家 1160
71	舎人新田集会所	舎人新田 717
72	五丁台集会所	五丁台 202
73	篠津農民センター	篠津 56-1
74	篠津北	加納 2916-1
75	桶川市役所	泉 1-3-28

○防災行政無線（戸別）設置場所一覧

(令和5年3月末現在)

番号	名 称	所 在 地
1	本庁舎	泉 1-3-28
2	市役所分庁舎	上日出谷 937-1
3	朝日小学校	朝日 2-140
4	桶川小学校	西 1-4-27
5	桶川西小学校	下日出谷 838-1
6	桶川東小学校	坂田西 1-7-1
7	日出谷小学校	上日出谷 885
8	加納小学校	坂田 883
9	川田谷小学校	川田谷 4213
10	桶川中学校	泉 1-5-10
11	桶川東中学校	末広 3-19-28
12	桶川西中学校	川田谷 3680-1
13	加納中学校	加納 1279
14	北保育所	北 1-15-28
15	鴨川保育所	下日出谷東 1-3-4
16	坂田保育所	坂田 1559-1
17	日出谷保育所	上日出谷 920-5
18	駅前子育て支援センター	南 1-1-14
19	いずみの学園	川田谷 1991-1
20	教育センター	上日出谷 1189-1
21	保健センター	鴨川 1-4-1
22	桶川公民館	西 1-5-21
23	加納公民館	坂田 982-1
24	桶川東公民館	末広 2-8-29
25	老人福祉センター	末広 2-8-29
26	児童館	末広 2-8-29
27	川田谷生涯学習センター	川田谷 4405-4
28	勤労福祉会館	北 1-12-10
29	桶川市民ホール	若宮 1-5-9
30	桶川サン・アリーナ	下日出谷西 2-4
31	べに花ふるさと館	加納 419-1
32	桶川飛行学校平和祈念館	川田谷 2335
33	農業センター	川田谷 4414
34	坂田コミュニティセンター	坂田東 2-3-1
35	城山公園	川田谷 2839-11
36	環境センター	小針領家 1160
37	桶川高等学校	坂田 945
38	桶川西高等学校	川田谷 1531
39	地域福祉活動センター	末広 2-8-8
40	桶川消防署	北 1-25-23
41	桶川西分署	下日出谷 528
42	上尾、桶川、伊奈衛生組合	小針領家 1160
43	防災無線室	泉 1-3-28

〔応援協定等〕

○災害時協定一覧

協定先	内容	締結年月日	名称	備考
地方自治体				
群馬県安中市	応急対策等	平成9年4月28日	災害時における相互応援に関する協定	
栃木県真岡市	〃	平成9年7月1日	災害時における相互応援に関する協定	
東京都武蔵村山市	〃	平成12年11月3日	災害時における相互応援に関する協定	
埼玉県内市町村	〃	平成19年5月1日	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	
埼玉県久喜市	消防団員の相互応援	平成24年6月5日	桶川市・久喜市消防相互応援協定書	
茨城県那珂市	応急対策等	平成24年7月17日	災害時における相互応援に関する協定	
新潟県阿賀野市	〃	平成26年12月17日	災害時における相互応援に関する協定	
埼玉県比企郡川島町	避難場所の相互利用	平成27年4月23日	災害時の避難場所相互利用に関する協定書	
川越地区消防組合、埼玉県央広域事務組合、埼玉県北本市	応急対策等	平成27年10月30日	川越地区消防組合・埼玉県央広域事務組合・桶川市・北本市消防相互応援協定書	
山形県西置賜郡飯豊町	〃	平成29年2月25日	災害時における相互応援に関する協定	
指定公共機関				
桶川市内各郵便局	協力活動及び情報提供	平成9年11月25日	災害時等における桶川郵便局、桶川市間の協力に関する覚書	
東京電力(株)上尾営業所	広域停電事故発生時の情報提供	平成11年12月21日	広域停電事故による桶川市防災行政無線(固定系)使用に関する協定	現東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社
東日本旅客鉄道(株)高崎支社	災害や事故等による運転見合わせ時の情報提供	平成15年5月1日	列車運転見合わせ時における桶川市防災行政無線(固定系)の使用に関する協定書	
桶川市内各郵便局	協力活動及び情報提供	平成20年8月19日	災害時等における桶川市と桶川市内各郵便局間の協力に関する協定	
日本郵便(株)桶川郵便局	協力活動及び情報提供	平成20年8月19日	災害発生時における協力活動及び情報提供に関する協定	
東日本旅客鉄道(株)高崎支社桶川駅	帰宅困難者対応に関する相互協力	平成25年3月1日	地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書	
東日本電信電話(株)	特設公衆電話の設置及び利用・管理等	平成26年6月24日	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	
東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社	停電復旧	令和2年9月29日	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	
指定地方公共機関				
(一社)埼玉県LPガス協会鴻巣支部	LPガス等の供給	平成9年11月5日	災害時におけるLPガス応急生活物資等に関する協定書	共同で締結 3市1町 鴻巣市・桶川市・北本市・吹上町
関東食糧(株)、三国コカ・コーラボトリング(株)、本田航空(株)、(一社)埼玉県トラック協会鴻巣支部	地域住民の支援	平成17年2月8日	災害時における支援に関する覚書	事業者含む 三国コカ・コーラボトリング(株)は現コカ・コーポラトラーズジャパン(株)
(一社)埼玉県トラック協会鴻巣支部	物資の搬送	平成17年2月8日	災害時における支援に関する協定書	

〔応援協定等〕

協定先	内容	締結年月日	名称	備考
新日本瓦斯(株)	広域的なガス供給停止事故発生時の情報提供	平成20年2月1日	広域的なガス供給停止による桶川市防災行政無線(固定系)の使用に関する協定書	現東彩ガス(株)
東彩ガス(株)	都市ガス・LPガス供給等の相互連携・協力	令和4年5月25日	災害時における相互協力に関する協定書	
事業者				
本田航空(株)	物資の搬送・被災状況の調査や市内広報、救助活動の協力	平成17年2月8日	災害時における支援に関する協定書	初回協定締結:平成8年5月1日
関東食糧(株)	食料等の供給	平成17年2月8日	災害時における支援に関する協定書	
三国コカ・コーラボトリング(株)	飲料水等の供給・地域貢献型自動販売機の機内在庫製品の無償提供	平成17年2月8日	災害時における支援に関する協定書	現コカ・コーラボトラーズジャパン(株)
三国コカ・コーラボトリング(株)	地域貢献型自動販売機の機内在庫製品の無償提供	平成22年12月17日	覚書	現コカ・コーラボトラーズジャパン(株)
(株)マミーマート	食料品、日用品等の供給	平成23年11月1日	災害時における物資の供給等に関する協定書	
三国コカ・コーラボトリング(株)	防災応援型自動販売機の設置及び運営	平成24年9月24日	防災応援型自動販売機設置に関する協定書	現コカ・コーラボトラーズジャパン(株)
(株)アクティオ	レンタル機材等の物資の供給	平成25年3月13日	災害時における物資の供給に関する協定書	
(株)JCN 関東	災害情報、防災情報等の放送	平成25年7月1日	防災情報等の放送に関する協定書	現(株)ジェイコム埼玉・東日本
ベニバナワーク桶川	救援物資の供給及び被災者の応急救済	平成27年9月15日	災害時における支援協力に関する協定書	
(株)新都市ライフホールディングス	救援物資の供給、被災者・帰宅困難者の応急救済	平成30年2月20日	災害時における支援協力に関する協定書	
ヤフー(株)	災害に係る情報発信等	令和元年8月2日	災害に係る情報発信等に関する協定	現Zホールディングス(株)
(株)カスミ	救援物資の供給及び被災者の応急救済	令和元年8月2日	災害時における支援協力に関する協定書	
(株)マツモトキョシ	救援物資の供給及び被災者の応急救済	令和2年1月6日	災害時における支援協力に関する協定書	
日藤ダンボール(株)	避難所の設営等に必要物資(段ボール製品)の調達	令和2年8月27日	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	
団体				
桶川北本水道企業団	広域的な断水事故発生時の情報提供	平成20年3月1日	広域的な断水による桶川市防災行政無線(固定系)の使用に関する協定書	
埼玉県電気工事工業組合	電気設備等の復旧活動等	平成21年10月7日	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	
(一社)埼玉建築士会中央北支部	被災建築物応急危険度判定の協力	平成24年8月27日	被災建築物応急危険度判定士の召集に関する協定書	
あだち野農業協同組合	応急生活物資の供給	平成24年10月23日	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書	現さいたま農業協同組合
生活協同組合さいたまコープ	応急生活物資の供給	平成24年11月1日	災害時における応急生活物資等供給等の協力に関する協定書	現生活協同組合コープみらい
桶川市建設業協会	応急対策等業務の実施	平成25年3月13日	災害時における応急対策業務に関する協定書	
社会福祉法人熊谷福祉の里介護老人福祉施設クイーンズピラ桶川	要配慮者の緊急受入れ	平成27年7月21日	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定書	
社会福祉法人安誠福祉介護老人福祉施設はにわの里	要配慮者の緊急受入れ	平成27年7月21日	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定書	
社会福祉法人明和会介護老人福祉施設べに花の郷	要配慮者の緊急受入れ	平成27年7月21日	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定書	
社会福祉法人彩明会障害者支援施設りんごの家	要配慮者の緊急受入れ	平成27年7月21日	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定書	

協 定 先	内 容	締結年月日	名 称	備 考
社会福祉法人緑風会 介護老人福祉施設花 ノ木の郷	要配慮者の緊急受入れ	平成 27 年 7 月 21 日	災害時等における要配慮者の緊急受 入れに関する協定書	
(一社)桶川北本伊奈 地区医師会	医療救護活動	平成 29 年 1 月 31 日	災害時の医療救護活動に関する協定 書	
(一社)埼玉県北足立 歯科医師会	歯科医療救護活動	平成 29 年 1 月 31 日	災害時の歯科医療救護活動に関する 協定書	
桶川市薬剤師会	医療救護活動等	平成 29 年 1 月 31 日	災害時の医療救護活動等に関する協 定書	
埼玉県行政書士会	被災者等相談の実施	平成 29 年 7 月 14 日	災害時における被災者支援に関する 協定書	
埼玉司法書士会	被災者等相談の実施	令和元年 8 月 2 日	災害時における被災者等相談の実施 に関する協定書	
桶川市接骨師会	医療救護活動	令和 2 年 2 月 26 日	災害時の医療救護活動に関する協定 書	

地方自治体

○安中市

災害時における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、桶川市又は安中市（以下「都市」という。）において、災害が発生し、被災した都市（以下「被災都市」という。）だけでは十分な応急処置が実施できない場合に、一方の都市（以下「応援都市」という。）が、被災都市の要請する応援業務を円滑に実施するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定に基づき、必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 救助及び応急復旧に必要な職員その他の人員（以下「職員等」という。）の派遣並びに車両等の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) ボランティアのあっせん
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 被災都市は、次の事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる職員等の役割並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第2号から第5号までに掲げるものの品名、数量等
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援の場所及び経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第5条 災害が発生し、被災都市との連絡が取れない場合で、応援都市が必要と認めたときは、自主的に出動できるものとする。

2 自主的に出動した応援都市は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災都市に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、被災都市の負担とする。ただし、前条に規定する被災地の情報収集活動に

要した経費は、応援都市の負担とする。

- 2 被災都市が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合、又は被災都市から要請があった場合、応援都市は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、被災都市の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担については、両都市間で協議をすることができるものとする。

(災害補償等)

第7条 応援活動に従事した職員等が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援都市が責任をもって行うものとする。

- 2 応援活動に従事した職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災都市への往復の途上において生じたものを除き、被災都市が、その賠償の責めを負うものとする。

(応援のため派遣された職員等の指導)

第8条 応援のため派遣された職員等は、被災都市の長の指導下に活動するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して定めるものとする。
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成9年4月28日

埼玉県桶川市長

群馬県安中市市長

○真岡市

災害時における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、真岡市又は桶川市（以下「都市」という。）において、災害が発生し、被災した都市（以下「被災都市」という。）だけでは十分な応急処置が実施できない場合に、一方の都市（以下「応援都市」という。）が、被災都市の要請する応援業務を円滑に実施するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定に基づき、必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 救助及び応急復旧に必要な職員その他の人員（以下「職員等」という。）の派遣並びに車両等の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) ボランティアのあっせん
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 被災都市は、次の事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる職員等の役割並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第2号から第5号までに掲げるものの品名、数量等
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援の場所及び経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第5条 災害が発生し、被災都市との連絡が取れない場合で、応援都市が必要と認めたときは、自主的に出動できるものとする。

2 自主的に出動した応援都市は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災都市に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、被災都市の負担とする。ただし、前条に規定する被災地の情報収集活動に要した経費は、応援都市の負担とする。

- 2 被災都市が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合、又は被災都市から要請があった場合、応援都市は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、被災都市の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担については、両都市間で協議をすることができるものとする。

(災害補償等)

第7条 応援活動に従事した職員等が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援都市が責任をもって行うものとする。

- 2 応援活動に従事した職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災都市への往復の途上において生じたものを除き、被災都市が、その賠償の責めを負うものとする。

(応援のため派遣された職員等の指導)

第8条 応援のため派遣された職員等は、被災都市の長の指導下に活動するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して定めるものとする。この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成9年7月1日

栃木県真岡市長

埼玉県桶川市長

○武蔵村山市

災害時における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、武蔵村山市又は桶川市（以下「都市」という。）において災害が発生し、被災した都市（以下「被災都市」という。）だけでは十分な応急処置が実施できない場合に、一方の都市（以下「応援都市」という。）が、被災都市の要請する応援業務を円滑に実施するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定に基づき、必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 救助及び応急復旧に必要な職員その他の人員（以下「職員等」という。）の派遣並びに車両等の提供
- (2) 食糧、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) ボランティアのあっせん
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 被災都市は、次の事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる職員等の役割並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第2号から第5号までに掲げるものの品名、数量等
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援の場所及び経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第5条 災害が発生し被災都市との連絡が取れない場合で、応援都市が必要と認めたときは、自主的に出動できるものとする。

2 自主的に出動した応援都市は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災都市に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、被災都市の負担とする。ただし、前条に規定する被災地の情報収集活動に要した経費は、応援都市の負担とする。

- 2 被災都市が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合、又は被災都市から要請があった場合、応援都市は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、被災都市の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担については、両都市間で協議をすることができるものとする。

(災害補償等)

第7条 応援活動に従事した職員等が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは傷害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援都市が責任をもって行うものとする。

- 2 応援活動に従事した職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災都市への往復の途上において生じたものを除き、被災都市が、その賠償の責めを負うものとする。

(応援のため派遣された職員等の指導)

第8条 応援のため派遣された職員等は、被災都市の長の指導下に活動するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して定めるものとする。この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名押印の上、各自1通を保有する。

平成12年11月3日

東京都武蔵村山市長

埼玉県桶川市長

○埼玉県内市町村

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)

第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ボランティア受付及び活動調整
- (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- (1) 被害の状況
 - (2) 応援の種類
 - (3) 応援の具体的な内容及び必要量
 - (4) 応援を希望する期間
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事(以下「知事」という。)に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。
- 3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、そ

の旨を直ちに電話等により連絡する。

- 2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

(応援の調整)

第5条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

(情報の交換等)

第6条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

(その他)

第7条 この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

- 2 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附則

- 1 この協定は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成19年5月1日

(同意書省略)

○久喜市

桶川市・久喜市消防相互応援協定書

桶川市（以下「甲」という。）と久喜市（以下「乙」という。）は、災害時における消防団員の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、災害の予防、鎮圧に万全を期し、併せて住民の安全を図るため、甲及び乙相互の協力体制を確立することを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において、災害とは、火災（大規模災害、特殊災害を含む。）及び水災又は地震等の災害で応援を要するものをいう。

（応援の種別）

第3条 この協定による応援の形態は、次により区分する。

（1）普通応援

甲又は乙の相互に隣接する地域で災害が発生し、発生地の上長の要請を待たずに派遣するものをいう。

（2）特別応援

甲又は乙の行政区域において災害が発生し、発生地の上長の要請に基づいて派遣するものをいう。

（対象区域）

第4条 この協定に定める区域は、甲及び乙相互の行政区域とし、普通応援の出動区域は、別表1のとおりとする。

（応援要請の手続）

第5条 甲又は乙は、この協定に基づき応援を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、電話、その他の方法により応援を要請するものとし、その要請連絡先は別表2のとおりとする。

（1）災害の種別

（2）必要とする資機材等の種別及び数量

（3）必要とする分団数、消防団員数及び応援期間

（4）応援場所及び応援場所への経路

（5）前各号に掲げるもののほか、応援に必要な事項

（消防団員の派遣）

第6条 前条の規定により応援の要請を受けた市長は、自らの行政区域内の災害の対応に支障のない範囲において、消防団員を派遣するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、応援を行った側の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第8条 第3条の規定により派遣された消防団員に係る公務災害補償については、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）の定めるところによる。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定書の保有)

第11条 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成24年6月5日から施行する。

平成24年6月5日

甲 桶 川 市
市 長

乙 久 喜 市
市 長

〔応援協定等〕
地方自治体

別表 1

桶川市への普通応援区域	久喜市への普通応援区域
境界線付近の桶川市の地域	境界線付近の久喜市の地域

別表 2

応援要請時の連絡先

甲の名称及び所在地		連絡先の名称及び電話番号	
桶川市	桶川市泉 1 丁目 3 番 28 号	市民生活部 安心安全課	(TEL) 048-786-3211 (FAX) 048-786-3740

乙の名称及び所在地		連絡先の名称及び電話番号	
久喜市	久喜市下早見 85 番地の 3	市民部消防防災課	(TEL) 0480-22-1111 (FAX) 0480-22-3319

○那珂市

災害時における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、桶川市又は那珂市(以下「都市」という。)において災害が発生し、被災した都市(以下「被災都市」という。)だけでは十分な応急処置が実施できない場合に、一方の都市(以下「応援都市」という。)が、被災都市の要請する応援業務を円滑に実施するため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定に基づき、必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 救助及び応急復旧に必要な職員その他の人員(以下「職員等」という。)の派遣並びに車両等の提供
- (2) 食糧、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) ボランティアのあっせん
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 被災都市は、次の事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる職員等の役割並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第2号から第5号までに掲げるものの品名、数量等
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援の場所及び経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第5条 災害が発生し被災都市との連絡が取れない場合で、応援都市が必要と認めたときは、自主的に出動できるものとする。

- 2 自主的に出動した応援都市は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災都市に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、被災都市の負担とする。ただし、前条に規定する被災地の情報収集活動に要した経費は、応援都市の負担とする。

- 2 被災都市が前項に規定する経費を支弁する時間的余裕がない場合、又は被災都市から要請があった場

〔応援協定等〕
地方自治体

合、応援都市は当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、被災都市の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担については、両都市間で協議をすることができるものとする。

(災害補償等)

第7条 応援活動に従事した職員等が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援都市が責任をもって行うものとする。

2 応援活動に従事した職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災都市への往復の途上において生じたものを除き、被災都市がその賠償の責めを負うものとする。

(応援のため派遣された職員等の指導)

第8条 応援のため派遣された職員等は、被災都市の長の指揮下に活動するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年7月17日

埼玉県桶川市長

茨城県那珂市長

○阿賀野市

災害時における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、桶川市又は阿賀野市(以下「都市」という。)において災害が発生し、被災した都市(以下「被災都市」という。)だけでは十分な応急処置が実施できない場合に、一方の都市(以下「応援都市」という。)が、被災都市の要請する応援業務を円滑に実施するため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定に基づき、必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 救助及び応急復旧に必要な職員その他の人員(以下「職員等」という。)の派遣並びに車両等の提供
- (2) 食糧、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) ボランティアのあっせん
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 被災都市は、次の事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる職員等の役割並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第2号から第5号までに掲げるものの品名、数量等
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援の場所及び経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第5条 災害が発生し被災都市との連絡が取れない場合で、応援都市が必要と認めたときは、自主的に出動できるものとする。

- 2 自主的に出動した応援都市は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災都市に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、被災都市の負担とする。ただし、前条に規定する被災地の情報収集活動に要した経費は、応援都市の負担とする。

- 2 被災都市が前項に規定する経費を支弁する時間的余裕がない場合、又は被災都市から要請があった場

〔応援協定等〕
地方自治体

合、応援都市は当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、被災都市の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担については、両都市間で協議をすることができるものとする。

(災害補償等)

第7条 応援活動に従事した職員等が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援都市が責任をもって行うものとする。

2 応援活動に従事した職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災都市への往復の途上において生じたものを除き、被災都市がその賠償の責めを負うものとする。

(応援のため派遣された職員等の指導)

第8条 応援のため派遣された職員等は、被災都市の長の指揮下に活動するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年12月17日

埼玉県桶川市長

新潟県阿賀野市長

○川島町

災害時の避難場所相互利用に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、桶川市（以下「甲」という。）と川島町（以下「乙」という。）の地域に災害が発生した場合、住民がそれぞれ甲及び乙が指定する避難場所（以下「指定避難場所」という。）を相互利用することに関し、必要事項を定めるものとする。

(連絡担当部課)

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互利用に関する連絡担当部課を定め、災害発生時に備え、必要な情報を相互に提供するものとする。

(相互利用する避難場所の範囲)

第3条 甲及び乙の住民は、災害時において指定避難場所を相互に利用することができる。その利用及び利用終了にあたっては、文書（様式第1号、第2号）又は口頭（電話連絡を含む）で行うものとする。

(被災者への救護等)

第4条 指定避難場所に避難している住民に対して、当該避難場所を管理する甲もしくは乙は、すべて同等に救護・救助活動等を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 指定避難場所における相手方住民への救護・救助活動等に要した経費については、甲乙の協議に基づき、その負担した経費を相互に求めることができる。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、指定避難場所及び被災者の状況に関し、相互に情報交換を行うものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

第8条 この協定は、平成27年4月23日から効力を発するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年4月23日

〔応援協定等〕
地方自治体

桶川市泉一丁目3番28号

甲 桶川市
桶川市長

比企部川島町大字平沼1175番地

乙 川島町
川島町長

○川越地区消防組合、埼玉県央広域事務組合、北本市

川越地区消防組合・埼玉県央広域事務組合・桶川市・北本市消防相互応援協定書

川越地区消防組合、埼玉県央広域事務組合、桶川市、北本市（以下「協定団体」という。）は、災害時における相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、災害の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて住民の安全を図るため、協定団体相互の協力体制を確立することを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において、災害とは、火災（大規模災害、特殊災害を含む。）及び救急事故等（多数傷病者発生救急事故、長時間の活動を要する救助事故及び水難事故を含む。）で応援を要するものをいう。

（応援の種別）

第3条 この協定による応援の形態は、次により区分する。

（1）普通応援

協定団体の相互に隣接する地域で災害が発生し、発生地の管理者又は市長の要請を待たずに派遣するものをいう。

（2）特別応援

協定団体の行政区域において災害が発生し、発生地の管理者又は市長の要請に基づいて派遣するものをいう。

（対象区域）

第4条 この協定に定める区域は、協定団体相互の行政区域とし、普通応援の出動区域は、別表1に定める。ただし、首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）の普通応援の出動区域は、別表2及び別図1及び2に定める。

（応援要請の手続）

第5条 応援を受けようとする協定団体は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、電話、その他の方法により応援を要請するものとする。

（1）災害の種別

（2）必要とする資器材等の種別及び数量

（3）必要とする職員の職種別人員及び応援の期間

（4）応援場所及び応援場所への経路

（5）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（職員等の派遣）

第6条 前条の規定により応援の要請を受けた管理者又は市長は、自らの行政区域内の災害の対応に支障

〔応援協定等〕
地方自治体

のない範囲において、職員等を派遣するものとする。

（経費の負担）

第7条 応接に要した経費は、応援を行った協定団体の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

（災害補償等）

第8条 第3条の規定により派遣された職員等に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）又は消防組織法第24条に基づく協定団体の条例に定めるところによる。

（情報交換）

第9条 協定団体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

（協議）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、協定団体が協議して定めるものとする。

（協定書の保有）

基11条 この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、協定団体が記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、締結の日から施行する。ただし、第4条ただし書の規定は、圏央道桶川北本インターチェンジ開通の日（平成27年10月31日）から施行する。
- 2 川越地区消防組合・埼玉県央広域事務組合・桶川市・北本市消防相互応援協定書（平成22年1月6日締結）は、廃止する。

平成27年10月30日

川越地区消防組合
管 理 者

埼玉県央広域事務組合
管 理 者

桶川市長

北本市長

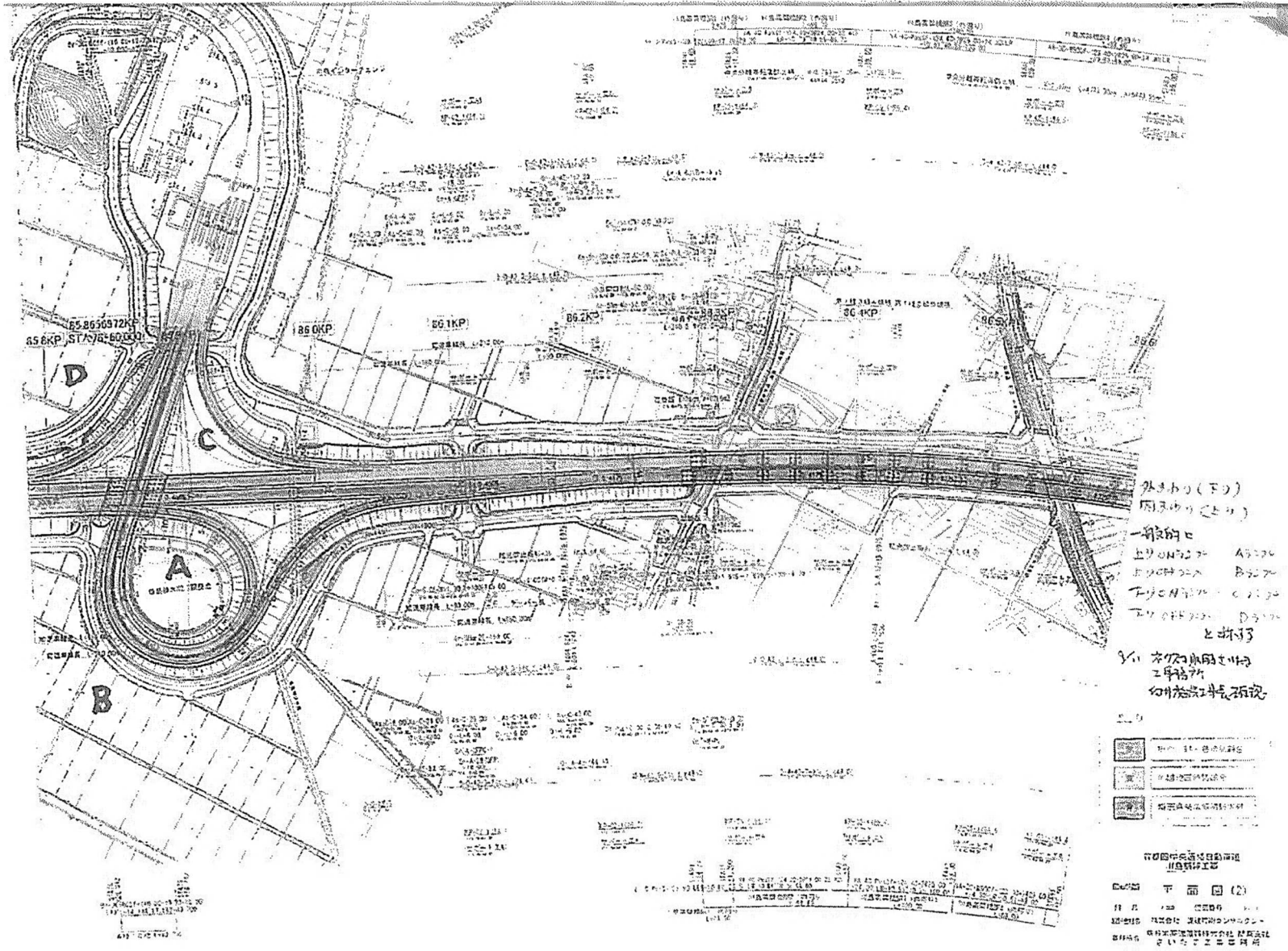
別表1

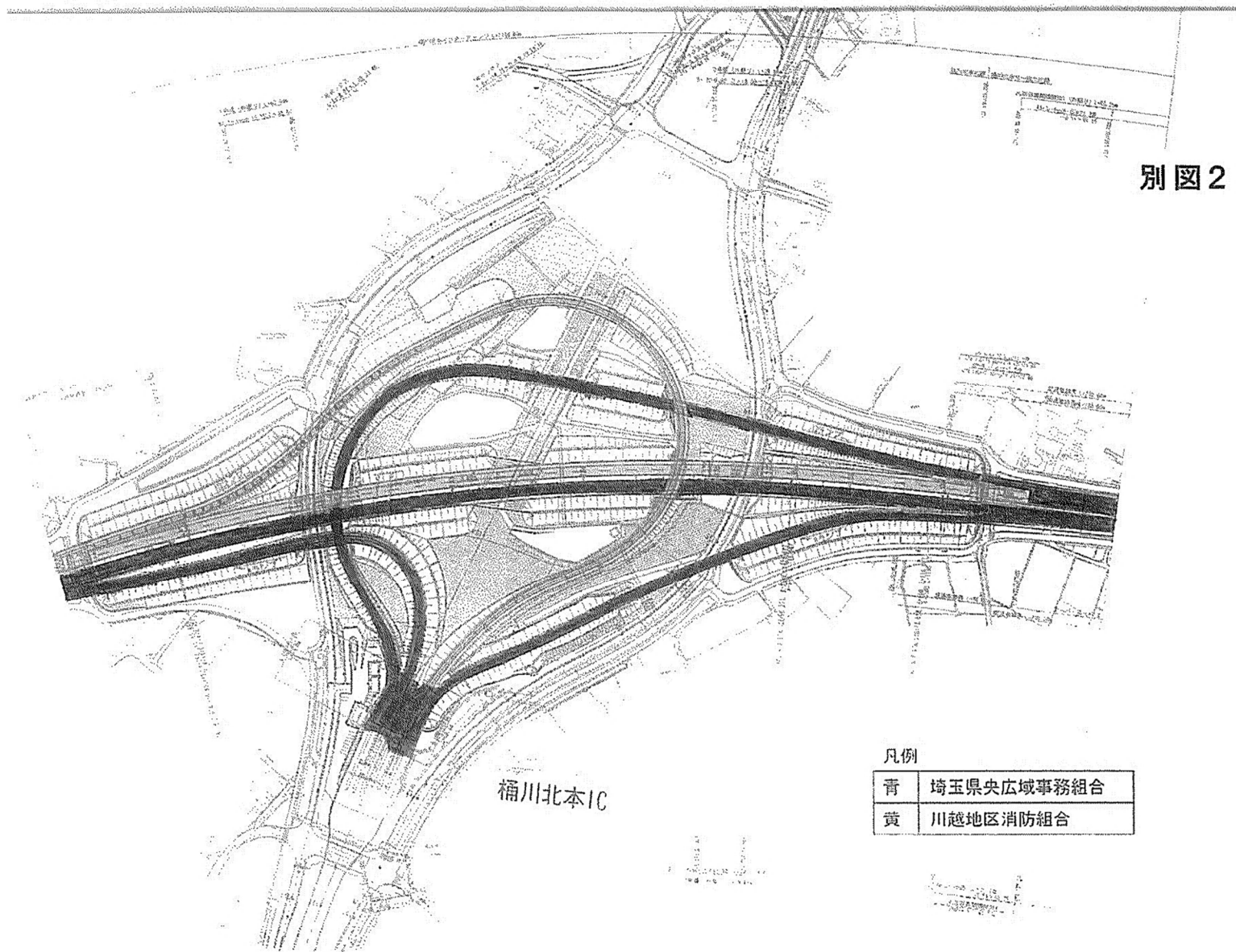
	川越地区消防組合	埼玉県央広域事務組合 桶川市 北本市
普通応援	境界線付近の桶川市 及び北本市の地域	境界線付近の川島町の地域

別表2

		川越地区消防組合	埼玉県央広域事務組合
圏央道	本線	外回り川島ICから 桶川北本ICの間	内回り桶川北本ICから 川島ICの間
	ランプ	桶川北本ICのDランプ部分	川島ICのBランプ部分

別図1





○飯豊町

災害時における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、桶川市又は飯豊町（以下「都市」という。）において災害が発生し、被災した都市（以下「被災都市」という。）だけでは十分な応急処置が実施できない場合に、一方の都市（以下「応援都市」という。）が、被災都市の要請する応援業務を円滑に実施するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定に基づき、必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 救助及び応急復旧に必要な職員その他の人員（以下「職員等」という。）の派遣並びに車両等の提供
- (2) 食糧、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) ボランティアのあっせん
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 被災都市は、次の事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる職員等の役割並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第2号から第5号までに掲げるものの品名、数量等
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援の場所及び経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第5条 災害が発生し被災都市との連絡が取れない場合で、応援都市が必要と認めたときは、自主的に出動できるものとする。

2 自主的に出動した応援都市は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災都市に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、被災都市の負担とする。ただし、前条に規定する被災地の情報収集活動に

要した経費は、応援都市の負担とする。

- 2 被災都市が前項に規定する経費を支弁する時間的余裕がない場合、又は被災都市から要請があった場合、応援都市は当該経費を一時繰替え支弁するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、被災都市の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担については、両都市間で協議をすることができるものとする。

(災害補償等)

第7条 応援活動に従事した職員等が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援都市が責任をもって行うものとする。

- 2 応援活動に従事した職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災都市への往復の途上において生じたものを除き、被災都市がその賠償の責めを負うものとする。

(応援のため派遣された職員等の指導)

第8条 応援のため派遣された職員等は、被災都市の長の指導下に活動するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年2月25日

埼玉県桶川市長

山形県飯豊町長

指定公共機関

○桶川市内各郵便局

災害時等における桶川郵便局、桶川市間の協力に関する覚書

桶川郵便局（以下「甲」という。）と桶川市（以下「乙」という。）とは、桶川市内における地震その他の災害の発生時及び平常時において、桶川市及び桶川市内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力の種類）

第2条 協力の種類は、次のとおりとする。

- (1) 甲による災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場等としての乙への提供
- (3) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の甲への提供
- (4) 甲又は乙が収集した被災市民の避難先情報及び被災情報の相互提供
- (5) 甲による避難場所への臨時郵便差出箱の設置
- (6) 前各号に定めるもののほか、相互に協力できる事項

（協力要請の手続）

第3条 甲及び乙は、次の事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

- (1) 協力要請内容
- (2) 協力を希望する期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか必要な事項

（平常時における協力）

第4条 甲は、桶川市内の道路、側溝、付帯工作物等の損傷及び危険箇所などの情報を必要に応じ乙に提供する。

（協力の実施）

第5条 甲及び乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、それぞれの業務に支障を来さない範囲で、協力するものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条の規定に基づき、協力要請をした者が、協力をした者の要した経費について、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議をし、負担すべき金額を決定する。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項等に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡の窓口)

第8条 甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する連絡担当窓口を定め、相互に通知するものとする。

2 甲及び乙の連絡担当窓口は、この覚書の実施に関する事項について、常時連絡調整しておくものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議し決定する。

この協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲、乙署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年11月25日

甲 桶川市若宮一丁目6番30号
郵政省

桶川郵便局長

乙 桶川市泉一丁目3番28号
桶川市

桶川市長

○東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社

広域停電事故による桶川市防災行政無線（固定系）の使用に関する協定書

広域にわたる停電事故による市民への広報手段として、桶川市防災行政無線（固定系）の使用に関し、桶川市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社上尾営業所（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 台風等の自然災害や事故による電力設備への被害により停電事故が発生し、停電が広範囲または長時間にわたる場合には、市民生活に大きな支障を来すものと考えられる。

また、状況を判断する情報が得られ難くなるため、無用の混乱を招く恐れも考えられるので市内に配備された防災行政無線（固定系）から、的確、かつ、迅速に市民に周知することにより、混乱等を未然に防止することを目的とする。

（放送の原則）

第2条 防災行政無線（固定系）を使用しての放送は、停電する家屋がおおむね10,000軒以上の事故に対してのみとする。

（放送の基準）

第3条 広域にわたる停電、もしくは影響が発生した場合とする。

2 1事故に対する放送回数は、原則として3回以内とする。

3 停電が長時間に及ぶ場合の、放送間隔は次のとおりとする。

(1) 第2回目 第1回目の放送からおおよそ30分後とする。

(2) 第3回目 第2回目の放送からおおよそ30分後とする。

4 放送の可否については、甲又は埼玉県央広域消防本部において判断する。

（放送依頼）

第4条 放送の依頼は、乙から甲又は埼玉県央広域消防本部に行うこととし、原則として文書によるものとする。

2 依頼先は次のとおりとする。

(1) 甲の開庁日においては、市民安全課とする。

(2) 夜間および休日等の閉庁日においては、埼玉県央広域消防本部とする。

3 依頼方法はつぎのとおりとする。

(1) 放送要請は、電話・FAX等による依頼とする。

（放送文）

第5条 放送する文例は、別紙のとおりとする。

（情報の提供）

第6条 乙は、停電が長時間にわたる場合等においては、対応状況等の情報を甲又は埼玉県央広域消防本部に提供するものとする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が発生した場合、および本協定に定めのない事項が発生した場合は甲、乙協議のう

え決定するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。なお、期間満了の日の3か月前までに、甲、乙いずれからも、なんら申し出がないときは、さらに1年間延長されるものとみなし、以後この例によるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成11年12月21日

甲 埼玉県桶川市泉1丁目3番28号
桶川市
桶川市長

乙 埼玉県上尾市大字上尾村字ニッ宮前947番地
東京電力株式会社
上尾営業所長

別紙（第5条関係）

放送する文例

	放 送 文	備 考
第1回目	<p>こちらは防災桶川です。広域停電事故についてお知らせします。</p> <p>ただいま①の地域で停電しております。現在、東京電力では復旧作業を急いでおりますので、しばらくお待ちください。</p> <p>なお、原因については調査中です。</p> <p>こちらは防災桶川です。</p>	停電発生直後
第2回目	<p>こちらは防災桶川です。広域停電事故についてお知らせします。</p> <p>ただいま①の地域で長時間停電になっております。東京電力では引き続き復旧作業を急いでおりますので、しばらくお待ちください。</p> <p>なお、原因についても引き続き調査中です。</p> <p>こちらは防災桶川です。</p>	第1回目の放送からおよそ30分後
第3回目	<p>こちらは防災桶川です。広域停電事故についてお知らせします。</p> <p>ただいま①の地域は②により停電しております。現在、東京電力で復旧作業を急いでおりますが、送電の予定は③分後となる見込みです。しばらくお待ちください。</p> <p>こちらは防災桶川です。</p>	第2回目の放送からおよそ30分後

注：表中①は、該当する停電地域名

表中②は、停電原因（落雷、台風、地震、電力設備事故等）

表中③は、復旧見込み時間

○東日本旅客鉄道株式会社高崎支社

列車運転見合せ時における桶川市防災行政無線（固定系）の使用に関する協定書

災害や事故等による高崎線の列車運転見合せ時における市民への広報手段として、桶川市防災行政無線（固定系）の使用に関し、桶川市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社高崎支社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 台風や雪害等の自然災害や設備故障事故等により高崎線の列車に長時間の運転見合せが発生した場合には、市内からの高崎線利用者に大きな支障と混乱を来すものと考えられる。

このため、市内に配備された防災行政無線（固定系）から、市民に列車の運転見合せ状況を周知することにより、駅利用者の混乱等を未然に防止することを目的とする。

（放送の原則）

第2条 防災行政無線（固定系）を使用しての放送は、高崎線内における列車の運転見合せが概ね2時間以上見込まれる場合とする。

（放送の基準）

第3条 列車の運転見合せが発生した場合の放送回数は、原則として3回以内とする。

2 放送間隔は次のとおりとする。

(1) 第2回目 第1回目の放送からおよそ30分後とする。

(2) 第3回目 列車の運転を再開した直後とする。

3 放送の可否については甲において判断する。

（放送依頼の対象時間）

第4条 放送依頼の対象時間は、午前6時から午後5時までの間とする。

（放送依頼）

第5条 放送の依頼は乙から甲に行くこととし、原則として文書によるものとする。

2 依頼先は、甲の秘書室とする。

3 依頼方法は、電話・ファックス等によるものとする。

（放送文）

第6条 放送する文例は、別紙のとおりとする。

（情報の提供）

第7条 乙は、高崎線の列車運転見合せが長時間にわたる場合等においては、対応状況等の情報を甲に提供するものとする。

（協議）

第8条 本協定に疑義が発生した場合、及び本協定に定めのない事項が発生した場合は甲、乙の協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。なお、期間満了の日の3ヶ月前までに、甲、乙いずれから、何ら申し出がないときは、さらに1年間延長されるものと見なし、以後この例による

〔応援協定等〕
指定公共機関

ものとする。

平成 15 年 5 月 1 日

甲 埼玉県桶川市泉 1 丁目 3 番 28 号
桶 川 市
桶 川 市 長

乙 群馬県高崎市栄町 6 番 26 号
東日本旅客鉄道株式会社
取締役高崎支社長

放送文

（運転見合せ後約1時間が経過しても運転再開の見込みが立たない場合）

	放送文	備考
第1回目	<p>こちらは、防災桶川です。</p> <p>高崎線の運転状況についてお知らせいたします。</p> <p>高崎線は〇時〇分頃、〇駅～〇駅間で発生した〇〇〇〇のため、上下線で運転を見合せています。</p> <p>こちらは、防災桶川です。</p>	列車運転見合せ直後に放送
第2回目	<p>こちらは、防災桶川です。</p> <p>高崎線の運転状況についてお知らせいたします。</p> <p>高崎線は〇時〇分頃、〇駅～〇駅間で発生した〇〇〇〇のため、上下線で運転を見合せています。</p> <p>こちらは、防災桶川です。</p>	第1回目の放送からおおよそ30分後
第3回目	<p>こちらは、防災桶川です。</p> <p>高崎線の運転状況についてお知らせいたします。</p> <p>高崎線は〇時〇分頃、〇駅～〇駅間で発生した〇〇〇〇のため、上下線で運転を見合せていましたが、〇時〇分頃、運転を再開いたしました。</p> <p>このため、遅れがでています。</p> <p>こちらは、防災桶川です。</p>	列車運転再開直後

○桶川市内各郵便局

災害時等における桶川市と桶川市内各郵便局間の協力に関する協定

埼玉県桶川市（以下「甲」という。）と桶川市内各郵便局（以下「乙」という。）とは、桶川市内における地震その他の災害の発生時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（目的）

第2条 甲は、地震などの災害時において協力活動及び情報提供を受け、市民の安全確保及び市民サービスをより効果的に実施するとともに、安全で快適なまちづくりを推進することを目的とする。

また、乙は、地震等の災害発生時等における協力活動及び情報提供を行うことを目的とする。

（協力の内容）

第3条 甲及び乙は、桶川市内において災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 乙が所有する車両を緊急車両等として提供（車両配備局（桶川郵便局）に限る。）
- (2) 甲又は乙が収集した被災市民の避難先情報及び被災情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 郵便事業株式会社の災害特別事務取扱、株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱について、各社から要請があった場合の取扱
- (5) 前各号に定めるもののほか、相互に協力できる事項

（協力の要請）

第4条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、協力するよう努めなければならない。なお、手続きは、次の事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

- (1) 協力要請内容
- (2) 協力を希望する期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか必要な事項

（経費の負担）

第5条 第3条の規定に基づき、協力要請をした者は、協力をした者が要した経費について、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき金額を決定する。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項等に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

甲 桶川市市民生活部長
乙 郵便局株式会社 桶川郵便局長

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議し決定する。

(期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から施行し、平成21年3月末日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し更に1年間効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年8月19日

埼玉県桶川市泉一丁目3番28号
甲 桶川市
桶川市長

埼玉県桶川市若宮一丁目6番30号
乙 桶川市内郵便局代表 郵便局株式会社
桶川郵便局長

○日本郵便株式会社桶川郵便局

災害発生時における協力活動及び情報提供に関する協定

埼玉県桶川市（以下「甲」という。）と郵便事業株式会社桶川支店（以下「乙」という。）は、地震などの災害等において、協力活動および情報提供に関し必要な事項について次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（目的）

第2条 甲は、地震などの災害時において協力活動及び情報提供を受け、市民の安全確保及び市民サービスをより効果的に実施するとともに、安全で快適なまちづくりを推進することを目的とする。

また、乙は、地震等の災害発生時等における協力活動及び情報提供を行うことを目的とする。

（協力の内容）

第3条 協力活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乙が所有する車両を緊急車両として提供
- (2) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (3) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の相互情報提供
- (4) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (5) 避難場所における臨時の郵便差出箱の設置
- (6) 前各号に掲げるものの他、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の要請）

第4条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、協力するよう努めなければならない。なお、手続きは、次の事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

- (1) 協力要請内容
- (2) 協力を希望する期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか必要な事項

（協力活動）

第5条 甲又は乙は、災害時等において協力要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、相互に協力する。

- 2 協力が困難な場合は、その旨を速やかに連絡しなければならない。
- 3 乙は、業務遂行に支障のない範囲で、甲が開催する防災会議に出席する。
- 4 乙は、業務遂行に支障のない範囲で、甲が開催する防災訓練に参加する。

（経費の負担）

第6条 第3条の規定に基づき協力要請をした者は、協力をした者が要した経費について、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき金額を決定する。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

甲 桶川市市民生活部長
乙 郵便事業株式会社 桶川支店長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議し決定する。

(期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から施行し、平成21年3月末日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し更に1年間効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方が署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年8月19日

埼玉県桶川市泉一丁目3番28号

甲 桶川市
桶川市長

埼玉県桶川市若宮一丁目6番30号

乙 郵便事業株式会社桶川支店
桶川支店長

○東日本旅客鉄道株式会社高崎支社桶川駅

地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書

桶川市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社「桶川駅」（以下「乙」という。）とは、地震災害時における帰宅困難者対応に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合における、帰宅困難者対応に関する甲乙相互の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 本覚書において「地震災害」とは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に規定する被害をいう。また、「帰宅困難者」とは、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合に、自宅が遠距離にあること等により帰宅することができない者をいう。

（安全の確保）

第3条 甲及び乙は人命を守るために、安全を最優先に行動する。

（避難誘導）

第4条 甲及び乙は、地震災害が発生した際に以下のとおり対応することを定める。

- (1) 乙は地震災害時に必要と認めるときは、甲があらかじめ指定する避難場所（別紙-1）に帰宅困難者を案内することができる。乙は甲が指定する避難場所へ案内するにあたり、経路を示す地図の配布や駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととする。
 - (2) 甲は、前号に定める避難場所にて帰宅困難者の収容が出来ない場合、新たに一時滞在施設を指定し、乙へ通告するものとする。
 - (3) 乙は1号の措置を取るとともに駅構内の安全確認を行うこととする。また、甲財産の自由通路（以下「自由通路」という）についても、甲があらかじめ了承した安全点検のためのチェックシート（別紙-2、3）に基づき、乙が安全確認を行うこととする。
 - (4) 前号の安全確認の結果、駅構内および自由通路（以下「駅施設」という）を一時滞在場所として提供できると乙が判断した場合は、駅施設の構造上可能な範囲で帰宅困難者の一定数を受け入れるものとする。
 - (5) 駅施設で受け入れられない帰宅困難者については、甲の開設する避難場所または一時滞在施設の準備が整い次第、乙は避難場所または一時滞在施設へ案内することができる。
- 2 甲が指定する避難場所、または甲が開設する一時滞在施設への誘導に人員が必要な場合は、甲及び乙が相互に協力し人員を提供することとする。
- 3 第1項第4号に基づく帰宅困難者の受け入れ中に生じた事象については、駅構内で発生したものについては乙、自由通路で生じたものについては甲が責任を負う。

(情報共有)

第5条 甲及び乙は、地震災害により帰宅困難者が発生又はその恐れがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有化に努めるものとする。

2 甲は、乙から帰宅困難者発生の連絡を受けた場合は、警察及び消防等とも情報の共有化に努めるものとする。

3 乙は、運転再開状況等、その他必要な情報を提供するものとする。

4 甲は、甲が指定する避難場所または一時滞在施設の開設状況等、その他必要な情報を提供するものとする。

5 甲及び乙は、乙が運行する交通の途絶が一部解消されるまで、随時相互に連絡するものとする。

(トイレ・公衆電話の提供)

第6条 乙は安全を確保したうえで、可能な限り、帰宅困難者が駅のトイレ及び公衆電話を使用できるように努めるものとする。

(平常時からの備え)

第7条 甲及び乙は地震災害が発生した際に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定（別紙－4）するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

3 甲は、甲の指定する避難場所に変更があった場合は、乙に通知をすることとする。

4 甲及び乙は、地震災害時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙は甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

(協議)

第8条 本覚書に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(覚書の解除)

第9条 本覚書を一方の都合により解除する際は、その3ヶ月前までに相手方に予告通知をしたうえで、甲乙協議のうえ解除するものとする。

(有効期間)

第10条 本覚書は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

以上、本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙がそれぞれに記名押印の上、各自その1通を保有する。

〔応援協定等〕
指定公共機関

平成25年3月1日

甲 埼玉県桶川市泉1丁目3番28号
桶川市
桶川市長

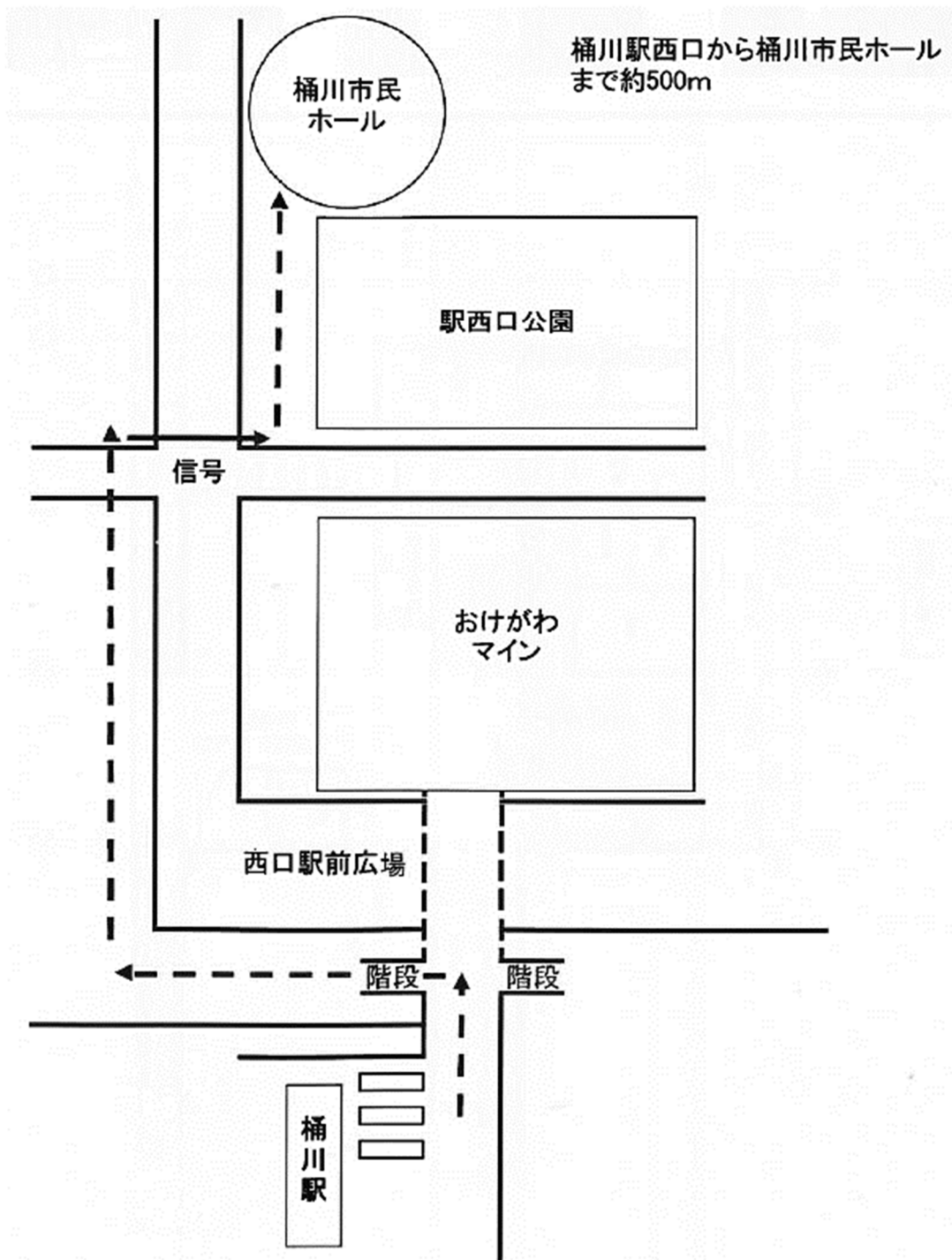
乙 埼玉県桶川市南1丁目1番1号
東日本旅客鉄道株式会社
高崎支社
桶川駅長

(別紙-1)

避難場所

避難場所の開設準備が整ったことを相互に確認した後に案内する。

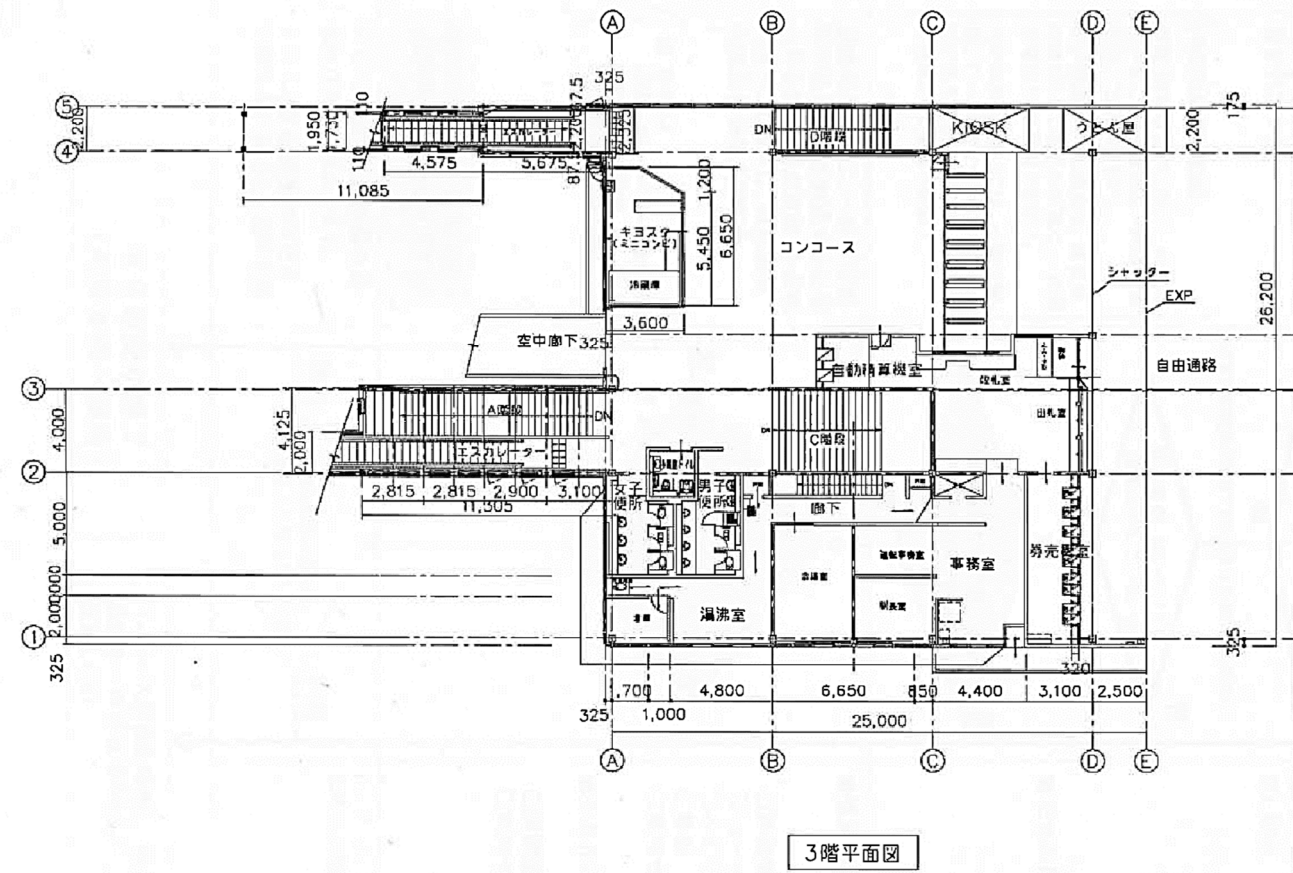
施設名	住 所
桶川市民ホール	桶川市若宮1丁目5番9号



(別紙-2)

安全点検のためのチェックシート

桶川駅



3階平面図

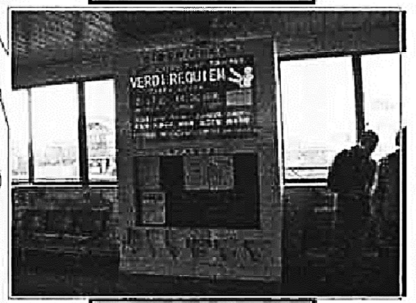
★自由通路天井
チェック:

★自由通路壁
チェック:

★自由通路窓ガラス
チェック:



チェック:



チェック:



チェック:

〔広援協定等〕
指定公共機関

(別紙-3)

■自由通路の安全点検チェックシート

〔桶川駅〕

項目	考え方	点検フロー	記事
STEP0 お客さまを避難誘導	安全の確認が出来るまでの間は、お客さまには、駅外でお待ちいただく。		
STEP1 準備	点検者の安全確保。	点検に従事する社員は保護具を着用すること	点検範囲は、別紙-2「安全点検のためのチェックシート」参照
STEP2 ライフライン等点検	<p>滞在場所として最低限確保すべき設備を点検し、使用の可否を判定する。</p> <p>【判定対象選定理由】 停電(照明が点灯しない)、水漏れ等が生じている場合は一時滞在場所として使用できない。 床が損傷している場合は、構造体の変形している恐れが高く、一時滞在場所として使用できない。 天井の形態によっては、一部が損傷しているだけでも、余震等で他箇所が落下する恐れがあり、一時滞在場所として使用できない。</p>	<p>停電*・水漏れは無いか</p> <p>有</p> <p>無</p> <p>※非常用発電機が稼働できる場合は停電には含めない。</p> <p>床の亀裂、傾いていたり段差が生じていないか</p> <p>有</p> <p>無</p> <p>天井に亀裂や穴が開いたり垂れ下がっていないか</p> <p>有</p> <p>無</p>	<p>ラチ内に不備があった場合は、トイレ・公共電話の使用はしない</p> <p>■天井の形態</p>
STEP3 使用範囲を制限する恐れのある設備の点検	<p>損傷程度に応じ、一時滞在箇所の使用範囲を制限する必要がある設備(弱点設備)を点検対象として指定し、当該設備の被災状況を点検する。</p> <p>例: 窓ガラス(店舗・エレベーター、改札口) 天井吊り下げ設備(LED発車標、サイン等)</p> <p>駅で判断不能な場合は関係技術センターで支援する</p>	<p>ガラスがひび割れていないか 看板・壁がはがれ・落下していないか 吊り下げ設備が傾いていないか</p> <p>有</p> <p>無</p>	<p>■壁面・壁面取り付け設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 券売機上部壁 <input type="checkbox"/> ショーケース・看板・配管 <input type="checkbox"/> みどりの窓口・券売機 <input type="checkbox"/> 看板 <input type="checkbox"/> 案内サイン <p>■天井からの吊り下げ設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 照明器具 <input type="checkbox"/> 案内サイン
STEP4 部分的に立ち入り禁止措置の実施	<p>STEP3 で点検した設備の周辺を立ち入り禁止とする。</p> <p>立ち入り禁止措置の可否を対策本部に報告し、指示を待つ。</p>	<p>実施</p> <p>不能</p> <p>損傷箇所周辺を立ち入り禁止にしたか</p>	<p>ロープ、コーン、立ち入り禁止表示等により区画・明示する。</p>

安全確認が終了
(対策本部へ報告)

コンコース閉鎖を継続し、自由通路を一時滞在施設として使用しない

資料編

○東日本電信電話株式会社

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

桶川市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。）第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

(移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

〔応援協定等〕
指定公共機関

- 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。
- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第 14 条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第 15 条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその 1 通を保有する。

平成 26 年 6 月 24 日

甲 埼玉県桶川市泉 1 丁目 3 番 28 号
桶川市長

印

乙 埼玉県さいたま市浦和区常盤 5 丁目 8 番 17 号
東日本電信電話株式会社
取締役埼玉支店長

印

○東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

桶川市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社（以下「乙」という。）は、桶川市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）により、広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等に係る甲及び乙による相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、災害時に甲又は乙の職員を甲又は乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期復旧を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- (2) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- (3) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における大規模停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- (1) 停電復旧に係る応急措置の実施
- (2) 電力復旧の支障となる障害物等の除去
- (3) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- (4) 住民への停電情報等の周知のための、甲の防災無線、防災メール、広報媒体等の利用

（覚書の締結）

第5条 甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じ、別に覚書により定めるものとする。

〔応援協定等〕
指定公共機関

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(旧協定の失効)

第8条 甲乙間で締結した「大規模災害時等における電力復旧等に関する協定書」(平成23年1月21日付け)は本協定の締結日よりその効力を失うものとする。

(協議)

第9条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年9月29日

埼玉県桶川市泉1丁目3番28号
甲 桶川市
桶川市長

埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目14番2号
乙 東京電力パワーグリッド株式会社
埼玉総支社
埼玉総支社長

指定地方公共機関

○一般社団法人埼玉県 LP ガス協会鴻巣支部

災害時におけるLPガス応急生活物資等に関する協定書

(趣旨)

第1条 鴻巣市、桶川市、北本市及び吹上町（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県エルピーガス協会鴻巣支部（以下「乙」という。）とは、甲の地域に地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して被災した地域住民等に、LPガス応急生活物資等（以下「LPガス等」という。）に関する協力事項について、次のとおり定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲のいずれかが災害対策本部を設置し、乙に要請を行ったときをもって発動する。

(LPガス等の協力要請)

第3条 災害時において甲のいずれかがLPガス等を必要とするときは、甲のいずれかは、乙に避難所等へのLPガス等について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、次の事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書でその内容を通知するものとする。

- (1) 協力要請内容及び必要個数
- (2) 協力を希望する期間
- (3) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(LPガス等の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けた時は、LPガス等の優先供給及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、簡易ガスコンロ 200 台及びカセットボンベ 600 本を指定する場所に備蓄（以下「ランニングストック」という。）し、供給可能な体制を保持するものとする。

3 乙は、別途鴻巣支部内の卸売事業者と協定して、LPガス 20 kgボンベ 30 本、50 kgボンベ 30 本を鴻巣支部内の2事業所にランニングストックし、甲の要請に応じて出荷する体制を整備するものとする。

(費用)

第5条 前条の規定に基づき、乙がランニングストックした物資以外に供給した商品の対価及び運搬等の費用については、要請した甲が負担するものとする。

(引き渡し)

第6条 LPガス等の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員等を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

(情報の収集・提供)

第7条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して地域住民に迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

〔応援協定等〕
指定地方公共機関

2 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡の窓口)

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡担当窓口を定め、相互に連絡調整をするものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成9年11月5日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書5通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成9年11月5日

鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市
鴻巣市長

桶川市泉1丁目3番28号

桶川市
桶川市長

北本市本町1丁目111番地

北本市
北本市長

吹上町富士見1丁目1番1号

吹上町
吹上町長

鴻巣市人形1丁目8番15号

乙 社団法人埼玉県エルピーガス協会鴻巣支部
支部長

※ 市町名等は、協定締結当時のもの

○関東食糧株式会社、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社、本田航空株式会社、
一般社団法人埼玉県トラック協会鴻巣支部

災害時における支援に関する覚書

桶川市と関東食糧株式会社、三国コカ・コーラボトリング株式会社、本田航空株式会社及び社団法人埼玉県トラック協会鴻巣支部は、震災等の災害時における行政の責任及び企業の社会的責任を認識し、震災等による混乱からの早期回復と地域の安定を願い、企業の社会への貢献と地域の防災行動力の強化を図ることを目的として、5者による震災等における地域住民支援のための協力関係を築くことをここに合意する。

この合意を基にして、桶川市と4者は災害時における支援に関する協定をそれぞれ締結するものとする。

平成17年2月8日

埼玉県桶川市大字川田谷2459番地の1
関東食糧株式会社
代表取締役社長

埼玉県桶川市大字加納180番地
三国コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長

埼玉県比企郡川島町大字出丸下郷53番地1
本田航空株式会社
代表取締役社長

埼玉県鴻巣市加美一丁目3番36号
社団法人埼玉県トラック協会鴻巣支部
支部長

埼玉県桶川市泉一丁目3番28号
桶川市
桶川市長

○一般社団法人埼玉県トラック協会鴻巣支部

災害時における支援に関する協定書

桶川市（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県トラック協会鴻巣支部（以下「乙」という。）とは、災害時における支援に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の災害が発生した場合に、乙の協力を得て物資輸送における輸送車両の優先的利用を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に輸送車両の優先利用をしようとするときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして協力を要請するものとする。

- (1) 要請する内容
- (2) 要請する場所
- (3) その他必要な事項

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、これに対して速やかに協力するものとする。

（使用料）

第4条 輸送車両の使用料は原則として甲が負担するものとし、料金は甲、乙協議して定めるものとする。

（相互応援協定締結自治体の支援）

第5条 前3条の規定は、甲が「災害時における相互応援に関する協定」を締結している自治体に地震等による災害が発生した場合についてこれを準用する。

（協定期間）

第6条 協定期間は平成17年2月8日より平成18年3月31日までとする。ただし、甲、乙いずれからも協定解消の申し出がない場合は協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関し必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年2月8日

埼玉県桶川市泉一丁目3番28号

甲 桶川市
桶川市長

埼玉県鴻巣市加美一丁目3番36号

乙 社団法人埼玉県トラック協会鴻巣支部
支部長

○東彩ガス株式会社

広域的なガス供給停止による桶川市防災行政 無線（固定系）の使用に関する協定書

広域にわたるガス供給停止事故による市民への広報手段として、桶川市防災行政無線（固定系）の使用に関し、桶川市（以下「甲」という。）と新日本瓦斯株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 地震、台風等の自然災害や事故によるガス供給停止事故が発生し、ガス供給停止が広範囲又は長時間にわたる場合には、市民生活に大きな支障をきたすものと考えられる。

また、状況を判断する情報が得られ難くなるため、無用の混乱を招く恐れも考えられるので、市内に配備された防災行政無線（固定系）から、的確かつ迅速に市民に周知することにより、混乱等を未然に防止することを目的とする。

（放送の原則）

第2条 防災行政無線（固定系）を使用しての放送は、ガス供給が停止する家屋が概ね5,000軒以上の事故に対してのみとする。

（放送の基準）

第3条 広域にわたるガス供給停止、若しくは影響が発生した場合とする。

2 1事故に対する放送回数は、原則として3回以内とする。

3 ガス供給停止が長時間に及ぶ場合の放送間隔は、次のとおりとする。

(1) 第2回目 第1回目の放送からおよそ1時間後とする。

(2) 第3回目 第2回目の放送からおよそ1時間後とする。

4 放送の可否については、甲又は埼玉県央広域消防本部において判断する。

（放送依頼）

第4条 放送の依頼は、乙から甲又は埼玉県央広域消防本部に行うこととし、原則として文書によるものとする。

2 依頼先は、次のとおりとする。

(1) 甲の開庁日においては、市民生活部安心安全課とする。

(2) 夜間及び休日等の開庁日においては、埼玉県央広域消防本部とする。

3 依頼方法は、電話・FAX等による依頼とする。

（放送文）

第5条 放送する文例は、別表のとおりとする。

（情報の提供）

第6条 乙は、ガス供給停止が長時間にわたる場合等においては、対応状況等の情報を甲又は埼玉県央広域消防本部に提供するものとする。

（協議）

〔応援協定等〕
指定地方公共機関

第7条 本協定に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項が発生した場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

なお、期間満了の日の3ヶ月前までに、甲、乙いずれからも、なんら申し出がないときは、さらに1年間延長されるものとみなし、以後この例によるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成20年2月1日

埼玉県桶川市泉1丁目3番28号
甲 桶川市
桶川市長

埼玉県北本市古市場一丁目5番地
乙 新日本瓦斯株式会社
代表取締役社長

放送する文例(案)

放送回数	放送文	備考
第1回目	<p>こちらは、「防災おけがわ」です。広域的なガス供給停止についてお知らせいたします。 ただいま ① の地域でガスの供給が停止しております。 現在新日本瓦斯では復旧作業を急いでおりますので、しばらくお待ちください。 なお、原因については調査中です。 こちらは、「防災おけがわ」です。</p>	ガス供給停止発生直後
第2回目	<p>こちらは、「防災おけがわ」です。広域的なガス供給停止についてお知らせいたします。 ただいま ① の地域で長時間、ガスの供給が停止しております。 新日本瓦斯では引き続き復旧作業を急いでおりますので、しばらくお待ちください。 なお、原因についても引き続き調査中です。 こちらは、「防災おけがわ」です。</p>	第1回目の放送からおよそ1時間後
第3回目	<p>こちらは、「防災おけがわ」です。広域的なガス供給停止についてお知らせいたします。 ただいま ① の地域は ② によりガスの供給が停止しております。 現在、新日本瓦斯では復旧作業を急いでおりますが、供給再開の予定は ③ 時間後 となる見込みです。しばらくお待ちください。 こちらは、「防災おけがわ」です。</p>	第2回目の放送からおよそ1時間後

注：表中 ① は、該当地域名

表中 ② は、供給停止原因(地震、台風、落雷、ガス漏えい、火災、ガス供給設備事故等)

表中 ③ は、復旧見込み時間

○東彩ガス株式会社

災害時における相互協力に関する協定書

桶川市（以下「甲」という。）と東彩ガス株式会社（以下「乙」という。）とは、桶川市地域防災計画に基づき、災害時における都市ガス供給、LPガス供給等の相互連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震・火災・風水害等重大な災害や事故が発生した場合（以下「災害時」という。）における都市機能回復のための復旧工事のほか応急対応に対する甲と乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（情報の提供）

第2条 甲及び乙はそれぞれ早期の状況把握に努めるとともに、必要な災害情報を共有するものとする。

2 甲は、建物・道路の被害状況を乙に提供するものとする。

3 乙は、供給区域内に設置する地震計情報、都市ガス設備の被害状況を甲に提供するものとする。

（連絡体制）

第3条 甲及び乙は前条の情報共有のための連絡体制を確立し、具体的内容は甲乙協議のうえ決定するものとする。

（相互協力）

第4条 災害時の相互協力は、次に定める事項とし、甲又は乙は、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

（1）災害時において、指定避難所等への都市ガス供給、LPガス供給、及び復旧工事など応急対応の必要があるときは、甲は乙に出動を要請することができるものとする。

（2）乙は、前号の規定により甲から要請を受けたときは、指定避難所等への都市ガス供給、LPガス等の優先供給について積極的に協力するものとする。

（3）甲は、乙の応急対応のための道路掘削における調整等に協力するものとする。

（4）乙は、広域的なガスの供給停止等の住民への周知のため、甲の防災無線、防災メール、広報媒体等の利用を要請することができるものとする。

（応急対応の体制）

第5条 乙は、応急対応を円滑に実施するため、あらかじめ出動体制を整えておかなければならない。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第6条 乙は、災害時の復旧活動に必要な資機材の集積所として、甲の所有する施設及び敷地につい

て、甲乙協議のうえ提供を受けることができるものとする。

(経費負担)

第7条 甲の要請に基づき、乙が実施した応急対応等に要した経費は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(平常時の連携)

第8条 甲及び乙は、平常時より連携し、情報共有体制の構築を図るものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方署名押印のうえ、各自1通を保管する。

令和4年5月25日

甲 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号
桶川市
桶川市長

乙 埼玉県越谷市越ヶ谷1-14-1
東彩ガス株式会社
代表取締役社長執行役員

事業者

○本田航空株式会社

災害時における支援に関する協定書

桶川市（以下「甲」という。）と本田航空株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による災害が発生した場合に、乙の協力を得て、航空機の優先的利用による被災状況調査、市内広報、物資輸送、救援活動等を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に航空機の優先利用をしようとするときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして協力を要請するものとする。

- (1) 要請する内容
- (2) 要請する場所
- (3) その他必要な事項

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、これに対して速やかに協力するものとする。

（使用料）

第4条 航空機の使用料は、原則として甲が負担するものとし、料金は航空法に基づく認可料金とする。

（相互応援協定締結自治体の支援）

第5条 第2条及び第3条の規定は、甲が「災害時における相互応援に関する協定」を締結している自治体に、地震等による災害が発生した場合についてこれを準用する。

（協定期間）

第6条 協定期間は平成17年2月8日より平成18年3月31日までとする。ただし、甲、乙いずれからも協定解消の申し出がない場合は協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関し必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年2月8日

埼玉県桶川市泉一丁目3番28号

甲 桶川市
桶川市長

埼玉県比企郡川島町大字出丸下郷53番地1

乙 本田航空株式会社
代表取締役社長

○関東食糧株式会社

災害時における支援に関する協定書

桶川市（以下「甲」という。）と関東食糧株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の災害が発生した場合における乙の甲に対する協力について定め、もって災害時における物資の安定供給に資することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における物資供給に関し、乙の協力を受けようとするときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして協力を要請するものとする。

- (1) 要請する内容
- (2) 搬送する場所
- (3) その他必要な事項

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、これに対して速やかに協力するものとし、甲から要請を受けた物資を優先的に甲に供給するものとする。

（料金）

第4条 物資の料金は、原則として甲が負担するものとし、価格は甲、乙協議して定めるものとする。

（相互応援協定締結自治体の支援）

第5条 前3条の規定は、甲が「災害時における相互応援に関する協定」を締結している自治体に地震等による災害が発生した場合についてこれを準用する。

（協定期間）

第6条 協定期間は平成17年2月8日より平成18年3月31日までとする。ただし、甲、乙いずれからも協定解消の申し出がない場合は協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関し必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年2月8日

埼玉県桶川市泉一丁目3番28号
甲 桶川市
桶川市長

埼玉県桶川市川田谷2459番地の1
乙 関東食糧株式会社
代表取締役社長

○コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社

災害時における支援に関する協定書

桶川市（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による災害が発生した場合における乙の甲に対する協力について定め、もって災害時における物資の安定供給に資することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における物資供給に関し、乙の協力を受けようとするときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして協力を要請するものとする。

- (1) 要請する内容
- (2) 搬送する場所
- (3) その他必要な事項

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、これに対して速やかに協力するものとし、乙が保有する物資を優先的に甲に供給するものとする。又、乙は地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

（料金）

第4条 物資の料金は、原則として甲が負担するものとし、価格は甲、乙協議して定めるものとする。

（相互応援協定締結自治体の支援）

第5条 前3条の規定は、甲が「災害時における相互応援に関する協定」を締結している自治体に地震等による災害が発生した場合についてこれを準用する。

（協定期間）

第6条 協定期間は平成17年2月8日より平成18年3月31日までとする。ただし、甲、乙いずれからも協定解消の申し出がない場合は協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関し必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年2月8日

埼玉県桶川市泉一丁目3番28号
甲 桶川市
桶川市長

埼玉県桶川市加納180番地
乙 三国コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長

○コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社

覚 書

桶川市（以下「甲」という）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という）は平成17年2月8日に甲乙間で締結した災害時における支援に関する協定書（以下「災害協定」という）に基づき次のとおり覚書を締結する。

第一条 この覚書は、災害協定に基づき設置される乙の自動販売機（地域貢献型自動販売機を含む）について、必要な事項を定めるものとする。

第二条 災害協定に基づいて甲の施設に設置される乙の自動販売機は、災害協定第3条に定める乙の甲に対する協力を実行するために設置するものであり、甲、乙は設置ロケーション、設置台数を維持確保するものとする。

第三条 災害協定に基づいて設置されている乙の自動販売機が設置できなくなったロケーションが生じた場合、設置台数の維持のため、甲は別のロケーションを乙に紹介するものとする。その場合、以前設置されていた自動販売機と同等以上の販売が見込まれるロケーションを紹介するものとする。

第四条 災害協定に基づいて設置されている乙の自動販売機は、別紙リストにて管理するものとし、リストは甲、乙確認の毎年1回更新するものとする。

第五条 本覚書に記載のない事項については、甲、乙協議の上解決するものとする。

第六条 本覚書の有効期間は、覚書締結の日より災害協定が終了する日までとする。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名捺印の上各1通を所有する。

平成22年 12月17日

埼玉県桶川市泉一丁目3番28号

甲 桶川市
桶川市長

埼玉県桶川市大字加納180番地

乙 三国コカ・コーラボトリング株式会社
埼玉第二支社長

○株式会社マミーマート

災害時における支援に関する協定書

桶川市（以下「甲」という。）と株式会社マミーマート（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における生活物資の供給等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、速やかにかつ円滑に物資を供給し、以って甲の市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に供給の協力を要請することができ、乙は、この要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害が発生した場合若しくは発生する恐れがある場合において、甲から要請があったときは、地域住民等の緊急避難先として乙の所有または管理する駐車場を甲に無償開放するものとする。開放期間については、甲乙協議の上決定するものとする。

（支援要請）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請を行う場合、品目、数量、場所、期間等を個別具体的に明示した文書を以って行うものとする。

ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（物資の種類）

第4条 本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資（以下「物資」という。）の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定するものであって、乙が供給可能な物

（物資の運搬、受渡し）

第5条 乙の甲に対する物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの物資の運搬は、原則として甲の費用負担により乙又は乙の指定する者が行うものとする。

ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、甲の指定する者が受渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

2 乙は、物資を甲乙間で事前に確認した身分証を提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡すものとし、当該引渡しを以って甲乙間における物資の受渡しの完了とする。

(物資の価格・費用負担)

第6条 前条2項による受渡し完了した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとし、甲は、当該受渡し完了後、乙からの請求書に基づき、その対価並びに費用を遅滞なく速やかに乙に対して支払うものとする。なお、物資の対価は災害の発生した直前の乙の販売売価（乙の顧客向け価格）を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(乙の営業について)

第7条 災害が発生した場合で、乙が被災地において店舗施設の安全を確認した上で営業を継続し又は再開するときは、乙は、甲のできる限りの協力（販売許可の再開等）を受けることができる。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して更新拒絶の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

平成23年11月1日

埼玉県桶川市泉1丁目3番28号
甲 桶川市
桶川市長

埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目44番1号
乙 株式会社マミーマート
代表取締役社長

○コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社

防災応援型自動販売機設置に関する協定書

桶川市（以下「甲」という）と、三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という）は、防災応援型自動販売機（以下「自動販売機」という）の設置及び運営に関する事項について、以下のとおり協定を締結する。

（設置目的）

第1条 本協定は応援自販機の設置に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。なお、設置する応援自販機は、桶川イメージキャラクター「オケちゃん」の意匠を応援自販機に図画し又は付着させたものとする。

（設置場所）

第2条 乙は、甲の指定する別紙「自販機設置先リスト」の場所に乙の所有する応援自販機を乙の費用をもって設置し運営する。尚、別紙「自販機設置先リスト」の記載内容に変更が生じた場合はその都度、甲・乙間で確認して更新するものとする。

（管理責任）

第3条 乙は応援自販機を常に整備し、商品の提供、詰替え、入替え、苦情の受付及び売上精算においては一切の責任を負うものとし、応援自販機設置場所及び当該応援自販機運営のための電力の供給においては甲の責任及び負担とする。

（販売協力金の支払い）

第4条 乙は甲に対し販売協力金を支払うものとし、以下の各項のとおりとする。

- 乙は応援自販機における売上に10パーセントを乗じた金額を販売協力金として甲に支払うものとし、甲は当該販売協力金を防災用品購入資金に充てることができるものとする。
- 乙は、応援自販機の売上管理を行うものとし、甲に支払う販売協力金は年2回払いとして3月末日、9月末日に集計し、それぞれ翌月25日迄に甲の指定する次の銀行口座に振込むものとする。尚、振込手数料は乙の負担とする。

金融機関	埼玉りそな銀行 桶川支店	預金種類	普通
口座名義	桶川市会計責任者	口座番号	30037

（反社会的勢力に関する表明・保証）

第5条 甲・乙は、相手方に対し、本協定締結時及び本協定締結後において、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、及び自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、保証する。

2 甲・乙は、相手方が前項の表明・保証に違反したときは、何れかの通知・催告その他の手続きを要せずに、直ちに本協定を解除することができる。

(本協定有効期間及び解約)

第6条 本協定の有効期間は平成24年9月24日から平成25年3月31日までとする。但し、本協定有効期間1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも本協定条項の変更又は解約の申し出がない限り、更に1年間延長し以下も同様とする。なお、有効期間途中で本協定を解約する場合は、相手方に1ヶ月前までに通知し、解約できるものとする。但し、当事者の一方的な事由による解約の場合は甲、乙の双方で協議し、円満に解決するものとする。

2 期間満了及び前項の解約による応援自販機の引き上げに要する費用は、乙の負担とする。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は本協定により知り得た情報を、相手方の事前の承諾なく、他の第三者に開示、漏洩してはならないものとする。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項については、互いに誠意をもって協議し、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年9月24日

甲

埼玉県桶川市泉1丁目3番28号
桶川市
市長

乙

埼玉県桶川市大字加納180番地
三国コカ・コーラボトリング株式会社
営業本部 埼玉第二支社
支社長

〔応援協定等〕
事業者

別紙)

【防災応援型自動販売機リスト】

確認日 24年10月24日

設置場所名	機 種	MCCBNo.
桶川市役所本庁舎	N2ASU30W6NB1H3	5810248
桶川駅自由通路	F2ASU36W6NB1P3B	5818338
桶川市民ホール	F2ASU36W6NB1P3B	5818486

○株式会社アクティオ

災害時における物資の供給に関する協定書

桶川市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、桶川市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下これらを「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が物資の供給を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「物資」とは、乙が所有する仮設トイレ、発電機その他のレンタル機材をいう。

（要請）

第3条 甲は、災害時に物資の供給を受けようとするときは、その旨を乙に要請するものとする。

- 2 甲は、前項の要請を行うときは、物資供給要請書（様式1）により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに物資供給要請書を提出するものとする。
- 3 甲が前項の申請を行うことが困難なときは、甲が災害時等における応急対策活動に関する協定を結んでいる、桶川市建設業協会が甲に代わって、乙に要請するものとする。ただし、物資供給要請書は、事後、甲が速やかに提出するものとする。

（要請事項に対する措置）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、要請のあった事項について速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（供給可能物資の数量の照会等）

第5条 甲は、必要がある場合は、乙に対し、供給できる物資の数量を照会することができる。

- 2 甲及び乙は、物資の供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び担当者を決め、相手方に通知するものとする。これらの事項を変更したときも、同様とする。

（物資の納入方法）

第6条 乙は、甲と協議の上、甲の指定する場所へ物資を納入するものとする。

- 2 甲は、乙が物資の運搬を行うときは、物資の運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。
- 3 甲は、物資の納入場所に甲の職員又は甲の指名する者を派遣し、乙から、物資供給報告書（様式2）

〔応援協定等〕
事業者

により要請に係る物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(物資の対価等)

第7条 供給を受けた物資の対価及び前条の規定により乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 供給を受けた物資の対価は、要請した日の前日における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、物資の供給を受けた後、乙からの物資供給費用請求書(様式3)を受領した場合は、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(被災による制限)

第8条 乙は、災害時に自らが被災した場合は、甲乙協議の上、被災の程度に応じて、物資の供給の全部又は一部を行わないことができるものとする。

(連絡責任者)

第9条 協定に基づく業務を円滑に遂行するため、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年3月13日

埼玉県桶川市泉一丁目3番28号
甲 桶川市
埼玉県桶川市長

東京都中央区日本橋3-12-2 朝日ビルディング7F
乙 株式会社 アクティオ
代表取締役社長

○株式会社ジェイコム埼玉・東日本

防災情報等の放送に関する協定書

桶川市（以下「甲」という。）と株式会社 JCN 関東（以下「乙」という。）とは、災害時や災害が発生するおそれがあるときの防災情報等の放送に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合、またこれに限らず市民生活の安定を図ることを目的として、桶川市内で乙が運営するケーブルテレビ（以下「ケーブルテレビ」という。）を利用した災害情報や防災情報等の放送を行う業務について、必要な事項を定めることを目的とする。

（業務の内容）

第2条 甲は乙に対して防災情報等を提供し、乙は提供情報をもとにケーブルテレビで放送する。

【放送チャンネル：111ch（地デジ11ch） JCN 関東チャンネル】

その内容については次の各号に定めるものとする。

- (1) 災害が発生、又は発生するおそれがあるときの、甲の要請による緊急放送。
- (2) 防災行政無線等、甲が管理する自治体情報のデータ放送画面での文字放送。

（要請による緊急放送）

第3条 甲は、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合について、災害情報を住民に伝える必要があると判断した場合には、乙に対して速やかに災害情報を提供し、乙の番組編成権を侵害しない範囲で放送を行うことを要請することができる。

- 2 甲は、前項の要請を行う場合は、別に定める要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には甲は乙に対し口頭により放送の要請を行うことができるものとする。この場合においては、要請後速やかに書面を送付するものとする。
- 3 乙は、甲より前項の要請があった場合には、その番組編成基準判断に基づき通常放送に優先して当該災害情報の放送を実施するよう努めるものとする。

（データ放送画面での文字放送）

第4条 甲は、文字放送の必要があると認めたときは、乙に事前の承諾を受けることなく文字放送を行うことができる。

- 2 文字放送に係る手段及び方法は、甲乙が別途協議して定める。
- 3 文字放送の運用方法、各担当者については、書面により別途定めるものとする。

（文字放送を行う自治体情報の内容）

第5条 文字放送を行う自治体情報の内容は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 甲が市民向けに発信する防災行政無線等の緊急行政情報全般
- (2) その他住民の生命又は財産の保全、市民生活向上に関わる事項

〔応援協定等〕
事業者

- 2 甲は、乙に対し、情報の正確性を担保するものとする。
- 3 第1項第2号に掲げる事項については、甲乙が協議のうえ、種類、内容等を書面により定めるものとする。

(確認書)

- 第6条** 甲及び乙は、放送の要請を円滑に行うとともに、放送を迅速かつ的確に行うために、相互の連絡責任者等を記載した確認書(様式2)を速やかに取り交わすものとする。
- 2 確認書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知する。

(経費の負担)

- 第7条** 災害情報等の放送に要する経費は、無料とする。ただし、災害等が長期にわたる場合の要請による緊急放送については、甲乙協議の上別に定めるものとする。

(協定内容の見直し)

- 第8条** 甲及び乙は、この協定内容についての見直しを適宜行い、社会情勢等の変化に対応した内容になるよう努めるものとする。

(有効期間)

- 第9条** 本協定は、締結日から効力を生ずるものとし、甲または乙が相手方に対し文書により協定の終了を通知しない限り、継続するものとする。

(協議)

- 第10条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

(免責事項)

- 第11条** 災害時の大規模な機器損壊又は機器メンテナンス等その他の事情により放送ができないときは、乙は一切の責務を負わないものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年7月1日

甲 埼玉県桶川市泉1丁目3番28号
桶川市
桶川市長

乙 埼玉県さいたま市浦和区常盤9丁目34番地8
株式会社 JCN関東
代表取締役社長

○ベニバナウォーク桶川

災害時における支援協力に関する協定書

桶川市（以下「甲」という。）とベニバナウォーク桶川（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、桶川市内に地震、風水害その他の災害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、救援物資の供給及び被災者の応急救済に係る防災活動協力について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、機関等を明示した文書をもって、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 前項に定めるもののほか、甲は、次の事項について、事前に協議の上乙に協力要請することができる。

- (1) 乙の所有又は管理する駐車場及び付帯施設（ドッグラン等）を一時避難場所等として被災者に提供すること。
- (2) 乙の店舗において、被災者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (3) 乙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。

（物資の種類）

第3条 前条第1項の物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において可能な範囲で有償にて供給を行うものとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他乙の取り扱う商品（ペット用品等）

（物資の価格）

第4条 乙が、第2条第1項に規定する協力により供給した物資の価格は、災害の発生した直前の販売価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第5条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引取るものとする。ただし、運搬が困難な場合は、乙の店舗での引き渡しとする。

〔応援協定等〕
事業者

(経費の負担)

第6条 乙が、甲の要請により支援に要した経費については、甲、乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、業務が完了したときは、速やかに前条の費用を甲に請求するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに1年間延長されるものとし、以降もこの例による。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度誠意を持って甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

平成27年9月15日

甲 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号
桶川市
桶川市長

乙 埼玉県桶川市桶川都市計画事業下日出谷東
特定土地区画整理事業地内42街区1画地
ベニバナウォーク桶川
支配人

○株式会社新都市ライフホールディングス

災害時における支援協力に関する協定書

桶川市（以下「甲」という。）と株式会社新都市ライフホールディングス（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関する協定について、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、桶川市内に地震、風水害その他の災害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、パトリア桶川店（おけがわマイル）における救援物資の供給並びに被災者及び帰宅困難者（以下「被災者等」という。）の応急救済に係る防災活動協力について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した文書をもって、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 前項に定めるもののほか、甲は、次の事項について、事前に協議の上乙に協力要請することができる。

- (1) パトリア桶川店（おけがわマイル）のうち、店舗内の一部（1階エンジョル広場周辺）を一時滞在場所として被災者等に提供すること。
- (2) パトリア桶川店（おけがわマイル）において、被災者等に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (3) パトリア桶川店（おけがわマイル）において、被災者等に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。

3 前2項の規定に係わらず、地震による災害の発生の場合は、乙による建物及び店舗施設の安全確認の後、乙から甲へ協力が可能である旨及び協力できる内容についての連絡を行い、甲は連絡に基づき乙に対し協力要請することができる。

4 甲からの前3項における要請について、乙は原則として、パトリア桶川店（おけがわマイル）の営業時間中に限り、核店舗である株式会社東武ストア及び株式会社桶川ショッピングセンターと協力・連携して対応を行うものとする。

5 第2項第1号に規定する被災者等に提供した一時滞在場所において、乙は、被災者等が収容可能人員に達した場合は新たな受け入れを停止し、速やかに甲に報告を行うとともに、甲の指示に基づき、被災者等について甲指定の避難場所または一時滞在施設に誘導するものとする。

（物資の種類）

第3条 前条第1項の物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において可能な範囲で有償にて供給を行うものとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類

〔応援協定等〕
事業者

- (3) 日用品
- (4) その他取り扱う商品

(物資の価格)

第4条 乙が、第2条第1項に規定する協力により供給した物資の価格は、災害の発生した直前の販売価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(物資の運搬及び引渡し)

第5条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引取るものとする。ただし、運搬が困難な場合は、乙の店舗での引き渡しとする。

(経費の負担)

第6条 乙が、甲の要請により支援に要した経費については、甲・乙協議の上決定し、甲が負担することとし、乙は速やかに甲に費用を請求するものとする。

(損害)

第7条 乙が第2条第2項及び第3項における被災者等に提供した一時滞在場所において、被災者等に対して事故・事件等により何らかの損害が発生したとき、又は発生する恐れがあるときは、甲乙協議の上、対応を検討する。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに1年間延長されるものとし、以降もこの例による。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度誠意を持って甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

平成30年2月20日

甲 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号
桶川市
桶川市長

乙 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
株式会社新都市ライフホールディングス
代表取締役社長

OZホールディングス株式会社

災害に係る情報発信等に関する協定

桶川市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、桶川市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に情え、桶川市が被災者に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ桶川市の行政機能の低下を軽減させるため、桶川市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、桶川市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、桶川市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、桶川市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 桶川市が、桶川市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 桶川市が、桶川市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 桶川市が、災害発生時の桶川市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 桶川市が、桶川市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 桶川市が、桶川市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 桶川市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、桶川市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく桶川市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれ

〔応援協定等〕
事業者

の対応にかかる旅費・通信・その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、桶川市から提供を受ける情報について、桶川市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、桶川市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、桶川市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、桶川市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年8月2日

桶川市：埼玉県桶川市泉一丁目3番28号
桶川市
桶川市長

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役

○株式会社カスミ

災害時における支援協力に関する協定書

桶川市（以下「甲」という。）と株式会社カスミ（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、桶川市内に地震、風水害その他の災害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、救援物資の供給及び被災者の応急救済に係る防災活動協力について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した文書をもって、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 前項に定めるもののほか、甲は、次の事項について、事前に協議の上乙に協力要請することができる。

- （1）乙の所有又は管理する駐車場及び付帯施設を可能な範囲で一時避難場所等として被災者に提供すること。
- （2）乙の店舗において、被災者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- （3）乙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。
- （4）乙は店舗の在庫だけでなく、可能な範囲で乙の持つ流通網を活用した物資の提供をすること。

（経費の負担）

第3条 乙が、甲の要請により支援に要した経費については、甲、乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

（物資の種類及び価格）

第4条 第2条第1項の物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において可能な範囲で有償にて供給を行うものとする。また、供給した物資の価格は、災害の発生した直前の販売価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

- （1）食料品
- （2）食器類
- （3）日用品
- （4）その他乙の取り扱う商品

（物資の運搬及び引渡し）

〔応援協定等〕
事業者

第5条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙が搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引取るものとする。ただし、運搬が困難な場合は、乙の店舗での引き渡しとする。

(経費の請求)

第6条 乙は、業務が完了したときは、第3条の費用を甲に請求するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了する日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに1年間延長されるものとし、以降もこの例による。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度誠意を持って甲、乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

令和元年8月2日

埼玉県桶川市泉一丁目3番28号
甲 桶川市
桶川市長

茨城県つくば市西大橋599番地1
乙 株式会社カスミ
代表取締役社長

○株式会社マツモトキヨシ

災害時における支援協力に関する協定書

桶川市（以下「甲」という。）と株式会社マツモトキヨシ（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、桶川市内に地震、風水害その他の災害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、救援物資の供給及び被災者の応急救済に係る防災活動協力について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した文書をもって、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 前項に定めるもののほか、甲は、次の事項について、事前に協議の上、乙に協力要請することができる。

- (1) 乙の所有又は管理する駐車場を可能な範囲で一時避難場所等として被災者に提供すること。
- (2) 乙の店舗において、被災者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (3) 乙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。
- (4) 乙は店舗の在庫だけでなく、可能な範囲で乙の持つ流通網を活用した物資の提供をすること。

（経費の負担）

第3条 乙が、甲の要請により支援に要した経費については、甲、乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

（物資の種類及び価格）

第4条 第2条第1項の物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において可能な範囲で有償にて供給を行うものとする。また、供給した物資の価格は、災害の発生した直前の販売価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

- (1) 薬品
- (2) 日用品
- (3) 食料品
- (4) その他乙の取り扱う商品

（物資の運搬及び引渡し）

〔応援協定等〕
事業者

第5条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙が搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引取るものとする。ただし、運搬が困難な場合は、乙の店舗での引き渡しとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、業務が完了したときは、第3条の費用を甲に請求するものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了する日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに1年間延長されるものとし、以降もこの例による。

（協議事項）

第8条 本協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度誠意を持って甲、乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

令和2年1月6日

埼玉県桶川市泉一丁目3番28号

甲 桶川市
桶川市長

千葉県松戸市新松戸東9番地1

乙 株式会社マツモトキヨシ
代表取締役社長

○日藤ダンボール株式会社

災害時における段ボール製品の調達に関する協定

桶川市（以下「甲」という。）と、日藤ダンボール株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製品の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難所の設営等に必要な物資（以下「物資」という。）の調達について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害が発生した場合において、甲は物資を必要とするときは、段ボール製品供給要請書（別記様式）により、乙に対し物資の供給、運搬等（以下「供給等」という。）について協力を要請することができる。ただし、甲が緊急を要すると認めるときは、口頭、電話、電子メール等により行うことができるものとし、その場合は事後に速やかに書面を提出するものとする。

（協力の実施及び受諾等）

第3条 甲は、前条の規定による要請を行うときは、乙と物資の調達に必要な製品の種類、数量、対価、引渡し場所、輸送費、遅延等に関する事、甲乙のいずれかから提起されたこと等（以下「基本的条件」という。）について協議するものとする。

2 乙は、可能な範囲において物資の供給等に協力するよう努めるものとし、甲は、乙が物資の供給等を迅速かつ安全に行うことができるよう必要な協力を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) その他乙の取扱商品

2 乙は、災害時に必要な生活物資として、前項に定める物資の確保に努めるものとする。

（物資の引渡し）

第5条 甲及び乙は、第3条第1項の協議において引渡し場所等を決める。引渡しは、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって協定を履行するものとするが、履行することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾する。

〔応援協定等〕
事業者

- 3 乙は、甲指定の場所に段ボール製品を納入する場合、段ボール製品の種類、数量等を記載した納品書を、納入場所を管理する甲の職員又は甲の指定する者（次項において「引取人」という。）に提出するものとする。
- 4 前項の納品書を受け取った引取人は、段ボール製品の種類、数量等を確認し受領書を発行するものとする。
- 5 乙は、引渡し終了後、速やかに書面により物資の種類、数量等を甲に報告するものとする。

（費用）

第6条 乙が供給する物資の対価及び運搬等については、相当額を甲が負担するものとする。

- 2 前項の物資の対価及び運搬等の費用については、災害発生時の直近の価格を基準とし、甲及び乙が第3条第1項の協議等において決定するものとする。

（連絡体制等）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（車両の通行等）

第8条 甲は、第2条の要請に基づき事業所が物資を運搬等する際に、引渡し場所等での通行に可能な限り配慮するものとする。

（協議等）

第9条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、情報を共有するとともに、随時協議を行うものとする。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し生産能力及び災害時の連絡体制について報告を求めることができる。

（連絡責任者）

第10条 甲と乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

- 2 前項の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（他の協定との関係）

第11条 この協定は、甲又は乙で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

（有効期限）

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、解約の予定日の1か月までに文書により解約又は変更の申し出をしない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和2年8月27日

埼玉県桶川市泉一丁目3番28号

甲 桶川市
桶川市長

埼玉県桶川市大字坂田860番地3

乙 日藤ダンボール株式会社
取締役社長

〔応援協定等〕
事業者

別紙

年 月 日
時 分

日藤ダンボール株式会社 取締役社長 様

桶 川 市 長

段ボール製品供給要請書

「災害時における段ボール製品の調達に関する協定」第2条に基づき、下記のとおり、要請します。

記

要請する物資

要請期日	要請品目	要請数量	納品希望場所
	段ボール製簡易ベッド		
	段ボール製シート		
	段ボール製間仕切り		
	その他取扱商品		

問合せ先
部 署
氏 名
電 話
F A X
E-Mail

団体

○桶川北本水道企業団

広域的な断減水による桶川市防災行政無線 (固定系)の使用に関する協定書

広域にわたる断減水事故による市民への広報手段として、桶川市防災行政無線(固定系)の使用に関し、桶川市(以下「甲」という。)と桶川北本水道企業団(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 地震、台風等の自然災害や事故による断減水事故が発生し、断減水が広範囲又は長時間にわたる場合には、市民生活に大きな支障をきたすものと考えられる。

また、状況を判断する情報が得られ難くなるため、無用の混乱を招く恐れも考えられるので、市内に配備された防災行政無線(固定系)を使用して、的確かつ迅速に市民に周知することにより、混乱等を未然に防止することを目的とする。

(放送の原則)

第2条 防災行政無線(固定系)を使用しての放送は、断減水する家屋が相当広範囲及び長時間にわたると判断した場合とする。

(放送の基準)

第3条 防災行政無線(固定系)を使用する基準は、1事故に対する放送回数を原則として3回以内とする。

2 断減水が長時間に及ぶ場合の放送間隔は、次のとおりとする。

(1) 第2回目 第1回目の放送からおおよそ30分後とする。

(2) 第3回目 第2回目の放送からおおよそ30分後とする。

3 前項に定める放送の間隔は、状況により乙の判断で変更できるものとする。

4 放送の可否については、甲又は埼玉県央広域消防本部において判断する。

(放送依頼)

第4条 放送の依頼は、乙から甲又は埼玉県央広域消防本部に行うこととし、原則として文書によるものとする。

2 依頼先は、次のとおりとする。

(1) 甲の開庁日においては、市民生活部安心安全課とする。

(2) 夜間及び休日等の閉庁日においては、埼玉県央広域消防本部とする。

3 依頼の方法は、次のとおりとする。

(1) 放送依頼は、電話・FAX等による依頼とする。

(放送文)

第5条 放送する文例は、別表のとおりとする。

〔応援協定等〕
団体

(情報の提供)

第6条 乙は、断減水が長時間にわたる場合等においては、対応状況等の情報を甲又は埼玉県中央広域消防本部に提供するものとする。

(協議)

第7条 本協定に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項が発生した場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

なお、期間満了の日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも、なんら申し出がないときは、さらに1年間延長されるものとみなし、以後この例によるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成20年3月1日

埼玉県桶川市泉一丁目3番28号
甲 桶川市
桶川市長

埼玉県北本市中丸6丁目83番地
乙 桶川北本水道企業団
企業長

別紙（第5条関係）

放送する文例(案)

放送回数	放送文	備考
第1回目	<p>こちらは、「防災おけがわ」です。広域的な断減水についてお知らせいたします。</p> <p>ただいま__①__の地域で断減水しております。現在、水道企業団では復旧作業を急いでおります。しばらくお待ちください。</p> <p>なお、原因については調査中です。</p> <p>(くり返す)</p> <p>こちらは、「防災おけがわ」です。</p>	断減水発生直後
第2回目	<p>こちらは、「防災おけがわ」です。広域的な断減水についてお知らせいたします。</p> <p>ただいま__①__の地域で長時間断減水しております。現在、水道企業団では復旧作業を急いでおります。しばらくお待ちください。</p> <p>なお、原因については引き続き調査中です。</p> <p>(くり返す)</p> <p>こちらは、「防災おけがわ」です。</p>	第1回目の放送からおよそ30分後
第3回目	<p>こちらは、「防災おけがわ」です。広域的な断減水についてお知らせいたします。</p> <p>ただいま__①__の地域は__②__により断減水しております。現在、水道企業団では復旧作業を急いでおりますが、復旧の予定については__③__分後となる見込みです。しばらくお待ちください。</p> <p>(くり返す)</p> <p>こちらは、「防災おけがわ」です。</p>	第2回目の放送からおよそ30分後

注：表中__①__は、該当地域名

表中__②__は、断減水原因(落雷、台風、地震、電力設備事故、ポンプ設備事故等)

表中__③__は、復旧見込み時間

○埼玉県電気工事工業組合

災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、桶川市（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

（支援協力の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 市内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3) 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- (4) 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- (5) 災害発生時における復旧に関すること。
- (6) 必要に応じて、本市が実施する防災訓練に参加すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、支援要請書（様式第1号）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援を要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- (3) 支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする、ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により確認するものとする。

（復旧作業後の引渡）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に災害復旧業務完了報告書（様式第2号）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要すると

きは、電話により報告し、速やかに災害復旧業務完了報告書を提出する。

(復旧実施マニュアルの提示)

第6条 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が、甲の要請により支援協力を要した経費については、甲、乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 協定について、疑義が生じた時又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成21年10月7日

埼玉県桶川市泉1丁目3番28号

甲 桶川市
桶川市長

埼玉県さいたま市北区宮原1丁目39番地

乙 埼玉県電気工事工業組合
理事長

○一般社団法人埼玉建築士会 中央北支部

桶川市被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、桶川市地域防災計画に基づく地震災害時における埼玉県被災建築物応急危険度判定士の招集に関し、桶川市（以下「甲」という。）が、社団法人埼玉建築士会中央北支部（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「判定士」とは、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第2条に定める判定士のうち、社団法人埼玉建築士会中央北支部に所属する民間の判定士をいう。

(協力要請)

第3条 甲は判定士を招集する際、乙に協力を要請することができる。

- 2 原則として前項の規定による要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請することができる。この場合、後日、改めて要請文書を乙に送付するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による要請があったときは、乙の会員のうち判定士に該当する者に対して、甲の要請する内容を速やかに伝えるものとする。

(市への報告)

第4条 乙は、前条の要請に応じることが可能な乙の会員の判定士を取りまとめ、本協定締結後速やかに甲に報告するものとする。

(協力のための準備)

第5条 乙は、判定士の承諾を得た上で登録者名簿を甲に提出し、新規の登録又は登録者名簿に記載された内容に変更があったときは、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。

- 2 乙は、平常時から、判定士に該当する会員に対して、甲の要請の内容を円滑に伝達するための連絡系統（以下「連絡系統」という。）を整備し、地震災害時に備えるものとする。
- 3 平常時の準備、及び地震災害時の活動等は被災建築物応急危険度判定業務マニュアルに基づき行うものとする。
- 4 乙は、年度当初に判定士を招集するための連絡系統を報告するものとする。

(訓練)

第6条 甲が訓練等のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙はこれに協力するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、協定の締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年8月27日

桶川市泉一丁目3番28号

甲 桶川市
桶川市長

桶川市寿一丁目3番7号

乙 社団法人埼玉建築士会 中央北支部
支部長

○さいたま農業協同組合

災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書

桶川市（以下『甲』という。）とあだち野農業協同組合（以下『乙』という。）は、災害時における市民生活の安定を図るため、応急生活物資供給等に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、桶川市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者を救援するため応急生活物資の調達及び安定供給を行い市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 この協定に定める災害時の協力は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対し協力を要請するものとする。

（応急生活物資供給の協力要請）

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品等の供給について協力を要請することができる。

（応急生活物資供給の協力実施）

第4条 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品等の優先供給について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資供給の要請手続）

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、方法等について、支障を来さないよう点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の引き取り）

第6条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲、乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

（費用）

第7条 この規定の定めにより乙が供給した商品の対価及び乙が行った物資供給に係る所要経費については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、適正価格により甲、乙協議の上、決定するものとする。

(その他必要な支援)

第8条 この協定に定める事項のほか、被害者への支援が必要な場合は、甲、乙協議の上決定するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(定めのない事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成24年10月23日

甲 桶川市泉一丁目3番28号
桶川市
市長

乙 上尾市中分二丁目124番地
あだち野農業協同組合
代表理事組合長

○生活協同組合コープみらい

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

桶川市（以下「甲」という。）と生活協同組合さいたまコープ（以下「乙」という。）は、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、桶川市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、市民生活の早期安定を図るため、食糧、生活必需品等（以下「応急生活物資」という。）の調達及び供給等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時に次の事項について、乙に対し、協力を要請することができる。

- (1) 応急生活物資の調達及び供給
- (2) 物資搬送車両の確保
- (3) 被災状況等の情報の提供

2 乙は、甲から要請を受けたときは、乙の保有する商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に要請するにあたっては、次に掲げる事項を口頭、電話等をもって要請し、事後に文書（様式第1号）を提出するものとする。

- (1) 応急生活物資の種類及び数量
- (2) 応急生活物資の運搬先
- (3) その他必要な事項

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書（様式第2号）を提出するものとする。

- (1) 供給した応急生活物資の種類及び数量
- (2) 運搬に要した車両の数量及び従事者の人数
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 甲の要請に基づき、乙が第2条に定める応急生活物資の供給及び運搬に要する経費のうち次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 供給した応急生活物資に要する経費
- (2) 運搬車両及び従事者に要する経費
- (3) その他甲が負担すべき経費

(経費の請求)

第6条 乙は、業務が完了したときは、速やかに前条の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認したうえ、適当と認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

(ボランティア活動への支援)

第7条 乙は、乙の組合員に対し、甲の実施する防災ボランティアへの協力を推進し、災害時に実施する応急生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第8条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

(法令の遵守)

第10条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙いずれかから協定の解消の申し出のない限り、同一の内容を持って継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年11月1日

甲 桶川市泉一丁目3番28号
桶川市
市長

乙 さいたま市南区根岸一丁目5番5号
生活協同組合さいたまコープ
代表理事
理事長

○桶川市建設業協会

災害時における応急対策業務に関する協定書

桶川市（以下「甲」という。）と桶川市建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、桶川市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下これらを「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が応急対策業務を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に応急対策業務の必要があると認めるときは、その旨を乙に要請するものとする。

2 甲は、前項の要請を行うときは、原則として次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）応急対策を実施する場所
- （2）被害の状況
- （3）応急対策の内容
- （4）前各号に定めるもののほか、必要な事項

（要請事項に対する措置）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、要請のあった事項について速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（対策業務の実施）

第4条 乙は、甲から第2条の規定により応急対策業務の支援要請があったときは、特別な理由がない限り、乙の会員に指示し、会員の有する建設資機材及び労力を甲に提供することにより対策業務の支援を行うものとする。

2 乙は、応急対策業務を行うにあたり建設資機材が不足するときは、甲に必要とする物資の内容等を連絡し、甲が災害時における物資の供給に関する協定を結んでいる事業者に要請を行うことができるものとする。

（連絡責任者）

第5条 協定に基づく業務を円滑に遂行するため、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲の要請により、乙が応急対策業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

（補償）

第7条 この協定に基づき、応急対策業務に従事した乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の会員の労働者災害補償保険法により補償するものとする。

(損害の負担)

第8条 応急対策業務の実施に伴い損害が生じた場合は、その賠償の責について甲乙協議の上、定めるものとする。

(その他)

第9条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年3月13日

桶川市泉1丁目3番28号
甲 桶川市
桶川市長

桶川市西2丁目5番7号
乙 桶川市建設業協会
会 長

○社会福祉法人熊谷福祉の里介護老人福祉施設クイーンズビラ桶川

災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定書

桶川市（以下「甲」という。）と社会福祉法人熊谷福祉の里介護老人福祉施設クイーンズビラ桶川（以下「乙」という。）とは、桶川市内に地震、風水害その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）要配慮者の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、要配慮者が避難を余儀なくされた場合に避難支援活動を円滑に行うため、要配慮者の緊急受入れに関する甲と乙の相互援助、協力について、必要な事項を定めるものとする。

（要配慮者）

第2条 この協定において「要配慮者」とは、次に掲げる事項に該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に規定する障害程度の等級が1級から2級までに該当するもの（体幹、上下肢、視覚又は聴覚に障がいのある者に限る。）
- (2) 療育手帳の重度、最重度及び精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）に規定する要介護3から要介護5までの認定を受けている者
- (4) 65歳以上のひとり暮らしの者及び75歳以上の者のみの世帯に属する者
- (5) その他市長が必要と認める者

（要請及び受諾）

第3条 甲は、災害時には、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した住宅等の要配慮者の緊急受入れ
 - (2) 桶川市地域防災計画で指定する避難所に避難した要配慮者の二次的避難のための緊急受入れ
- 2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い、緊急受入れに係る業務を行う。
- 3 乙は、甲の要請に基づき緊急受入れをした要配慮者の介護に必要な物資の供給を甲に対し、要請することができる。

（受入期間）

第4条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、乙が甲の要請を受け、受入れを決定した時から、甲が指示する時までとする。

(費用の負担)

第5条 甲の要請に基づき乙が要配慮者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(手続等)

第6条 甲は第3条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

- (1) 要配慮者の人数
- (2) 要配慮者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
- (3) 要配慮者の身元引受人の氏名、住所、連絡先等
- (4) 受入期間

(受入可能人数の把握)

第7条 甲は、乙が受入れ可能な要配慮者の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成28年3月31日までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、協定の期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らかの申出がない場合には、この協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定について、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年 7月 21日

甲 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号
桶川市
桶川市長 _____

乙 埼玉県桶川市坂田845番地の1
社会福祉法人熊谷福祉の里 特別養護老人ホームクイーンズビラ桶川
理事長 _____

○社会福祉法人安誠福祉会介護老人福祉施設はにわの里

災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定書

桶川市（以下「甲」という。）と社会福祉法人安誠福祉会介護老人福祉施設はにわの里（以下「乙」という。）とは、桶川市内に地震、風水害その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）要配慮者の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、要配慮者が避難を余儀なくされた場合に避難支援活動を円滑に行うため、要配慮者の緊急受入れに関する甲と乙の相互援助、協力について、必要な事項を定めるものとする。

（要配慮者）

第2条 この協定において「要配慮者」とは、次に掲げる事項に該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に規定する障害程度の等級が1級から2級までに該当するもの（体幹、上下肢、視覚又は聴覚に障がいのある者に限る。）
- (2) 療育手帳の重度、最重度及び精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）に規定する要介護3から要介護5までの認定を受けている者
- (4) 65歳以上のひとり暮らしの者及び75歳以上の者のみの世帯に属する者
- (5) その他市長が必要と認める者

（要請及び受諾）

第3条 甲は、災害時には、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した住宅等の要配慮者の緊急受入れ
 - (2) 桶川市地域防災計画で指定する避難所に避難した要配慮者の二次的避難のための緊急受入れ
- 2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い、緊急受入れに係る業務を行う。
- 3 乙は、甲の要請に基づき緊急受入れをした要配慮者の介護に必要な物資の供給を甲に対し、要請することができる。

（受入期間）

第4条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、乙が甲の要請を受け、受入れを決定した時から、甲が指示する時までとする。

(費用の負担)

第5条 甲の要請に基づき乙が要配慮者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(手続等)

第6条 甲は第3条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

- (1) 要配慮者の人数
- (2) 要配慮者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
- (3) 要配慮者の身元引受人の氏名、住所、連絡先等
- (4) 受入期間

(受入可能人数の把握)

第7条 甲は、乙が受入れ可能な要配慮者の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成28年3月31日までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、協定の期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らかの申出がない場合には、この協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定について、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年 7月 21日

甲 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号
桶川市
桶川市長 _____

乙 埼玉県桶川市坂田845番地の1
社会福祉法人安誠福祉会 介護老人福祉施設はにわの里
理事長 _____

○社会福祉法人明和会介護老人福祉施設べに花の郷

災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定書

桶川市（以下「甲」という。）と社会福祉法人明和会介護老人福祉施設べに花の郷（以下「乙」という。）とは、桶川市内に地震、風水害その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）要配慮者の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、要配慮者が避難を余儀なくされた場合に避難支援活動を円滑に行うため、要配慮者の緊急受入れに関する甲と乙の相互援助、協力について、必要な事項を定めるものとする。

（要配慮者）

第2条 この協定において「要配慮者」とは、次に掲げる事項に該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に規定する障害程度の等級が1級から2級までに該当するもの（体幹、上下肢、視覚又は聴覚に障がいのある者に限る。）
- (2) 療育手帳の重度、最重度及び精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）に規定する要介護3から要介護5までの認定を受けている者
- (4) 65歳以上のひとり暮らしの者及び75歳以上の者のみの世帯に属する者
- (5) その他市長が必要と認める者

（要請及び受諾）

第3条 甲は、災害時には、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した住宅等の要配慮者の緊急受入れ
 - (2) 桶川市地域防災計画で指定する避難所に避難した要配慮者の二次的避難のための緊急受入れ
- 2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い、緊急受入れに係る業務を行う。
- 3 乙は、甲の要請に基づき緊急受入れをした要配慮者の介護に必要な物資の供給を甲に対し、要請することができる。

（受入期間）

第4条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、乙が甲の要請を受け、受入れを決定した時から、甲が指示する時までとする。

(費用の負担)

第5条 甲の要請に基づき乙が要配慮者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(手続等)

第6条 甲は第3条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

- (1) 要配慮者の人数
- (2) 要配慮者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
- (3) 要配慮者の身元引受人の氏名、住所、連絡先等
- (4) 受入期間

(受入可能人数の把握)

第7条 甲は、乙が受入れ可能な要配慮者の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成28年3月31日までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、協定の期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らかの申出がない場合には、この協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定について、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年 7月 21日

甲 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号
桶川市
桶川市長 _____

乙 埼玉県桶川市坂田516番地の1
社会福祉法人明和会 介護老人福祉施設べに花の郷
理事長 _____

○社会福祉法人彩明会障害者支援施設りんごの家

災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定書

桶川市（以下「甲」という。）と社会福祉法人彩明会障害者支援施設りんごの家（以下「乙」という。）とは、桶川市内に地震、風水害その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）要配慮者の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、要配慮者が避難を余儀なくされた場合に避難支援活動を円滑に行うため、要配慮者の緊急受入れに関する甲と乙の相互援助、協力について、必要な事項を定めるものとする。

（要配慮者）

第2条 この協定において「要配慮者」とは、次に掲げる事項に該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に規定する障害程度の等級が1級から2級までに該当するもの（体幹、上下肢、視覚又は聴覚に障がいのある者に限る。）
- (2) 療育手帳の重度、最重度及び精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）に規定する要介護3から要介護5までの認定を受けている者
- (4) 65歳以上のひとり暮らしの者及び75歳以上の者のみの世帯に属する者
- (5) その他市長が必要と認める者

（要請及び受諾）

第3条 甲は、災害時には、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した住宅等の要配慮者の緊急受入れ
 - (2) 桶川市地域防災計画で指定する避難所に避難した要配慮者の二次的避難のための緊急受入れ
- 2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い、緊急受入れに係る業務を行う。
- 3 乙は、甲の要請に基づき緊急受入れをした要配慮者の介護に必要な物資の供給を甲に対し、要請することができる。

（受入期間）

第4条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、乙が甲の要請を受け、受入れを決定した時から、甲が指示する時までとする。

(費用の負担)

第5条 甲の要請に基づき乙が要配慮者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(手続等)

第6条 甲は第3条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

- (1) 要配慮者の人数
- (2) 要配慮者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
- (3) 要配慮者の身元引受人の氏名、住所、連絡先等
- (4) 受入期間

(受入可能人数の把握)

第7条 甲は、乙が受入れ可能な要配慮者の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成28年3月31日までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、協定の期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らかの申出がない場合には、この協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定について、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年 7月 21日

甲 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号
桶川市
桶川市長 _____

乙 埼玉県桶川市倉田513番地
社会福祉法人彩明会 障害者支援施設りんごの家
理事長 _____

○社会福祉法人緑風会介護老人福祉施設花ノ木の郷

災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定書

桶川市（以下「甲」という。）と社会福祉法人緑風会介護老人福祉施設花ノ木の郷（以下「乙」という。）とは、桶川市内に地震、風水害その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）要配慮者の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、要配慮者が避難を余儀なくされた場合に避難支援活動を円滑に行うため、要配慮者の緊急受入れに関する甲と乙の相互援助、協力について、必要な事項を定めるものとする。

（要配慮者）

第2条 この協定において「要配慮者」とは、次に掲げる事項に該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に規定する障害程度の等級が1級から2級までに該当するもの（体幹、上下肢、視覚又は聴覚に障がいのある者に限る。）
- (2) 療育手帳の重度、最重度及び精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）に規定する要介護3から要介護5までの認定を受けている者
- (4) 65歳以上のひとり暮らしの者及び75歳以上の者のみの世帯に属する者
- (5) その他市長が必要と認める者

（要請及び受諾）

第3条 甲は、災害時には、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した住宅等の要配慮者の緊急受入れ
 - (2) 桶川市地域防災計画で指定する避難所に避難した要配慮者の二次的避難のための緊急受入れ
- 2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い、緊急受入れに係る業務を行う。
- 3 乙は、甲の要請に基づき緊急受入れをした要配慮者の介護に必要な物資の供給を甲に対し、要請することができる。

（受入期間）

第4条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、乙が甲の要請を受け、受入れを決定した時から、甲が指示する時までとする。

(費用の負担)

第5条 甲の要請に基づき乙が要配慮者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(手続等)

第6条 甲は第3条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

- (1) 要配慮者の人数
- (2) 要配慮者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
- (3) 要配慮者の身元引受人の氏名、住所、連絡先等
- (4) 受入期間

(受入可能人数の把握)

第7条 甲は、乙が受入れ可能な要配慮者の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成28年3月31日までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、協定の期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らかの申出がない場合には、この協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定について、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年 7月 21日

甲 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号
桶川市
桶川市長 _____

乙 埼玉県桶川市加納1824番地の1
社会福祉法人緑風会 介護老人福祉施設花ノ木の郷
理事長 _____

○一般社団法人桶川北本伊奈地区医師会

災害時の医療救護活動に関する協定書

桶川市（以下「甲」という。）と一般社団法人桶川北本伊奈地区医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、桶川市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害時における医療救護活動を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の要請及び派遣）

第2条 甲は、地域防災計画に基づき、災害時において、医療救護活動が必要となった場合は、乙に対し事前の合意を得た上で、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに医療救護班を編成し、甲の指定する場所に派遣するものとする。

3 医療救護班に対する指揮及び活動の調整は、甲と協議の上、乙が行うものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者の症状判別
- （2）傷病者の医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- （3）傷病者に対する応急処置及び必要な医療の提供
- （4）死亡の確認及び死体の検案
- （5）その他巡回診療等、医療救護活動に必要な措置

（医療救護班の輸送）

第4条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の搬送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保及び輸送）

第5条 医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。

2 救護所等への医薬品等の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（医療費の負担）

第6条 救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

(費用弁償等)

第7条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要した経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(訓練等)

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練等に参加するよう努めるものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から1年間この協定を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年1月31日

桶川市泉一丁目3番28号

甲 桶川市
桶川市長

北本市二ツ家3丁目183番地

乙 一般社団法人 桶川北本伊奈地区医師会
会 長

○一般社団法人埼玉県北足立歯科医師会

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

桶川市（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県北足立歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、桶川市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害時における歯科医療救護活動を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の要請及び派遣）

第2条 甲は、地域防災計画に基づき、災害時において、歯科医療救護活動が必要となった場合は、乙に対し事前の合意を得た上で、歯科医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに歯科医療救護班を編成し、甲の指定する場所に派遣するものとする。

3 歯科医療救護班に対する指揮及び活動の調整は、甲と協議の上、乙の桶川支部が行うものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第3条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者の症状判別
- （2）傷病者の歯科医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- （3）傷病者に対する応急処置及び必要な歯科医療の提供
- （4）死体の検視及び身元確認の協力
- （5）その他巡回診療等、歯科医療救護活動に必要な措置

（歯科医療救護班の輸送）

第4条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の搬送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保及び輸送）

第5条 歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。

2 救護所等への医薬品等の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（医療費の負担）

第6条 救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先の歯科医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

(費用弁償等)

第7条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要した経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(訓練等)

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練等に参加するよう努めるものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から1年間この協定を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年1月31日

桶川市泉一丁目3番28号
甲 桶川市
桶川市長

鴻巣市赤見台一丁目15番23号
乙 一般社団法人 埼玉県北足立歯科医師会
会 長

○桶川市薬剤師会

災害時の医療救護活動等に関する協定書

桶川市（以下「甲」という。）と桶川市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動及び歯科医療救護活動（以下「医療救護活動等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、桶川市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害時における医療救護活動等を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の要請及び派遣）

第2条 甲は、地域防災計画に基づき、災害時において、医療救護活動等が必要となった場合は、乙に対し事前の合意を得た上で、薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに薬剤師を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（薬剤師の業務）

第3条 薬剤師の業務は、次のとおりとする。

- （1）医療救護班の班員として、救護所や避難所等における医師、歯科医師の処方又は指示に基づく調剤及び服薬指導
- （2）医薬品等の集積場所における医薬品の仕分け及び管理
- （3）その他医療救護活動等に必要な措置

（薬剤師の輸送）

第4条 甲は、医療救護活動等が円滑に実施できるよう、薬剤師の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品及び衛生資材の供給）

第5条 乙の会員薬局等は、甲の要請により医薬品（一般医薬品及び医療用医薬品）及び衛生資材を甲へ供給するものとする。

2 甲は、医薬品及び衛生資材の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（調剤費の負担）

第6条 救護所における調剤費は、無料とする。

（費用弁償等）

第7条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に要した経費
 - (2) 乙が調達した医薬品、衛生資材を使用した場合の実費
 - (3) 薬剤師が医療救護活動等において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
 - (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費
- 2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(訓練等)

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練等に参加するよう努めるものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から1年間この協定を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年1月31日

桶川市泉一丁目3番28号
甲 桶川市
桶川市長

桶川市寿一丁目11番20号
乙 桶川市薬剤師会
会 長

○埼玉県行政書士会

災害時における被災者支援に関する協定書

桶川市（以下「甲」という。）と埼玉県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、桶川市内で地震災害、大雨災害、風災害、雪害等の自然災害並びに火災等の人為災害（大規模事故）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）

第2条 この協定において「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。

- （1）罹災証明書申請書類に関する相談
- （2）自動車登録申請書類に関する相談
- （3）相続関係書類に関する相談
- （4）許認可申請書類に関する相談
- （5）権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- （6）その他行政書士法に定める業務に関する相談

（相談対象）

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。

- （1）災害により被害を受けた桶川市内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2）災害により桶川市外から同市内に避難した者
- （3）前各号の者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認めたもの

（支援業務の要請）

第4条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条に規定する行政書士業務相談の実施を要請することができる。

- 2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、速やかに乙の会員の中から行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

(相談場所の調整及び広報)

第6条 甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

(報告)

第7条 乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められた時は、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

(費用)

第8条 行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからでも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年7月14日

甲 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号
桶川市
桶川市長

乙 埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目11番11号
埼玉県行政書士会
会長

○埼玉司法書士会

災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

桶川市（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。

3 乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

4 乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

- (1) 相続に関する相談
- (2) 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- (3) 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- (4) 成年後見制度に関する相談
- (5) その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請の方法）

第4条 甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請することができる。

（態勢整備等）

第5条 乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

2 乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

(費用負担)

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

(相談料)

第7条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

(情報交換等)

第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換並びに資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

(連携)

第9条 乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

(協定の存続期間)

第10条 この協定の存続期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間がさらに1年間延長されるものとし、以降もこの例による。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年8月2日

埼玉県桶川市泉一丁目3番28号
甲 桶川市
桶川市長

さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号
乙 埼玉司法書会
会 長

○桶川市接骨師会

災害時の医療救護活動に関する協定書

桶川市（以下「甲」という。）と桶川市接骨師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、桶川市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害時における医療救護活動を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（柔道整復師の要請及び派遣）

第2条 甲は、地域防災計画に基づき、災害時において、医療救護活動が必要となった場合は、乙に対し事前の合意を得た上で、柔道整復師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに柔道整復師を、甲の指定する場所に派遣するものとする。

（柔道整復師の業務）

第3条 柔道整復師の業務は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する業務の範囲において、次のとおりとする。

- （1）医療救護班の班員として、救護所等における骨折・脱臼・打撲・捻挫・筋挫傷の負傷者に対する応急手当
- （2）負傷者に対する応急手当に必要な衛生資材等の提供
- （3）その他医療救護活動に必要な措置

（柔道整復師の輸送）

第4条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、柔道整復師の輸送について必要な措置をとるものとする。

（衛生資材等の確保及び輸送）

第5条 医療救護班が使用する衛生資材等は、当該柔道整復師が携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。

2 甲は、衛生資材等の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医療費の負担）

第6条 救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

（費用弁償等）

第7条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 柔道整復師の派遣に要した経費
- (2) 乙が携行した衛生資材等を使用した場合の実費
- (3) 柔道整復師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(訓練等)

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練等に参加するよう努めるものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日から1年間この協定を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年2月26日

桶川市泉一丁目3番28号
甲 桶川市
桶川市長

桶川市泉二丁目10番1号
乙 桶川市接骨師会
会 長

[弔慰金・見舞金]

○災害弔慰金の支給等に関する条例

○災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 6 月 15 日

条例第 23 号

改正 昭和 50 年 6 月 23 日条例第 10 号
昭和 53 年 7 月 1 日条例第 25 号
昭和 57 年 12 月 28 日条例第 33 号
平成 3 年 12 月 27 日条例第 30 号
平成 31 年 3 月 29 日条例第 7 号

昭和 52 年 3 月 24 日条例第 7 号
昭和 56 年 10 月 7 日条例第 18 号
昭和 62 年 3 月 27 日条例第 4 号
平成 23 年 12 月 28 日条例第 20 号
令和元年 10 月 3 日条例第 9 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（昭和 57 条例 33・一部改正）

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害を生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（昭和 57 条例 33・一部改正）

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡した者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この号及び次号において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）がいるときは、その兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項第2号の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(昭和50条例10・平成23条例20・一部改正)

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(昭和50条例10・全改、昭和52条例7・昭和53条例25・昭和56条例18・昭和57条例33・平成3条例30・一部改正)

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) その他市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手續)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(昭和57条例33・追加)

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障

害見舞金の支給を行うものとする。

(昭和 57 条例 33・追加)

(災害障害見舞金の額)

第 10 条 障害者 1 人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては 250 万円とし、その他の場合にあつては 125 万円とする。

(昭和 57 条例 33・追加、平成 3 条例 30・一部改正)

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(昭和 57 条例 33・追加)

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(昭和 57 条例 33・旧第 3 章繰下)

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 市は、令第 3 条に掲げる災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならぬ。

(昭和 57 条例 33・旧第 9 条繰下・一部改正)

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150 万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250 万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流出した場合 350 万円

(3) 第 1 号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残余部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年）とする。

(昭和 50 条例 10・昭和 52 条例 7・昭和 53 条例 25・昭和 56 条例 18・一部改正、昭和 57 条例 33・

旧第 10 条繰下、昭和 62 条例 4・平成 3 条例 30・一部改正)

(保証人及び利率)

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1 パーセントとする。
- 3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連携して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

(昭和 57 条例 33・旧第 11 条繰下、平成 31 条例 7・一部改正)

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

(昭和 57 条例 33・旧第 12 条繰下・一部改正、昭和 62 条例 4・平成 31 条例 7・令和元条例 9・一部改正)

(規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(昭和 57 条例 33・旧第 13 条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 50 年条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 52 年条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は、昭和 51 年 9 月 7 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和 53 年条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は、昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和 56 年条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和 57 年条例第 33 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和 62 年条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第 13 条第 1 項各号の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成 3 年条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項各号の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成 23 年条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成 31 年条例第 7 号）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

○災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 6 月 15 日

規則第 18 号

改正 昭和 57 年 12 月 28 日規則第 40 号
令和元年 12 月 3 日規則第 9 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年桶川市条例第 23 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(昭和 57 規則 40・一部改正)

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(昭和 57 規則 40・追加)

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(昭和 57 規則 40・追加)

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた市民に対し、負傷し、

又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

（昭和57規則40・追加）

第4章 災害援護資金の貸付け

（昭和57規則40・旧第3章繰下）

（借入れの申込）

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）

は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（様式第2号）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
 - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
 - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
 - (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) その他市長が必要と認めた事項
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（昭和57規則40・旧第4条繰下・一部改正、令和元規則9・一部改正）

（調査）

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（昭和57規則40・旧第5条繰下）

（貸付けの決定）

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（様式第3号）を、借入申込者に交付するものとする。

- 2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認通知書（様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

（昭和57規則40・旧第6条繰下・一部改正）

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに借用書（様式第5号）（保証人を立てる場合は、保証人が連署した借用書）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

（昭和57規則40・旧第7条繰下・一部改正、令和元規則9・一部改正）

(貸付金の交付)

第 10 条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(昭和 57 規則 40・旧第 8 条繰下)

(償還の完了)

第 11 条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(昭和 57 規則 40・旧第 9 条繰下)

(繰上償還の申出)

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第 6 号)を、市長に提出するものとする。

(昭和 57 規則 40・旧第 10 条繰下・一部改正)

(償還金の支払猶予)

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第 7 号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第 8 号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第 9 号)を、当該借受人に交付するものとする。

(昭和 57 規則 40・旧第 11 条繰下・一部改正)

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(様式第 10 号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書(様式第 11 号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第 12 号)を、当該借受人に交付するものとする。

(昭和 57 規則 40・旧第 12 条繰下・一部改正)

(償還免除)

第 15 条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第 13 号)を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第 14 号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第 15 号)を、当該

償還免除申請者に交付するものとする。

- 5 第1項の規定にかかわらず、償還の免除の申請をすべき者が同項の申請をすることができないときは、市長は、職権によりこれを免除することができる。

(昭和57規則40・旧第13条繰下・一部改正、令和元規則9・一部改正)

(督促)

- 第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(昭和57規則40・旧第14条繰下)

(氏名又は住所の変更届等)

- 第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかにその旨を市長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代つてその旨を届け出るものとする。

(昭和57規則40・旧第15条繰下・一部改正)

第5章 補則

(補則)

- 第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

(昭和57規則40・旧第16条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和57年規則第40号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (令和元年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

診 断 書

氏 名			生年月日	年 月 日		性別	男・女	
傷 病 名				負傷発病 年 月 日	年 月 日			
障害の部位				初診年月日	年 月 日			
既往症		既存障害		治ゆ年月日	年 月 日			
療及 養 び の 内 経 容 過								
障の 害 の 詳 状 態 細	(図で示すことができるものは図解すること。)							
関 節 運 動 範 囲	種類範囲							
	部 位							
		右						
		左						
		右						
		左						
上記のとおり診断します。			郵便番号_____電話番号_____番		局			
_____年 月 日			病院又は 所在地_____					
			診療所の 名称_____					
			診療担当者 氏 名 _____		⑩			

資
料
編

様式第2号（第6条関係）

災害援護資金借入申込書

*受付日		*受付番号		*受付者		*貸付番号		
被災日時		年 月 日 時		災害名				
被害の種類		1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害		被害場所				
返す方法		1 年賦 2 半年賦 3 月賦		いつまでに返せますか		年 月 (回)		
借入申込者について	フリガナ				男 ・ 女		年 月 日生 (歳)	
	氏名							
	フリガナ				郵便番号		電話番号	
	現住所		(方)		〒		局 番	
	本籍				勤務先の名			
	職業				称と所在地			
世帯の状況と収入	氏名	世帯主との続柄	年齢	健否	職業	収入(月収)	勤務先・学校名	
資産の状況	収入合計		円		支出合計		円	
	土地	(1)住宅 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²	住居の状況		(1)自家 (2)借家 (3)借間 (4)同居			
	建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²	生活保護		年 月 日より受給			
	負債	(内容)		(金額)		円		
(保証人が書いて下さい)	氏名				男 ・ 女		年 月 日生 (歳)	
	現住所				本籍地			
	職業		月収 円		申込者との関係		家族数 人	
	資産	土地 (1)宅地 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²	勤務先		名称			
	産	建物 (1)自宅 m ² (2)その他 m ²	勤務先		所在地		電話 局 番	
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況						(状況) (有・無)		

この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無					(有・無)		
資金の用途	資金の使い方総額		円	資金の内訳		合計	円
	に		円	災害援護資金で			円
	に		円	手持資金で			円
	に		円	その他			円
	に		円				
に		円					
被災時の具体的状況					負傷	全治	カ月
住居の被害		(1) 全壊		(2) 半壊			
被害状況	家財	品目	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額
		和だんす			婦人用腕時計		
	整理だんす			畳(畳中で畳が被害)			
	洋服だんす			障子			
	鏡台			ふすま			
	腰掛机						
	本箱・本だな						
	食器・戸だな			小計			
	食卓・茶ぶ台			その他被害のあつた家財			
	げた箱						
	照明器具			品名	現在購入に要する費用	被害額	
	じゆうたん						
	扇風機						
	石油ストーブ						
	電気やぐらこたつ						
	電気冷蔵庫						
	電気・ガス炊飯器						
	電気洗たく機						
	電気掃じ機						
	ミシン						
電気アイロン							
自転車							
テレビ							
ラジオ							
柱時計							
目覚し時計				小計			
紳士用腕時計				合計			
上記のとおり災害援護資金を借入れたく申し込みます。							
		年	月	日	借入申込者		印
上記の借入れに対し、連携して債務を負担します。							
		年	月	日	保証人		印
桶川市長							

資料編

様式第3号（第8条関係）

第 号

年 月 日

桶川市長



様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号 第 号
貸付金額 円
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還方法 年 賦 半年賦 月賦
利 子 年1パーセント(保証人を立てる場合は無利子)

資金をお渡しする日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場 所
- 3 ご持参なさるもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あなたの印鑑
 - (4) あなたと保証人を立てる場合は保証人の印鑑証明書各一組

様式第4号（第8条関係）

第 号

年 月 日

桶川市長



様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

様式第6号（第12条関係）

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人住所

氏名



桶川市長

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

〃 金額

様式第7号（第13条関係）

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借受人住所

氏名

㊞

保証人住所

氏名

㊞

桶川市長

申請の理由 (具体的に)				
貸付の条件	借入金額	円	貸付番号	
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予 期間等	ただし 年月日 第 回償還以降
	償還方法	1 年賦 2 半年賦 3 月賦		
	償還期間	年月日から 年月日まで	変更後の 償還期間	年月日から 年月日まで
支払猶予期 間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

様式第8号（第13条関係）

第 号

年 月 日

桶川市長



様

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申出のあつた償還金の支払猶予については、次のとおり承認となつたのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間	年	月	日から	カ月
変更後の償還期間	年	月	日から	年 月 日まで

[弔慰金・見舞金]

様式第9号（第13条関係）

第 号

年 月 日

桶川市長



様

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願い致します。

(不承認の理由)

様式第 10 号 (第 14 条関係)

違約金支払免除申請書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借 受 人 住 所

氏 名

㊞

〔 保 証 人 住 所

氏 名

㊞

桶川市長

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額					円
内 容	回数	期 別	元 金	利 子	申請日までの違約金
		年 月期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

〔弔慰金・見舞金〕

様式第 11 号（第 14 条関係）

第 号

年 月 日

桶川市長



様

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては下記のとおり承認
されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円に係る
年 月 日における違約金 円の支払を免除致します。

様式第 12 号 (第 14 条関係)

第 号

年 月 日

桶川市長



様

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金(元利合計 円)に係る違約金は 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

様式第 13 号（第 15 条関係）

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	年賦・半年賦・月賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円〔償還未済額の全部一部で 円〕				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏名				
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係		職業		
勤務先及び所在地					
借相続人又はその	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏名				
	現住所			借受人との続柄	
職業			勤務先及び所在地		
保証人	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏名				
	現住所			借受人との関係	
職業		勤務先及び所在地			
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。					
年 月 日					
免除申請者					㊟
桶川市長					

様式第 14 号 (第 15 条関係)

第 号

年 月 日

桶川市長



様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあつた災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円
償還を免除した額	元 金	円
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利 5 パーセントの率で違約金がさらに加算されます。

[弔慰金・見舞金]

様式第 15 号 (第 15 条関係)

第 号

年 月 日

桶川市長



様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあつた災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなつており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 5 パーセントの率で違約金がさらに加算されます。

元 金 円

利 子 円

違約金 円

合 計 円

様式第 16 号 (第 17 条関係)

氏 名 等 変 更 届

貸 付 番 号			
借 受 人	氏 名		住 所
保 証 人	氏 名		住 所
<p>○で囲むこと。</p> <p>1 住所変更</p> <p>2 改姓又は改名</p> <p>3 死亡又は行方不明</p> <p>4 その他</p>	(異動の内容)		
<p>災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">借受人(又は同居の親族)</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ①</p> <p style="text-align: right;"> { 保証人 住 所 氏 名 ① } </p> <p>桶川市長</p>			

○桶川市災害見舞金等支給条例

○桶川市災害見舞金等支給条例

平成5年3月25日

条例第11号

改正 平成24年3月27日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、災害により被害を受けた市民又そのは遺族に対し、災害見舞金又は災害弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給することにより、被害を受けた市民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 火災、爆発、暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害発生時に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(平成24条例2・一部改正)

(災害見舞金の支給)

第3条 市は、災害により、次の各号に掲げる被害を受けた市民（第2号に規定する被害については、当該住居に居住する世帯の世帯主）に対し、当該各号に掲げる額の災害見舞金を支給する。

- (1) 負傷 1人につき30,000円
- (2) 住居の損害 次に掲げる損害の程度に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 全焼、全壊又は流失 1世帯につき70,000円
 - イ 半焼又は半壊 1世帯につき35,000円
 - ウ 床上浸水 1世帯につき20,000円

(災害弔慰金の支給)

第4条 市は、市民が災害により死亡したときは、死亡当時、死亡した者と同居していた遺族又は葬祭を行う者に対し、災害弔慰金を支給する。

- 2 前項に規定する遺族の範囲は、死亡した者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。
- 3 災害弔慰金の額は、死亡した者1人につき10万円とする。

(支給の制限)

第5条 市長は、当該災害が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、見舞金等を減額し、又は支給しないことができる。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される場合
- (2) 災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年桶川市条例第23号）第3条に規定する災害弔慰金又は第9条に規定する災害障害見舞金が支給される場合
- (3) 被害を受けた者の故意又は重大な過失により生じた場合

(支給の申請)

第6条 見舞金等の支給を受けようとする者は、災害を受けた日の翌日から起算して30日以内に、市長に申請しなければならない。ただし、市長が申請のできない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(支給の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を調査し、速やかに見舞金等の支給の可否を決定するものとする。

(見舞金等の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により見舞金等の支給を受けた者があるときは、その者から既に支給した見舞金等の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第2号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

○桶川市災害見舞金等支給条例施行規則

○桶川市災害見舞金等支給条例施行規則

平成5年3月31日

規則第15号

改正 平成17年3月31日規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、桶川市災害見舞金等支給条例(平成5年桶川市条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(被害の基準)

第2条 条例第3条第1号に規定する負傷は、医師により1月以上の治療を要すると診断された負傷とする。

2 条例第3条第2号アに規定する全焼、全壊又は流失は、住居の焼失、損壊若しくは流失をした部分の延べ床面積が当該住居の延べ床面積の100分の70以上のもの又は改築しなければ住居として使用することができないものとする。

3 条例第3条第2号イに規定する半焼又は半壊は、焼失又は損壊した部分の延べ床面積が当該住居の延べ床面積の100分の20以上100分の70未満のもので、補修を加えることにより住居として使用することができるものとする。

4 条例第4条第1項に規定する死亡は、災害が発生した日から起算して1月以内に死亡(死体は見つからないが、死亡したことが確実である場合を含む。)したものとする。

(申請手続)

第3条 条例第6条の規定による申請は、次の各号に掲げる被害の種類に応じ、当該各号に掲げる書類を市長に提出して行うものとする。

(1) 条例第3条第1号に規定する負傷 様式第1号の桶川市災害見舞金支給申請書、被災を証明する書類及び医師の診断書

(2) 条例第3条第2号に規定する住居の損害 様式第1号の桶川市災害見舞金支給申請書及び被災を証明する書類

(3) 条例第4条第1項に規定する死亡 様式第2号の桶川市災害弔慰金支給申請書、被災を証明する書類及び医師の診断書

2 条例第6条ただし書に規定する申請のできない事情は、災害により被害を受けた世帯に属する者がすべて死亡し、又は負傷したため、申請ができないと市長が認めたときとする。

(添付書類等の省略)

第4条 市長は、前条第1項の規定により申請書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(決定通知)

第5条 市長は、条例第7条の規定により見舞金等の支給の可否を決定したときは、様式第3号の桶川市災害見舞金等支給(不支給)決定通知書により通知するものとする。

(台帳)

第6条 市長は、見舞金等の支給事由、支給額、支給状況等を明らかにするため、様式第4号の桶川市災害見舞金等支給台帳を備えるものとする。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第40号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、改正前の桶川市生活保護法施行細則等に定める様式に基づいて交付された用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1号（第3条関係）

桶川市災害見舞金支給申請書		
年 月 日		
桶川市長		
住所 申請者 氏名		
次のとおり災害見舞金の支給を受けたいので、桶川市災害見舞金等支給条例第6条の規定により申請します。		
被 災 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日 （ 歳）
被災の原因		
被災の日時	年 月 日 午前・午後 時ごろ	
被災の箇所 及び程度	1 住居の延べ床面積 m² 2 被災した延べ床面積 m² 3 被災の箇所 4 被災の程度	

(注) 被災を証明する書類及び医師の診断書(負傷の場合に限る。)を添付すること。

様式第2号（第3条関係）

桶川市災害弔慰金支給申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div>		
桶川市長 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">住所</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">申請者 氏名</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">死亡した者との続柄</div>		
次のとおり災害弔慰金の支給を受けたいので、桶川市災害見舞金等支給条例第6条の規定により申請します。		
死亡した者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日 (歳)
被災の原因		
被災の日時	年 月 日 午前・午後 時ごろ	
被災の場所		
死亡の日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
死亡の場所		

(注) 被災を証明する書類及び医師の診断書を添付すること。

様式第3号（第5条関係）

<p>桶川市災害見舞金等支給(不支給)決定通知書</p>	
<p>桶 第 号 年 月 日</p>	
<p>様</p>	
<p>桶川市長 印</p>	
<p>年 月 日付けで申請のあった災害見舞金等の支給について、次のとおり決定したので、桶川市災害見舞金等支給条例施行規則第5条の規定により通知します。</p>	
<p><input type="checkbox"/> 支給</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>	
<p>支給額 円</p>	<p><input type="checkbox"/> 負傷 <input type="checkbox"/> 住居の全焼、全壊又は流失 <input type="checkbox"/> 住居の半焼又は半壊 <input type="checkbox"/> 住居の床上浸水 <input type="checkbox"/> 死亡</p>
<p><input type="checkbox"/> 不支給</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>	
<p>理由</p>	

桶川市災害見舞金等支給台帳

受付 番号	受付 年月日	申請者		被災者			被災の種類	支給金額	支給年月日
		住所	氏名	住所	氏名	年齢			
						歳		円	
						歳		円	
						歳		円	
						歳		円	
						歳		円	
						歳		円	
						歳		円	
						歳		円	
						歳		円	

[その他]

応急危険度判定

○桶川市被災建築物応急危険度判定要綱

○桶川市被災建築物応急危険度判定要綱

令和4年3月8日

告示第34号

(目的)

第1条 この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合において、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。） 地震により被災した建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、二次災害発生の危険度判定、危険度表示等を行うことをいう。
- (2) 応急危険度判定士（以下「判定士」という。） 判定業務に従事する者として、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成7年12月15日施行）に基づき知事の認定を受けた者又は埼玉県以外の都道府県の知事、独立行政法人都市再生機構若しくは全国被災建築物応急危険度判定協議会が認めるものの代表者が定める者をいう。
- (3) 判定実施本部 桶川市地域防災計画に基づき、判定を実施する本部をいう。
- (4) 判定支援本部 埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱（平成11年4月1日施行）第4の規定による県が設置する判定支援本部をいう。
- (5) 災害対策本部 桶川市地域防災計画に基づく災害対策本部をいう。
- (6) 応急危険度判定コーディネーター（以下「コーディネーター」という。） 判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関連団体等に属する者をいう。

(判定の実施)

第3条 市長は、地震により多くの建築物が被災し、余震等により二次災害の発生のおそれがあると判断したときは、直ちに判定の実施を決定し、判定実施本部の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、地震災害に備え、判定実施本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

(判定実施計画)

第4条 市長は、判定士、コーディネーターその他判定業務に従事する者（以下「判定士等」という。）の

人員及び判定の対象となる建築物の範囲等に関する計画を定めるものとする。

- 2 前項の計画には、あらかじめ地震の規模、被災建築物等を推定し、判定を行うべき施設、区域及び判定対象建築物の決定等の基準を整備しておくものとする。

(判定の実施に関する県との連絡調整等)

第5条 市長は、判定実施本部の設置を決定したときは、速やかに埼玉県知事に連絡するものとする。

- 2 市長は、第3条第1項の規定による判定実施の決定に伴い、被災建築物の数及び判定士等の動員計画から、短期に判定を終了することが困難と認められるとき等は、埼玉県知事に対して判定に関する支援を要請することができる。

- 3 判定実施本部の長は、判定支援本部の長に対し被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議及び調整するものとする。

(判定体制の周知)

第6条 市長は、判定体制の充実のため、埼玉県及び彩の国既存建築物地震対策協議会と協力して広報等を行い、判定活動の周知に努めるものとする。

(判定士等の確保)

第7条 市長は、判定の実施時における判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

(コーディネーターの任命)

第8条 市長は、判定実施本部と判定士との連絡調整及び判定士に対するガイダンス等を行うため、コーディネーターを任命するものとする。

(判定方法及び判定結果の表示)

第9条 判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会で定める判定調査票に基づき実施するものとする。

- 2 判定を行った被災建築物については、判定結果に基づき、当該建築物の見やすい場所に「危険」、「要注意」又は「調査済」のいずれかの表示を行うものとする。

(判定士等の判定区域までの移動手段等)

第10条 市長は、第3条第1項の規定により判定の実施を決定した後、速やかに被災状況等を勘案し、判定士等が判定区域まで移動する手段を手配するものとする。

- 2 市長は、必要に応じて判定士等の食料及び宿泊場所の確保等を行うものとする。

(判定用資機材の調達)

第11条 市長は、判定活動に必要な判定用資機材の調達及び備蓄を行うものとする。

(判定活動等における補償)

第12条 市長は、民間の判定士等を判定活動に従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度を適用するものとする。

(その他)

第13条 市長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置その他所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

文化財

○指定文化財一覧

令和5年1月1日現在

指定種別	種別	名称	所在地	指定年月日
国指定	重要文化財（彫刻）	木造阿弥陀如来坐像	川田谷	明治39年4月14日
〃	重要文化財（考古資料）	武蔵国北足立郡熊野神社境内古墳出土品附朱小塊若干	川田谷 （県立歴史と民俗の博物館出展）	昭和28年11月14日
〃	〃	埼玉県後谷遺跡出土品	赤堀2丁目 （歴史民俗資料館所蔵）	平成23年6月27日
国登録	有形文化財（建造物）	島村家住宅土蔵	寿2丁目	平成12年12月4日
〃	〃	武村旅館	南1丁目	平成14年2月14日
〃	〃	小林家住宅主屋	寿1丁目	平成16年2月17日
〃	〃	島村老茶舗店舗兼主屋	寿2丁目	令和2年4月3日
県指定	有形文化財（建造物）	桶川宿本陣遺構	寿2丁目	昭和55年3月29日
〃	有形文化財（古文書）	明星院文書	倉田 （県立文書館寄託）	昭和8年3月19日
〃	民俗文化財（無形民俗）	松原の真言	川田谷	平成25年3月12日
〃	記念物（史跡）	熊野神社古墳一基	川田谷	昭和42年3月28日 昭和50年3月31日 （追加指定）
〃	記念物（天然記念物）	光照寺コウヤマキ	加納	昭和18年3月31日
〃	〃	倉田の大カヤ	倉田	昭和33年3月20日
〃	記念物（旧跡）	梵語学者盛典の墓	下日出谷西三丁目	昭和25年3月20日 昭和36年9月1日 （指定換え）
市指定	有形文化財（建造物）	諏訪神社本殿	川田谷	平成9年10月1日
〃	〃	泉福寺の山門並びに石造仁王像	川田谷	平成18年7月28日
〃	〃	矢部家住宅	寿2丁目	平成24年10月1日
〃	〃	旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場建物	川田谷	平成28年2月29日
〃	有形文化財（彫刻）	木造十一面観音菩薩立像並びに脇侍像	川田谷 （歴史民俗資料館寄託）	平成27年2月27日
〃	有形文化財（工芸品）	泉福寺の銅製釣灯籠	川田谷	平成24年10月1日
〃	有形文化財（古文書）	旧小針領家村松川家文書	小針領家	昭和38年3月22日
〃	〃	旧上加納村本木家文書	加納 （歴史民俗資料館寄託）	平成8年5月29日
〃	〃	旧篠津村滝沢家文書	篠津 （歴史民俗資料館寄託）	平成9年10月1日
〃	〃	旧五町台村渋谷家文書	五丁台	平成9年10月1日
〃	〃	旧倉田村荒井家文書	倉田	平成9年10月1日
〃	〃	旧倉田村明星院領星野家文書	倉田	平成9年10月1日
〃	〃	岩田家文書	川田谷 （歴史民俗資料館寄託）	平成17年3月11日
〃	〃	栗原家文書	上日出谷 （歴史民俗資料館寄託）	平成17年3月11日
〃	〃	増田家文書	舎人新田 （歴史民俗資料館寄託）	平成17年3月11日
〃	有形文化財（考古資料）	氷川神社裏古墳出土品	上日出谷 （歴史民俗資料館所蔵）	平成13年5月1日 平成23年3月11日 （追加指定及び名称変更）
〃	〃	高井遺跡縄文時代出土品	下日出谷 （歴史民俗資料館所蔵）	平成14年5月1日

指定種別	種別	名称	所在地	指定年月日
〃	〃	宮ノ脇遺跡出土の和銅銭「富壽神寶」	加納 (歴史民俗資料館所蔵)	令和3年3月1日
〃	有形文化財(歴史資料)	天満神社の木製の額	加納	昭和37年3月28日
〃	〃	桶川宿商家店先絵馬	寿2丁目 (歴史民俗資料館寄託)	昭和43年10月24日
〃	〃	紅花商人寄進の石燈籠二基	寿2丁目	昭和49年3月5日
〃	〃	川辺の板石塔婆	加納	昭和53年8月11日
〃	〃	鷹場の高札	加納 (歴史民俗資料館寄託)	平成9年10月1日
〃	〃	桶川宿古絵図	寿2丁目 (歴史民俗資料館寄託)	令和3年3月1日
〃	民俗文化財(有形民俗)	稲荷神社の力石	寿2丁目	昭和50年12月13日
〃	〃	天神道の道しるべ	加納	平成8年5月29日
〃	〃	松山以奈り道の道しるべ	西1丁目	平成8年5月29日
〃	〃	樋詰の道しるべ	川田谷	平成8年5月29日
〃	〃	名号塔兼ねたみちしるべ	加納	平成9年10月1日
〃	〃	小針領家のささら獅子舞用具等一式	小針領家	平成12年5月1日
〃	〃	前領家矢部家山王社の奉納絵馬等付民間信仰資料	川田谷 (歴史民俗資料館寄託)	平成13年5月1日
〃	〃	下日出谷の神楽・芝居用具	下日出谷 (歴史民俗資料館所蔵)	平成13年5月1日
〃	〃	榮町山車人形「関羽」像	寿2丁目	令和3年3月1日
〃	〃	八雲山車人形「神武天皇」像	南1丁目	令和3年3月1日
〃	〃	足立坂東観音霊場参詣大絵馬(文化三年)	川田谷 (歴史民俗資料館寄託)	令和3年3月1日
〃	民俗文化財(無形民俗)	三田原のささら獅子舞	川田谷	平成8年5月29日
〃	〃	前領家のささら獅子舞	川田谷	平成9年10月1日
〃	〃	松原のささら獅子舞	川田谷	平成9年10月1日
〃	〃	下日出谷の餅つき踊り	下日出谷	平成9年10月1日
〃	〃	下日出谷の囃子	下日出谷	平成11年5月1日
〃	〃	倉田の囃子	倉田	平成11年5月1日
〃	〃	麦ボーチ唄	川田谷	平成11年5月1日
〃	〃	川田谷・下日出谷の万作	川田谷・下日出谷	平成15年6月2日
〃	〃	小針領家のささら獅子舞	小針領家	平成20年8月1日
〃	記念物(史跡)	木戸跡(上)	北1丁目	昭和43年10月24日
〃	〃	木戸跡(下)	東2丁目	昭和38年3月8日
〃	〃	原山古墳群	川田谷	昭和46年4月26日 平成元年4月19日 (追加指定)
〃	〃	高井遺跡住居跡	下日出谷	昭和44年11月1日
〃	〃	加納城跡	加納	平成9年10月1日
〃	〃	後谷遺跡	赤堀2丁目	平成11年5月1日
〃	記念物(天然記念物)	椎檜	五丁台	昭和35年3月31日
〃	〃	多気比売神社の大椎	篠津	昭和36年4月1日
〃	〃	ムクロジ	坂田	昭和49年3月5日
〃	〃	普門寺のしだれ桜	川田谷	平成8年5月28日
〃	記念物(旧跡)	伝足立右馬允遠元館跡	末広2丁目	平成9年10月1日

国指定3・国登録4・県指定7・市指定55 合計69

資料：文化財課

放射線関係事故災害

OOIL 運用上の介入レベル (Operational Intervention Level) と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線 : 40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線 : 13,000 cpm ^{※4} 【1 か月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

OIL と飲料水・飲食物の摂取制限について

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※2}			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※3} (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※4})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※5}	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※6}	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 IAEA では、OIL6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL5 が設定されている。ただし、OIL3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明らかになった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※4 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※5 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 値を参考として数値を設定する。

※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

[様式等]

市被害調査関係様式

○様式第1号～第3号

様式第1号

(1/2)

被害状況調

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日	至 月 日	
報告区分	確定		

区 分		被 害		区 分		被 害		
人 的 被 害	死者	人		田 畑 被 害	田	流出・埋没	ha	
	行方不明者	人				冠水	ha	
	負 傷 者	重傷	人			畑	流出・埋没	ha
		軽傷	人				冠水	ha
住 家 被 害	全壊	棟		道 路 被 害	決壊	箇所		
		世帯			冠水	箇所		
		人		そ の 他 被 害	文教施設	箇所		
	半壊	棟			病院	箇所		
		世帯			橋りょう	箇所		
		人			河川	箇所		
	一部破損	棟			砂防	箇所		
		世帯			清掃施設	箇所		
		人			崖くずれ	箇所		
	床上浸水	棟			鉄道不通	箇所		
		世帯			被害船舶	隻		
		人			水道	戸		
		床下浸水	棟			電話	回線	
	世帯				電気	戸		
	人				ガス	戸		
					ブロック塀等	箇所		
非 住 家 被 害	公 共 建 物	全壊(焼)	棟		り災世帯数		世帯	
		半壊(焼)	棟		り災者数		人	
	そ の 他	全壊(焼)	棟	火 災 発 生	建物	件		
		半壊(焼)	棟		危険物	件		
			その他		件			

資
料
編

(2/2)

区 分		被 害		市 災 害 対 策 本 部	名 称		
公立文教施設	千円				設 置	月 日 時	
農林水産業施設	千円					月 日 時	
公共土木施設	千円					月 日 時	
その他の公共施設	千円				解 散	月 日 時	
小 計	千円			月 日 時			
そ の 他	農産被害	千円					
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
	その他	千円		職員出動延人数	人		
被害総額	千円			消防団員出動延人数	人		
備 考	1 災害発生場所						
	2 災害発生年月日						
	3 災害の種類概況						
	4 消防機関の活動状況						
	5 その他（避難指示等の状況）						

災害救助被災者調査原票

調査番号

世帯主氏名				住所			調査者氏名				
被害程度		全焼 %、全壊 %、流失 %、半焼 %、半壊 %、床上浸水 cm、床下浸水 cm									
応急救助を必要とする家族状況	氏名	性別	年齢	職業	在学学校名及び学年別		死亡	行方不明	負傷		要助産 人
		男 女							重傷	軽傷	
		男 女									
		男 女									
		男 女									
		男 女									
		男 女									
		男 女									
		男 女									
		男 女									
	計	人				小学生 人	中学生 人	人	人	人	人
半壊、床上浸水世帯の土砂流入状況			有 無	面積 m ²		高さ cm					
住家及び非住家の棟数及び所有別			住家 棟	自家 借家	非住家 棟	住民登録状況		有 無			
避難先	縁故先、所有地等					避難場所、所在地、名称等					
備考											

記載上の注意

- この票は、応急救助実施の基本となるものであるから正確に記入すること。特に、被害程度、世帯人員及び小、中学校児童、生徒の有無については留意すること。
- 被害程度の判定基準は下記によること。
 - イ 全壊、全焼、流失とは、延床面積70%以上が損壊、焼失、流失したものまたは、住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達したもの。
 - ロ 住家の半壊、半焼とは、延床面積20%以上70%未満の損壊、損傷のものまたは主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。(補修しても住家として使用不能の場合は、全壊、全焼、流失に含める。)
 - ハ 床上浸水とは、浸水が住家の床上に達した程度のものまたは土砂竹木等のたい積により一時的に居住できない状態となったもの。(イ、ロは除く。)
- 死亡、行方不明、負傷、要助産欄は該当欄に○印を付すること。
- 重軽傷の区分は下記によること。
 - イ 重傷とは、1カ月以上の治療を要する見込みのもの。
 - ロ 軽傷とは、1カ月未満で治療できる見込みのもの。
- 家屋被害がなく、人的被害のみの場合でも本票を用いて該当欄に記入すること。

様式第3号

被害状況調査表

(年 月 日)

		調査員	
種 別	場 所	被 害 程 度	
備 考			

県報告関係様式

○様式第1号～第3号

様式第1号

発 生 速 報

市町村

消防本部

日 時	分受信	発信者		受信者	
1	被害発生				
2	被害場所				
3	被害程度				
4	災害に対する 措 置				
5	その他必要 事 項				

様式第2号

経 過 速 報

支 部
 市町村

			発信者				受信者					
災害の種別						発生地域						
被害日時			自 月 日		至 月 日							
報告区分												
区 分			被 害			区 分			被 害			
人的被害	死者		人				田畑被害	田	流出・埋没	ha		
	行方不明者		人					田	冠水	ha		
	負傷者	重傷		人				畑	流出・埋没	ha		
		軽傷		人					冠水	ha		
住家被害	全壊 (焼)		棟				道路被害	決壊		箇所		
			世帯					冠水		箇所		
	半壊 (焼)		棟				その他被害	文教施設		箇所		
			世帯					病院		箇所		
	一部破損		棟					橋りょう		箇所		
			世帯					河川		箇所		
	床上浸水		棟					砂防		箇所		
			世帯					清掃施設		箇所		
	床下浸水		棟					崖くずれ		箇所		
			世帯					鉄道不通		箇所		
	公共建物		棟					被害船舶		隻		
			世帯					水道		戸		
	その他		棟					電話		回線		
			世帯					電気		戸		
非住家被害		棟				ガス		戸				
		世帯				ブロック塀等		箇所				
公共建物		棟				り災世帯数		世帯				
		棟				り災者数		人				
その他		棟				火災発生	建物		件			
		棟					危険物		件			
その他		棟				その他		件				
		棟										

災害に対してとられた措置
 (1) 災害対策本部の設置状況
 (2) 市(町村)のとした主な応急措置の状況
 (3) 応援要請又は職員派遣の状況
 (4) 災害救助法適用の状況
 (5) 避難命令・勧告の状況
 市町村数 地区数
 人 員 人
 (6) 消防機関の活動状況
 ア 出動人員 消防職員 名
 消防団員 名
 イ 主な活動状況(使用した機材を含む)

資
料
編

被害状況調査

市町村

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日	至 月 日	
報告区分	確定		

区 分		被 害		区 分		被 害		
人 的 被 害	死者	人		田 畑 被 害	田	流出・埋没	ha	
	行方不明者	人				冠水	ha	
	負 傷 者	重傷	人			畑	流出・埋没	ha
		軽傷	人				冠水	ha
住 家 被 害	全壊	棟		道 路 被 害	決壊		箇所	
		世帯			冠水		箇所	
		人		そ の 他 被 害	文教施設		箇所	
	半壊	棟			病院		箇所	
		世帯			橋りょう		箇所	
		人			河川		箇所	
	一部破損	棟			砂防		箇所	
		世帯			清掃施設		箇所	
		人			崖くずれ		箇所	
	床上浸水	棟			鉄道不通		箇所	
		世帯			被害船舶		隻	
		人			水道		戸	
	床下浸水	棟			電話		回線	
		世帯			電気		戸	
		人			ガス		戸	
	非 住 家 被 害	公 共 建 物	全壊 (焼)		棟	り災世帯数		世帯
半壊 (焼)			棟		り災者数		人	
そ の 他		全壊 (焼)	棟		火 災 発 生	建物		件
		半壊 (焼)	棟	危険物		件		
			その他			件		

(2/2)

区 分		被 害		市 災 町 害 村 対 策 本 部	名 称				
公立文教施設	千円				設 置	月	日	時	
農林水産業施設	千円				解 散	月	日	時	
公共土木施設	千円								
その他の公共施設	千円								
小 計	千円								
公共施設被害 市町村数		団体		災 設 害 置 対 市 策 町 本 村 部 数					
そ の 他	農産被害	千円							
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
					計	団体			
他	商工被害	千円		災 適 害 用 救 市 助 町 法 村 名					
							計	団体	
	その他	千円		消防職員出動延人数	人				
被害総額		千円		消防団員出動延人数	人				
備 考	1 災害発生場所								
	2 災害発生年月日								
	3 災害の種類概況								
	4 消防機関の活動状況								
	5 その他（避難の勧告・指示等の状況）								

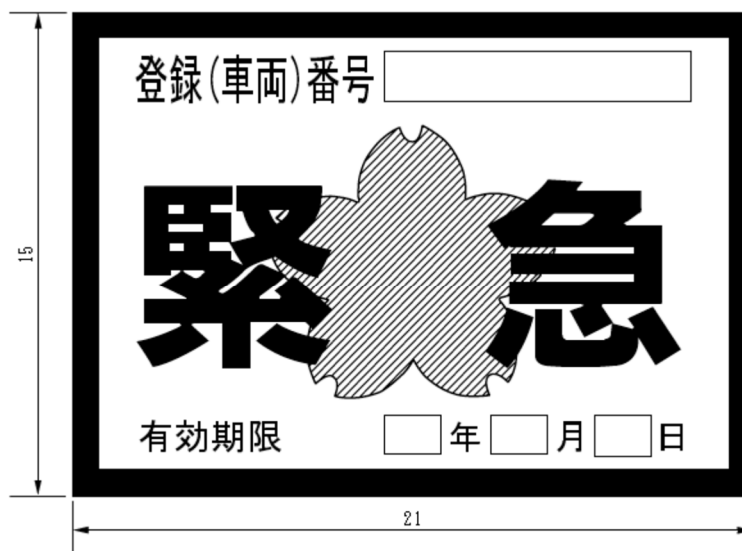
緊急車両

○緊急通行車両確認申請書

様式第1

緊急通行車両確認申請書		
		年 月 日
(あて先) 埼玉県知事		
		住 所
		申請者
		氏 名
		印
下記により、緊急通行（輸送）車両であることの確認を受けたいので申請します。		
記		
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号		
車両の用途（緊急輸送を 行う車両にあたっては、 輸送人員又は品名）		
使 用 者	住 所	() 局 番
	氏 名	
運 行 日 時		
運 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

様式第 2



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

○緊急通行車両等事前届出書

様式第5の1

災害応急対策用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日		
(あて先) 埼玉県知事 申請者 機関等の所在地 (住所) 機関等の名称 氏 名 電 話 () 【担当係 担当者】		
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	災害対策基本法第50条に規定する災害応急対策	
使 用 者	住 所	
	氏 名	
出 発 地		
(注) この届出書は、作成の上、危機管理防災部 (消防防災課) に提出してください。		
(備考) 用紙は、日本工業規格A4とする。		

防災航空隊

○防災航空隊出動要請（受信）書

様式第3号

防災航空隊出場要請（受信）書

埼玉県防災航空センター所長 様

防災航空隊緊急電話番号 049-297-7905

一般加入電話 049-297-7810, 7811

ファクシミリ 049-297-7906

1 要請団体名	発信者：		
2 要請日時	令和 年 月 日（ 曜日）	時 分	
3 要請種別	(1) 火災 (2) 救助 (3) 救急/Drヘリ (4) 調査 (5) 救援		
4 発災場所 現場目標	(市・町・村)		番地
5 発災日時	令和 年 月 日（ 曜日）	時 分	ころ
6 災害の概要 及び要請任務			
7 必要資機材			
8 気象条件	天候 視界	風向 m 雲高	風速 m/s m 警報及び注意報 気温 ℃
9 出場先 場外離着陸場等	場所 (市・町・村)		番地
10 搬送先 場外離着陸場等	場所 (市・町・村)		番地
11 傷病者	住所 氏名 傷病名	傷病者の人数 (歳) (男・女) 程度(重・中・軽)	名
12 調査出場内容	写真撮影・VTR撮影・ヘリテレ撮影・その他		
13 救援出場内容	搬送物件・人員		
14 現地搭乗者	(有・無) 職名：	氏名：	ほか 名
15 地上指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別(統制波・主運用波3) コールサイン		
16 他の航空機の出動要請	(有・無) 機関名：		機数 機
* 以下の項目については、航空隊で出動決定後連絡します。			
1 航空隊指揮者	指揮者 受信者 無線種別(統制波・主運用波3) コールサイン		
2 出場機	出場機 「あらかわ2」「あらかわ3」「あらかわ4」 [コールサイン] あらかわ2：さいたまこうくうヘリ2 あらかわ3：さいたまこうくうヘリ3 あらかわ4：さいたまこうくうヘリ4		
3 到着予定時刻	令和 年 月 日（ 曜日）	時 分	
4 活動予定時間	時間	分	
5 航空燃料の確保	(可・否)	時間	分
特記事項			

注：「ヘリテレ」とは、ヘリコプターテレビ映像伝送システムを指す。

自衛隊

○自衛隊災害派遣要請書

桶 発 第 号
年 月 日

埼玉県知事 様

桶川市長

印

自衛隊の災害派遣について（依頼）

災害対策法第 68 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり自衛隊に対し、自衛隊法第 83 条第 1 項の要請をするように依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

○自衛隊災害派遣撤収要請書

桶 発 第 号
年 月 日

埼玉県知事 様

桶川市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

当市 地区の避難救助活動のため、 年 月 日付桶 発第 号を
もって自衛隊の出動を要請しましたが、避難救助活動がおおむね完了いたしましたので、下記の日時を
もって撤収方要請します。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分

その他

○桶川市り災証明書等交付事務取扱要綱

○桶川市り災証明書等交付事務取扱要綱

平成 30 年 12 月 19 日
告示第 248 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内において災害により被害を受けた者（以下「り災者」という。）に対し、当該被害に係る証明書（以下「証明書」という。）を交付する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害（火災及び雷に起因するものを除く。）をいう。
- (2) 建築物 「災害の被害認定基準について」（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に規定する住家及び非住家をいう。
- (3) 住家 現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (4) 非住家 住家以外の建築物をいう。
- (5) 不動産 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 86 条第 1 項に規定する土地及びその定着物をいう。
- (6) 動産 民法第 86 条第 2 項に規定する不動産以外の物をいう。

(証明書の種類及び内容)

第 3 条 証明書の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれの証明内容は、当該各号に定めるところによる。

- (1) り災証明書 災害により住家に生じた被害を市が確認できる場合に限り、住家の被害の程度について証明するものをいう。
- (2) り災届出証明書 市が前号の規定による確認をすることができない場合に、建築物、不動産及び動産に被害が生じた事実を市長に届け出たことを証明するものをいう。

(交付対象)

第 4 条 り災証明書の交付対象者は、災害により被害を受けた住家の所有者又は使用者とする。

2 り災届出証明書の交付対象者は、前項に掲げる者のほか、災害により被害を受けた建築物、不動産又は動産の所有者又は使用者とする。

(証明書の申請)

第 5 条 証明書の交付を受けようとする者は、り災証明交付申請書（様式第 1 号）又はり災届出証明交付申請書（様式第 2 号）に次の書類を添えて、り災後 3 月以内に市長に申請しなければならない。ただし、

市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) り災の状況が判断できる写真
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請を代理人が行う場合は、委任の旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、当該代理人がり災者と同居する親族である場合は、この限りでない。

(証明書の交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、現地調査等を行い、使用目的等の申請内容を審査し、適当と認めるときは、り災証明書(様式第3号)又はり災届出証明書(様式第2号)を交付するものとする。

(手数料)

第7条 証明書の交付に係る手数料は、桶川市手数料条例(平成12年桶川市条例第13号)第4条第6項の規定により免除するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第113号)

この告示は、公示の日から施行する。

[様式等]
その他

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

桶川市長

住 所
申 請 者 氏 名 ⑩
電 話 番 号

り災証明交付申請書

次のとおりり災したので、当該り災に係る証明書の交付を申請します。

世 帯 主 <input type="checkbox"/> 申請者と 同じ	住 所			
	氏 名		電 話	
世 帯 構 成 員	氏名	続柄	氏名	続柄
り 災 年 月 日	年 月 日			
り 災 原 因	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 台風 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 竜巻 <input type="checkbox"/> その他 ()			
被 災 住 宅 の 所 在 地	桶川市			
住 家 の 被 害 内 容				
住 家 以 外 の 被 害 内 容				
使 用 目 的	<input type="checkbox"/> 保険、税金等の手続 <input type="checkbox"/> その他 ()			

様式第2号（第5条、第6条関係）

年 月 日

桶川市長

住 所
申請者 氏 名 ⑩
電話番号

り災届出証明交付申請書

り 災 者 <input type="checkbox"/> 申請者と 同じ	住 所			
	氏 名		電 話	
り 災 場 所	桶川市			
り 災 建 物	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
り 災 内 容				
り 災 年 月 日	年 月 日			
り 災 原 因	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 台風 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 竜巻 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
使 用 目 的				

り災届出証明書

上記のとおり、り災届出がなされたことを証明します。

年 月 日

桶川市長

[様式等]
その他

様式第3号（第6条関係）

り災証明書

世帯主	住所			
	氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	氏名	続柄
り災原因	年 月 日の による			
被災住家の所在地	桶川市			
住家の被害の程度				

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

桶川市長



○被災証明書

被災証明申請書（兼証明書）

桶川市長
年 月 日
住 所
申 請 人 印
電話番号（ ） —

下記の物件について、被災しましたことを証明願います。

記

- (1) 被災日時 _____ 年 月 日 午前・午後 時 分頃
- (2) 対象物件所在地 桶川市
- (3) 被災の原因 _____
- (4) 被災の状況 _____
- (5) 証明の必要な理由 下記の該当するものに○をつけてください。
ア. 損害保険等の給付金請求に必要なため
イ. 災害見舞金等の請求に必要なため
ウ. その他（ _____ ）

上記願い出のとおり、相違ないことを証明します。

第 号

年 月 日

桶川市長

資
料
編

〇り災・被災届出証明書

り 災 ・ 被 災 届 出 証 明 書

年 月 日

(あて先) 桶川市長

(届出者) 住 所

氏 名

電 話

下記のとおり、被害を受けたことを届出ます。

記

被 害 年 月 日	年 月 日
被 害 場 所	桶川市
被 害 原 因	
被 害 状 況	
被害物件との関係	1. 居住者であり所有者（同居家族の所有・共有含む。） 2. 所有者（1と条件は同じ） 3. 居住者（借家人等） 4. 管理者 5. 使用者

※ 上記のとおり、り災・被災の届出があったことを証明します。

備考

第 号

年 月 日

桶川市長

資
料
編

桶川市地域防災計画

令和5年3月発行

編集発行 桶川市防災会議

事務局 桶川市環境経済部安心安全課

桶川市泉一丁目3番28号

TEL 048-786-3211 (代表)
